

# 政

# 刑

第十號

十月號

第五十二卷

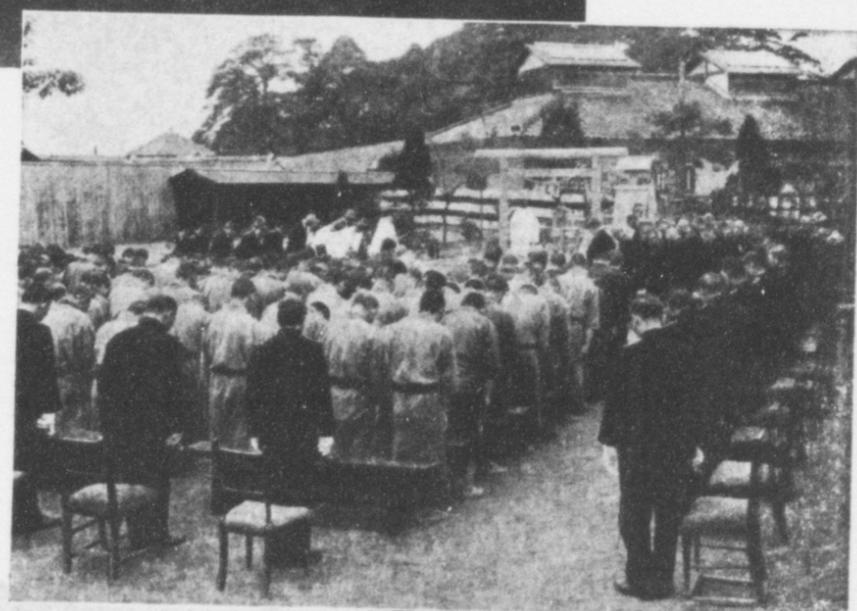
○刑務所便り ○敘任辭令	伊藤主事退職	作業統制協議會概況	海外時報	南アフリカ聯邦の行刑管理	英國の刑務官練習所(一) 前田靜雄 六	受刑者の榮養問題に就て 甲賀正 亥 四	刑務作業と日本刀の鍛錬 江村繁太郎 三	司法保護事業の本質 — 新立法を機縁として — (二) 市川秀雄 三	戰爭と犯罪(五・完) 小川太郎 五	我が國行刑當面の問題 (卷頭言) 日沖憲郎 二
-----------------	--------	-----------	------	--------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------------------------	-------------------	-------------------------

○海外異聞錄  
○訓令通牒

財團法人 刑務協會發行



府中刑務所興亞奉公日誓詞朗讀



→ 福島支所遙拜所鎮座祭



名古屋刑務所職員有志ラヂオ會主催運動會

# 刑 政

十  
月  
號

第  
五  
十  
二  
卷  
  
第  
十  
號

# 我が國行刑當面の問題

日 沖 憲 郎

我が國の行刑は大なる變革に當面しつつある。謂ふまでもなく、それは最近における構外作業の著しい進展である。既に全受刑者の一割を超ゆる數を構外に出役せしめてゐるのであるが、此の現象が今後一層増大する趨勢にあることは蔽ひ難い事實である。嘗て構外作業の問題は將來の問題として取上げられたのであつたが、我が國にあつては既にそれは現實の問題となつてゐる。構外作業が刑務作業の例外的な形態に止まる限りにおいてはそこに問題はないのであるが、量の増大は當然に質の轉化を齎さざるを得ない。さうして此の現象に對處して構外作業をいかに組織し、いかに指導するかによつて我が國の行刑は今や重大な岐路に立つてゐるものといつてよい。行刑の問題は取りも直さず刑務作業の問題であると説かれる深い意味が見失はれて、徒らに作業第一主義を標榜する傾向が果して我が行刑界にないであらうか。もし萬が一にも擴大しつつある構外作業を單に作業經營の見地から組織しようとするならば、我が國の行刑が一つの危機に面することを懼れるのである。

構外作業の歴史は比較的若い。しかも構外作業を圍る賛否の論議は相當に華やかなるものがある。一九

〇一年、それはドイツにおいて構外作業が登場して間もない頃である。ドイツ刑務協會はその決議をもつて長期に亙る構外作業の施行に反對した。その理由とするところは、構外作業は近代の行刑制度が切角戦ひ抜いた雜居制の弊害を再び復活するものだといふにある。人々は構外作業のもつ保健上の優位、經濟的の長所を認めながら、往々にしてその教化上の欠陥を説くのである。かのクリークスマンのごときも、はつきりと構外作業が在來の概念による教化作用、改善作用に缺くるものあることを指摘してゐる。さうして構外作業を科することを相當とするものを次の二つの群に限つた。その一つは長期受刑者にして累進制の最終段階にある者である。戒護力の薄弱は自由に至る中間處遇として却つて適當なりと見るのである。その他は所謂改善不能者である。蓋し、改善思想とこれに志向する一切の處遇はそこに何等の實踐的意義をももち得ないとする。もし果して論者のいふごとくんば、我が現状のやうに構外作業を廣く一般受刑者に科するに當り、行刑の教化作用は一切これを諦念しなければならぬ。かくては最も重大な結果を招かざるを得ない。もとより、これに對しては行刑を離れた立場からする一つの反駁があり得る。すなはち、構外作業にして國家の急需に應ずべく眞に止むを得ざるものとせんか、行刑の教化作用のごときはこれを敢然として犠牲に供すべしとの論である。現に我々は例へばドイツにおいて此の種の論者を見ることができ。そこにはかやうに説かれてゐる。ナチス・ドイツは人口の過剩によつて何よりも食糧の不足に苦しんでゐる。しかも、ドイツの存立を保ち、その獨立を維持するためには、國民の營養はもとより不可缺事である。さうして此の需要はあまりにも深刻にして急迫なるがゆゑに、一切の行刑上の希望と努力とは暫

時これを差し控へねばならぬ。勿論、これは悲しむべきことには相違ない。が、國家緊急の場合とあればそれも諦めねばならない。荒蕪地を開墾して食糧難を克服することについては直ちに一切の手段が盡さるべきである。一言もつてこれを蔽へば、行刑の専門的分野における一切の理論的ならびに實踐的研究を離れて、およそ刑務官はまづ第一に國家的見地に立つて事を眺める要があると。

しかしながら、我々は此處に一顧せねばならぬ。すなはち、問題の根源に遡つて果して構外作業の教化作用を否定する議論が正しいか否かを改めて見究むべきではなからうか。我々は在來の意味における教化概念乃至は改善思想に躑躅する要はない。そこには當然傳統的な行刑教化の轉回を考ふべき餘地が剩されてゐる。例へば、受刑者をして直接國防上の運営に參與せしむる機を利用して國民的自覺を喚起することに力を竭すとすれば、そこに一つの眞に日本的な行刑教化を築くことが可能である。或はまたあまりに個人的な放恣によつて罪科に陥ることを常とする受刑者に、團體訓練の眞の精神を體得せしむることによつて良き國民に再生させる道が拓かれはしないか。もし當面の構外作業の進展を機縁として行刑教化の新しい轉回が策し得られるとしたならば、我が國の全行刑は此處に大いなる躍進を歴するであらう。問題は重大である。さうしてしかく重大なるがゆゑに我々は特に潑刺たる意氣と清新な頭腦を兼ね具ふる若き刑務官諸氏の精進に期待するところが大きいのである。

昭和十四年九月十五日

# 戦争と犯罪 (五・完)

小川太郎

## 目次

- 一 序
- 二 対象と方法
- 三 犯罪 (以上七月號)
  - (イ) 國家及び公の秩序に對する犯罪
  - (ロ) 身體に對する犯罪 (以上九月號)
  - (ハ) 財産に對する犯罪 (以上一月號)
- 四 犯人
  - (イ) 少年 (以上六月號)
  - (ロ) 女子
- 五 結論 (以上本號)

## (ロ) 女子

一 リープマンは概ねコツペンフェルスの「戦時に於ける女子の犯罪」に基いて戦時及戦後に於けるドイツ女子の犯罪について次の如く説いてゐる。

## 戦争と犯罪

女子に於ては軍隊への召集といふことはないから、男子の戦争犯罪を統計的に考察する場合の如くにこの點に對する考慮は必要でない。しかし他の犯罪統計上の欠陥は女子の場合にも當てはまる——即ち一には戦争中の訴追能力の低下、二には被害者の告訴感情の低下。女子の犯罪の戦前に於ける地位は、男子犯罪の約五分の一で、全犯罪の一六%であつた。これを分説すると、女子は男子に對し、國家及び公の秩序に對する犯罪については七分の一、人身に對する犯罪については六分の一、財産に對する犯罪については三分の一を占めてゐた。各犯罪に於ける女子犯罪の戦前の地位と女子犯罪の年齢階級による分布の状況とについてはアシャツフエンブルグの計算（一八九七年——一九〇一年）を引用してゐる。戦前に於ては男子は十八歳より二十五歳までが犯罪について頂上であるが、女子に於ては三十歳より四十歳までが犯罪の危険期であつた。そして獨身の女子よりも既婚の女子の方に犯罪が多いとされてゐた。かかる戦前の状態に對して戦後は如何なる變化を爲してゐるか。この場合には直接な戦時犯罪及び過渡期を機會として發せられた刑罰法令は比較の便宜上これを除外し、間接な戦争犯罪のみを研究せねばならない。

戦後二年目である一九一五年までは戦前から引續いて女子犯罪の實數は減少しつゝあつた。一九一六年には犯罪の總數として一九一五年に比し稍々減少してゐたのである、が女子犯罪としては少年犯罪と等しく既に増加の兆があらはれた。そして漸次増加しつゝ戦争の末期である一九一八年に最初の頂點が示されてゐる。その翌年である一九一九年には著しく減じてゐるが、これは恰も變革の年で刑事訴追能力の減少したためである。一九二〇年になるや少年犯罪と等しく再び激しく増加し、そしてインフレーションの年である一九二三年には頂點に達してゐる。全犯罪に對する女子犯罪の割合をみると、戦前は一六乃至一五%であつたものが一九一七、八年の如きは三七%臺となつてゐる。これは男子の参戦による不在の結果男子の銃後犯罪が減少したことを示すものであつて、女子犯罪そのものの増加をそのままに意味してゐるのではないが、一九二〇年頃に於ても尙一九%臺を續け、戦前の状況にまで低下したの

は漸く一九二五年である。軍隊召集の多く行はれた年である一九一七年には男子の犯罪の半數以上が女子犯罪である。

有罪女子の年齢と家庭状態とに關しては次の如くいひ得る。(1)戦争の初期に於ける女子犯罪の増加は主に十二歳から三十歳までの女子犯人の増加によるのであつて、戦前に於ては有罪となる素質の最も多かつたところの三十歳より四十歳までの女子の犯罪は寧ろ減少してゐる。(2)家庭状態に關しては獨身者に於て増加し既婚者、寡婦、離婚者に於ては減少してゐる。これも亦戦前の状況とは反對のものである。つぎに有罪女子の前科關係をみると、一九一四年には七一・八%、一九一五年には八一・四%、一九一六年には九九・六%、一九一七年には九九%が全く前科のない女子であつた。

犯罪の各形式についてみれば、女子に於ては全戦争期間を通じ國家犯罪、人身犯罪は寧ろ減少してゐるに反し、財産犯罪が激増してゐる。但し國家犯罪の總數から營業法犯罪を除外してみるとそれは必ずしも減少はしてゐない。各個の犯罪について分説すれば、(1)官吏に對する暴行脅迫——一九一六年に平和時の數を突破し、その後減少してゐるが、一九二一年頃より急激に増加し始めてゐる。三十歳から六十歳までの者又は既婚者によつて多く行はれてゐる。食糧、衣服の配給制限による官廳との交渉、官吏の挑發的態度、月經閉止期といふやうな點がこの増加につき考慮される。(2)家宅侵入——戦前に比すれば減少の傾向がある。戦前裏長屋に多かつた喧嘩口論が戦争中の疲勞と困憊でそれをなすだけの氣力もなくなつたことに因るやうである。しかし、重き家宅侵入と心理的に密接な關係があるところの騷擾、暴動などについては女子の参加度合が多くなつてゐる（食糧一揆）。(3)職務犯罪——戦争中は増加してゐる。女子官吏が補充として多數介入して來たことに因るのであるが、女子官吏の總數に比すれば必ずしも増加してゐる譯ではない。(4)囚徒逃走罪——三十歳——四十歳の女子の過失犯が多數を占めてゐる。戦時中捕虜監視の責任を

戦争と犯罪

女子が負擔したことに因るのである。(5)殺人——謀殺は戦争の終りに近づくに従つて漸増し一九二四年には戦前の約三倍になつてゐる。故殺も殆ど同様である。女子の殺人の心理は明確ではないが、戦争の結果、従来女子には縁の遠かつたかゝる犯罪が増加したことは、男子の仕事を負担せしめられたことと道義の一般的な頽廢の結果による。(6)強盜及び準強盜的恐喝——戦時に於ては戦前平均の二倍に増加してゐる。(7)侮辱及び傷害——戦時中は減じてゐる。減少は既婚者及び寡婦に於て著しい。但し危険なる傷害及び過失の傷害はこれと異なる。過失の傷害は戦争當初から増加し始めてゐる。それは女子の疲勞に基く交通事故を示してゐる。(8)淫行媒介——戦時には減少し戦後に於て再び戦前の状態に近づいてゐる。その主なる理由は檢察力の強弱である。(9)賣淫——戦時の状態は不明である。女子の勞働市場の有利さはこれを減じたことであらう。(10)墮胎——戦時に於ては減じてゐる。しかし出生の數の減じたほどには減じてゐない。多く女子によつて行はれてゐる。嬰兒殺が地方の獨立せざる少女の犯罪であるに對し、これは獨立せざる女工によつて行はれる。一九一四年には著増をみてゐるが、これは明らかに戦時現象である。墮胎を犯罪とするか否かの議論が曲線に影響してこれに相當の動搖を與へてゐる。一九二〇年以降再び急増をみてゐる。(11)竊盜——單純竊盜は一九一五年に既に増加し始め一九一七年には一九一三年の二倍、一九二三年「インフレーションの年」にはその三倍になつてゐる。重き竊盜の増加は單純竊盜よりも甚だしい。女子の累犯竊盜の増加は單純竊盜ほどではない。その進行は緩漫であり、從て竊盜總數に占むる累犯女子の割合は減じてゐる。未婚者、既婚者の割合は戦前と同様である。少女の増加は男少年の増加に比すれば劣勢である。(12)贓物收受——甚しく増加してゐる。一九二三年には實に一九一四年の七倍に至つてゐる。増加には既婚の歳をとつた女子が多數を占めてゐる。(13)文書偽造——その曲線の高低の差が甚だしい。(14)詐欺——横領と共に、前記竊盜、贓物、文書偽造とは異なる動きを示してゐる。その増加は緩漫であり、一九一八年に頂點に達してゐるが一九一四年の二倍にまでは至らぬ。年齢の高きものに於て良好な状態が示されてゐる。(15)横領——一九一五年に減少を示してゐる唯一の犯罪である。

リープマンは、總説的に述べる以上に涉つて、女子犯罪の特質から、以上の數字を解明することは全く無駄である。従つて此處に戦時の女子の地位を一般的に述べてその説明の補足たらしめるとして、極めて雄辯に當時の女子の生活を描いてゐるのであるが、一言にしてこれを蔽へば、其處には女子の全生活の「男性化」があつたのである。以上がリープマンの女子犯罪に關する所説の大略である。

(一) 木村龜二氏「女子犯罪現象の特質、原因及び對策」(刑政第四六卷第五號)第一三頁に再掲せられてゐる。  
 二 わが國の女子犯罪は各戦時につき次の如き數字を示してゐる。

注 明治時代については第一審對席判決有罪被告人(重罪及び輕罪)を採り大正時代については第一審刑法犯有罪被告人を採る。(大正六年以前は確定判決)

各戦時の女子犯罪(刑法犯)

年	女子犯罪數	總數に對する割合
明 26	13,834	9.6
27	14,221	9.7
28	13,037	9.9
29	12,380	9.3
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36	6,597	7.3
37	5,387	6.9
38	4,300	7.0
39	4,740	7.2
大 3	8,704	8.4
4	7,982	8.4
5	8,306	8.1
6	8,515	8.0
7	8,617	7.4
8	7,987	7.3
9	6,571	7.1
10	5,948	7.4
11	6,230	7.7
12	6,096	7.2

わが國に於ける女子犯罪の地位は、ドイツ戦前の一六%なるに對し、日清役の前に於て九・六%、日露役の前に於て七・三%、大戦前に於て八・四%であつて、遙かに低位にあつた。このことは大戦前の歐洲諸國に比しても同様であつて、大戦前のフランスに於て

は一四%、ベルギーに於ては二四%、イタリイに於ては一八%であつた。これはわが國の女子の社會に占むる特殊な地位、家族制度その他に於ける女子の優秀な特質の一傍證に外ならぬ。戦争の發生もわが國の女子犯罪には著しい影

戦争と犯罪

戦争と犯罪

響を與へて居らぬ。前表を一覽するに、前表中の最高は明治二十八年の九・九%であり、最低は明治三十七年の六・九%であつて、その間の差はドイツその他の諸國（ドイツに於ては戦前の一六%より戦後三七%に、フランスに於ては一四%より三〇%に、ベルギーに於ては二四%より三四%に、イタリーに於ては一八%より三三%に増加してゐる）の戦前戦後の差に比して極めて僅少である。各戦役の前後を對比してもその差は僅少である。たゞ、日清役及び大戦時に於て戦時に僅かに増加してゐることを看取できる。日露役時代に於てはその前後を通じて戦争以上に女子の犯罪に影響を及ぼした事象があつたことを推測せしめる。日露役時代に於ては女子犯罪の地位が著しく低位となり、日清役の時代に比し、實數に於て半減し比例數に於て二、三割を減じて居り、世界大戦時に於ては日露役に比し實數に於ても比例數に於ても増加してゐるのである。その間に刑法の改正が行はれたにしても、女子犯罪は、わが國に於て少しく特異なものを示してゐることを感ぜしめる。尠くとも舊刑法時代に於ては女子犯罪の割合は各國の事情に反して一路減少の途を辿つてゐる如くである。それは犯罪總數の減少よりもつと著しい率に於てである。

しかし乍ら、日清、日露の兩役に關し重罪及び輕罪につき公益犯罪、人身犯罪及び財産犯罪の各比率を見れば事情は稍々異なるものがある。

年次	重罪			輕罪		
	公益に關するもの	身體に關するもの	財産に關するもの	公益に關するもの	身體に關するもの	財産に關するもの
26年	2.4	0.6	6.9	2.4	0.5	7.0
27	2.4	0.5	7.0	2.8	0.6	6.8
28	2.8	0.6	6.8	2.8	0.6	6.1
29	2.8	0.6	6.1	1.8	0.8	5.0
36	1.8	0.8	5.0	1.4	0.7	5.1
37	1.4	0.7	5.1	1.3	0.7	5.2
38	1.3	0.7	5.2	1.5	0.8	5.1
39	1.5	0.8	5.1			

即ち本表に於て特に注意せねばならぬことは、前掲表「各戦時の女子犯罪」が第一審有罪者を算へたるに對し、本表は被告人の總數であつて無罪數を相當に含む點である。總數一〇〇に對する割合が前掲表と異なるのはこのためであつて、この間に相當數の開きの存することは則ち女子犯罪に於て無罪數が相當の數を占めてゐることを示してゐるのである。しかし、女子犯罪の形式の大約は本表に於てこれを示すこ

女子被告人の年齢區分比

戦争と犯罪	年齢區分比			
	三十歳以上	四十歳以上	五十歳以上	計
	22	19	14	100
	22	18	14	100
	22	18	14	100
	21	20	14	100
	23	18	15	100
	23	17	14	100
	22	17	16	100
	22	18	16	100

年次	重罪				輕罪			
	公益に關するもの	身體に關するもの	財産に關するもの	總數に對するもの	公益に關するもの	身體に關するもの	財産に關するもの	總數に對するもの
26年	9.8	0.8	5.7	3.3	9.9			
27	10.6	0.6	6.1	3.9	9.9			
28	11.8	0.4	7.0	4.4	10.2			
29	12.7	0.6	7.8	4.3	9.5			
36	8.3	0.5	5.0	2.8	7.6			
37	7.6	0.5	4.2	2.9	7.2			
38	9.1	0.7	4.7	3.7	7.2			
39	9.4	0.4	5.6	3.4	7.4			

備考 刑事統計要旨より採る

總被告人の年齢區分より計算す。年齢不詳のものあるに少なるにつき省略

とを得るものとすべきであらう。まづ日清役當時についてこれを見れば、人身及び財産に對する重罪の戦後の増加が稍々顯著である。輕罪については戦前に比して殆ど變化をみる事ができぬ。この状態は日露役についても殆ど同様であつて、財産に關する重罪が稍々増加してゐるのみで他に特に顯著なものを發見しない。しかしこれらの増加にしても、後にみる如くその總實數に於ては寧ろ減少してゐるのであつて、これらの割合上の増加は反面に於ける犯罪總數及び女子犯罪總數の減少を意味してゐるに過ぎない。

これらの年齢區分をみれば、その百分比は次の如し、

即ち、年齢區分に於ても驚くべき齊一さを示し、戦争による影響は二十歳未満に於ける戦時の僅少な増加以外殆ど發見することを得ぬ。

以上を更に補足する意味に於て日清、日露役時代の各犯罪に於て女子の占むる割合につきその主要なるものをみよう。竊盜に關する第一審對席判決有罪者については女子竊盜犯人の戦時の増加といふことは實數についても比例數についてもあらはれてゐない。このことは竊盜と同系とも稱すべき詐欺取罪及受寄財物に關する罪に於ても殆ど同様である。即ちその第一審對席判決有罪者中女子は

又竊盜の映像といはれる贓物罪についても同様である。

女子犯人の年齢区分比

年次	女子犯人の年齢区分比						計
	二十歳未満	二十歳以上二十歳未満	二十歳以上二十歳未満	二十歳以上二十歳未満	二十歳以上二十歳未満	二十歳以上二十歳未満	
大3	7	10	13	28	22	20	100
5	7	9	12	28	22	22	100
7	6	10	11	29	21	21	100
9	5	10	12	27	21	21	100
11	5	10	12	24	21	21	100

戦争と犯罪

放火罪

年次	放火罪	
	女子人員	男子人員
26	86	18
27	113	24
28	112	23
29	101	23
36	96	19
37	102	20
38	101	23
39	104	24

贓物罪

年次	贓物罪	
	女子人員	男子人員
26	1,616	31
27	1,658	32
28	1,517	31
29	1,176	27
36	428	20
37	325	17
38	246	15
39	291	16

詐欺取罪等

年次	詐欺取罪等	
	女子人員	男子人員
26	633	6
27	663	6
28	583	6
29	639	6
36	434	4
37	372	4
38	250	4
39	288	4

竊盗罪

年次	竊盗罪	
	女子人員	男子人員
26	6,513	11
27	6,513	11
28	6,685	10
29	5,177	10
36	3,025	8
37	2,608	7
38	2,139	7
39	2,194	7

年次	二十歳以上三十歳未満		備考
	二十歳以上三十歳未満	二十歳以上三十歳未満	
26年	20	25	
27	21	25	
28	21	25	
29	20	25	
36	16	28	
37	17	29	
38	17	18	
39	16	28	

戦争と犯罪

ることである。故殺、謀殺、毆打創傷の各罪について概言すれば、日清役に於ては各罪ともに戦時に女子の増加をみ  
てゐる(たゞ故殺については明治二十六年に比し明治二十七年は減少を示してゐるのであるが、それはその次年の急  
増によつてこれを補ふべきものであるやうである)。日露役に於ては謀殺を除いて孰れも戦時戦後は戦前に比し減  
少してゐる。女子犯罪はこの點に於ては一般犯罪と軌を一にするものである。

つぎに世界大戦時に於ける女子犯罪の詳細をみよう。その年齢区分は次の如し。

この場合の年齢構造は日清、日露の兩役時代に於けるそれと著しく  
異なつたものがある。この兩役時代に於ては二十歳以上三十歳未満の  
ものに於ては最高位を占めるに對し、本表に於ては五十歳未満者が最  
高位を占めてゐる。しかも、二十歳未満者の占むる地位は曩に一六%  
乃至二〇%であるに對し、この時代に於ては僅かに五乃至七%を占む  
るに過ぎない。日清、日露、世界大戦の三時代を通じて夫々異なる  
この年齢構造は主としてその原因を刑事立法、刑事政策の變化にもつ  
ものであることは否定できない。殊に未成年者の減少は新刑法に於け

即ち孰れも明治二十七年時を除けば戦時及び戦後に於て減少の傾向  
すらあらはれてゐる。これらに對し放火は稍々異なるに傾向を示して  
ゐる。  
即ち實數に比例數についても戦時戦後に於ける相當に顯著な増加  
をみることが出来る。これを以て戦争の直接の影響に因るものである  
とすることは出来ない。戦争は例へばイタリヤに於ては放火の減少を  
齎らしてゐる。ドイツに於ける戦後の増加は保険詐欺を原因とするも  
のと解されて居り、火災保険制度の確立を前提とする。この日清、日  
露の兩役については、前述の如く(財産に關する犯罪の項参照)放火  
の男女合計數は一般財産犯罪に對して特殊な動きを示してゐるのでは  
なく、従つて商工業に於ける景氣火災(Konjunkturbrände)の問題も  
生ずる餘地がない。前掲の數を各構成事實について分ければ「火ヲ放  
テ廢屋及柴草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬ス」及び「火ヲ放テ山林ノ竹  
木田野ノ穀麥及露積シタル柴草竹木或ハ其他ノ物件ヲ燒燬ス」の犯罪  
に於ての増加が注目すべきもののやうである。男子の放火に於ても同  
程度にこの傾向は見得るのであつて、僅かにエツケルの指示する如き  
農業に於ける景氣火災の現象を示してゐるやうである。(三)しかしかゝる  
小範圍の數字についてこれを斷定することは極めて危険である。グラ

戦争と犯罪

る犯罪年齢の引上げによるところ大であらう。明治三十三年以来の感化法の施行も考慮に入れねばならぬ。世界大戦が女子犯罪の年齢構造に及ぼした影響は如何、本表に於ては五十歳未満者の戦後の増加傾向を僅かに推測せしむるに止まる。いま、女子犯人中初犯者の占むる割合を大正三年以降について計算すれば

%	84
3	85
4	84
5	84
6	86
7	87
8	87
9	88
10	83
11	83
12	83
13	83

となり、大正七年より大正十年までの間に初犯者の率の増加したことを物語つてゐる。これを各年齢区分についてみれば、五十歳未満者の初犯者の率が増加してゐることを發見するのであつて、世界大戦による女子犯罪への影響は四十歳以上五十歳未満の女子の無傷なる部分に稍々あらはれてゐるが如くである。しかしこれは百分比の上からの話であつて實數に於ては減少してゐるのであるから、その點を誤解してはならぬ。

次に個々の犯罪のうち顯著な動きを示すものについて世界大戦時の女子犯罪をみよう。戦が始るや順次増加し始めその後減少するものに公務執行妨害、騷擾、文書偽造、横領などがある。公務執行妨害は普通、九乃至一〇人を算するものが常であるが、大正四年並に五年に於ては夫々一九人並に二三人を算し異例な状態を示してゐる。その數は著しく少数であるがそれだからといつてこれを以て直ちに偶然的なものとすることはできない。ポルトケウイツチの所謂小數の法則によれば、必ずしもケトレーの大數の法則によらぬでも、小數の内に法則を發見することができることとされてゐる。兎に角この戦初の増加はリープマンの掲げてゐるドイツの場合の官吏に對する暴力脅迫における戦初即ち一九一六年の増加と多少とも共通するところをもたぬであらうか。文書偽造と横領とは大正六、七年を頂點として居り、竊盜、詐欺等の一般財産犯罪と異なる動きを示してゐる。大戦景氣がこれらを増大せしめたものとみることが出来るであらう。これらに反して、竊盜、詐欺、贓物犯罪、放火、誣告の如きは、大戦の開始する大戦前の減少傾向

をそのまゝに後も減少の一路を辿つてゐる。竊盜の如きは大正三年一、一八〇人、大正八年七一五人、大正十年三六五人であつて戦後に於ては戦初の半數以下になつてゐるのである。詐欺も亦戦後には戦初の半數以下となつてゐる。孰れも戦争の齎らした好景氣によるのであらうが、大正九年の恐慌にも影響されずになほ減少を續けてゐることは注目すべきである。この場合なほ留意すべきことは女子の詐欺はドイツに於ては横領と同一の動きを示し竊盜とは異なるものであることである。つぎに、女子犯罪に特殊なものとしての墮胎及び嬰兒殺をみやう。

女子犯人	
	墮胎
年次	3
	453
	4
	419
	5
	398
	6
	396
	7
	424
	8
	298
	9
	253
	10
	270
	11
	208
	12
	194
	嬰兒殺
	207
	151
	166
	138
	132
	131
	114
	141
	99
	112

あることはこれを看取できる。之を要するに、エツクスナーの適確な表現によれば「婦女はその社會的立場に於て男性に代ることを求められてゐる一方、その反社會的關係に於ても明らかに男性に近づくのである」といふのであるが、わが國の少くとも各戦時に於ては殆どかかる狀況を發見せず、従つて女子に於ける典型的な戦争犯罪といふものはわが國に於ては發見せられぬのである。

- (一) Vocas, P. Influence de la guerre européenne sur le criminalité, 1926
- (二) ドイツ以外の諸國について Ecker, ibid.
- (三) Ecker, A. der Brandschaden an der landwirtschaftlicher Produktions und seine Bedeutung für die Volksernährung. (Roesner, Einfluss より引用)
- (四) Grassberger, R. die Brandlegungskriminalität, s. 104.
- (五) 年次 20歳未満 25歳 30歳 40歳 50歳 50歳以上
- 大7 6 9 10 16 100
- 大10 5 10 10 23 17 100

戦争と犯罪

五 結 語

世界大戦時の犯罪の特徴はこれを約言すればつぎの諸點にあらはれてゐる。即ち交戦國に於ては、(イ)女子犯罪の増加、(ロ)少年犯罪の増加、(ハ)竊盜の増加、(ニ)贓物犯罪の増加、(ホ)横領の減少、(ヘ)詐欺の減少、(ト)性犯罪の減少、(チ)墮胎の増加、(リ)男子犯罪の減少、(ヌ)人身犯の減少。交戦國ではあるが戰場から著しく離れた國々に於ての總犯罪の減少。戰場に近き中立國に於ける少年犯罪、女子犯罪、竊盜の増加。

しかし、リープマンがその「結論と展望」に於て、戦争犯罪の重要な特徴として掲げてゐるものは、「犯罪の從來健康であつた人々を蝕ばむことが益々多くなり、驚くべき程度となつた」といふことである。

エツクスナーやリープマンのいふ如き戦争犯罪がその典型的な意味に於てわが國の各戦時に存在してゐなかつたことは上來述べて来たところである。眞の意味の戦争犯罪の根柢となつてゐるものは種々なる意味に於ける經濟封鎖である。積極的な經濟封鎖、戦争の遂行上なさるべき實質上の經濟封鎖、さらに貨幣價値の急激な下落によつてなされる外國貿易の杜絶、資金を國外より調達することの不可能などが慘憺たる戦争犯罪を生み出す原因である。當時のドイツはこれらの總ての意味の封鎖に惱まされ、遂に典型的な犯罪現象を生み出したのであるが、同時にドイツ以外の歐洲交戦國に於てもこれらの封鎖が多かれ少かれ戦争犯罪を生ぜしめたのである。わが國に於て日清、日露の兩役は實に國家總力を舉げて戦ひ、國家興亡をこの點に賭したものであつたことは勿論であるが、國民經濟の封鎖作用は如何なる方面にもあらはれず、銃後の直接な生活に迫る程のものは存在してゐなかつた。世界大戦時に於てこのことなきは勿論である。

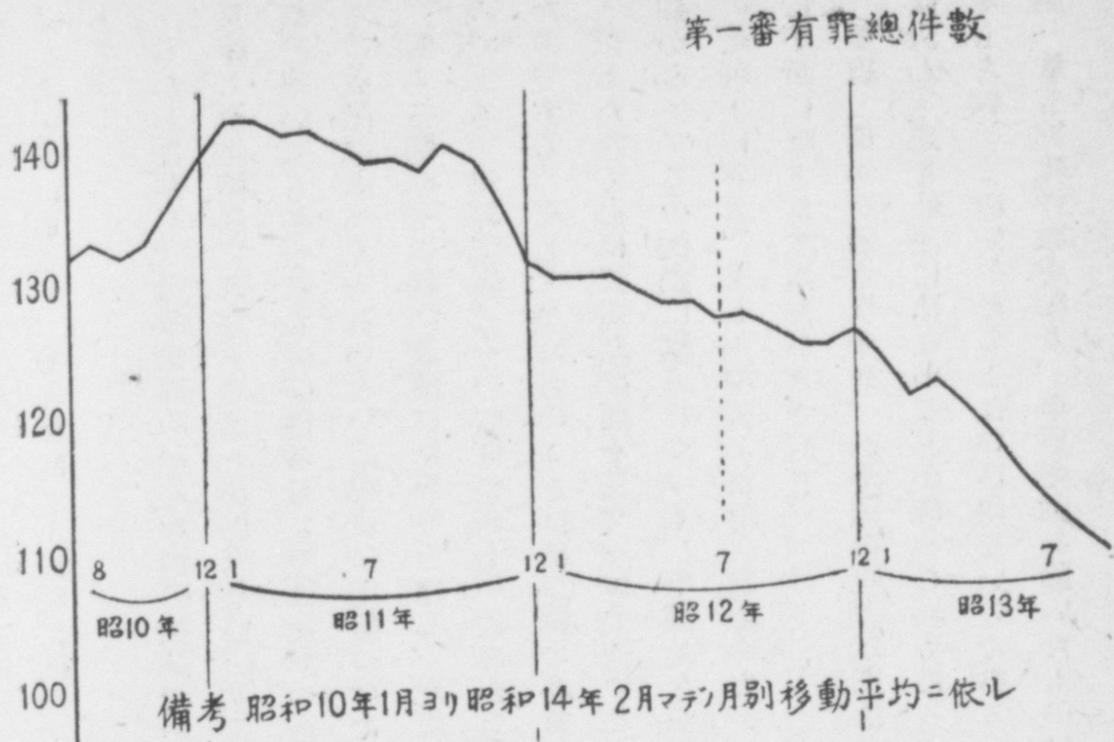
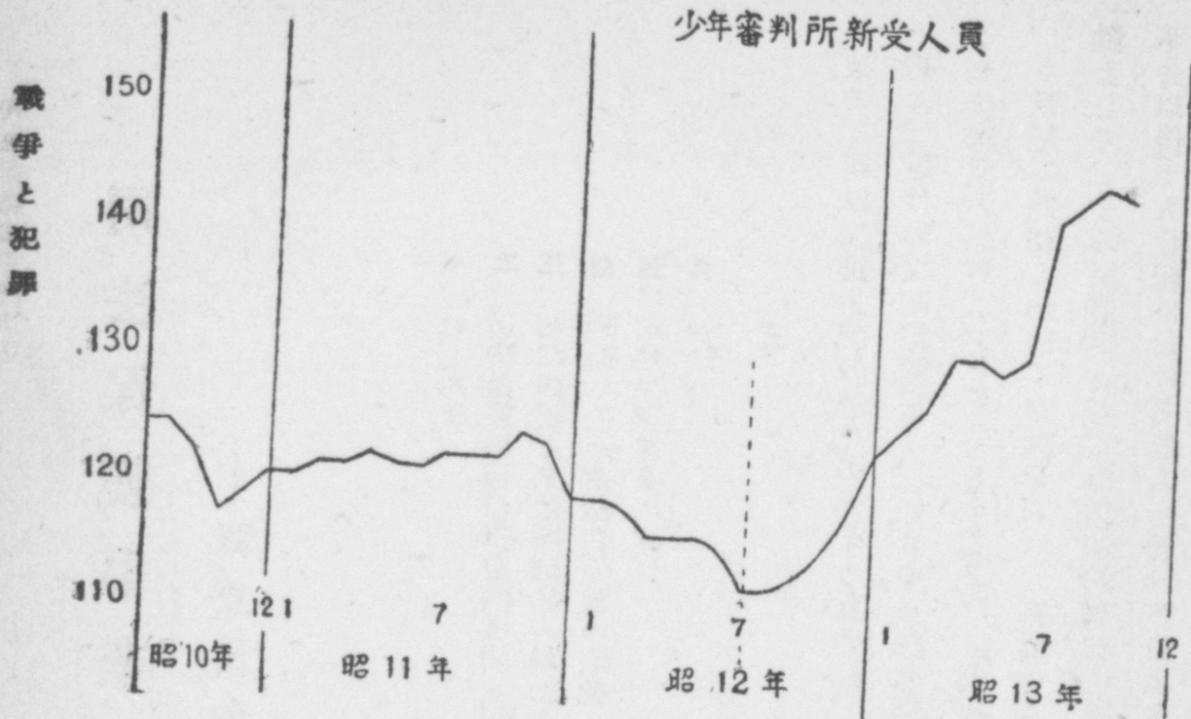
わが國に於ては戦争犯罪は存在しなかつた。のみならず、歐洲諸國の犯罪統計に比してわが國の犯罪が時に著しく相異のある發展を示してゐるところはわが國情の特有さを見るのである。比較統計を嚴密に實行することは極めて困難なことではあるが、犯罪統計の上に時に歐洲の老廢さとわが國の新鮮さとに觸れて快哉を叫ぶことも少くないのである。

しかしながら、戦争犯罪の示した別の提議であるところの犯罪は國民の生活と明白な依存關係をもつといふことは最早これを斷じて否定することが出来ない。リープマンは犯罪のこの社會的依存關係は「既に戦前に於てなされた觀察に基いても必ずしも疑ひ得るものではなかつた。決定的なことは寧ろこの經驗上の命題を一般人の意識にその眞實さは最早疑ふべくもないといふ程度に印象づけたといふことにあるのである」といつてゐる。戦争犯罪の經驗は犯罪に對する觀念その豫防鎮壓に影響を及ぼし、犯罪に對する道德的な憤激衝動的な應報に止まることを許さなくなつたのである。犯罪認識とその對策が新しい觀點から爲されねばならぬといふことは戦争犯罪の興へた貴重な教訓であつたのである。そしてこれらのことはわが國の各戦時の犯罪經驗を以てしてもなほ極めて明白なことである。

以上わたくしは貴重な紙面を蕪文を以て汚すことを恐れつゝも、さらに又問題の老天性の前に嗟嘆して幾度か筆を擱かんとするの衝動に驅られつゝも、不満足ながら問題の輪廓だけでも描き得たものは、今日われわれは古今未曾有の聖戦下にあり、そして聖戦の目的の貫徹のためには刑事政策の占むる地位も亦極めて重大なるものであるとの意識に不斷に曝されてゐたからである。

聖戦二周年を過ぎた今日、わが國の犯罪状態はどうであらうか。その對策は正當な道を歩んでゐるか。全體としては決して悪き状態にはないことが傳へられてゐる。銃後の緊張が確乎たるものあることのためであらう。統一的材料をもたぬので確定的なことはいひ得ないのであるが、例へば官報に發表せられてゐる「裁判所及檢事局取扱件數」中第一審有罪總件數を採り、季節變動を除いたものは左圖の如き状況を呈してゐる。

戦争と犯罪



備考 昭和10年1月ヨリ昭和14年2月マデ月別移動平均ニ依ル

在の如く増加の間接の原因の如く思はれるのであるが、今にして眞の對策を立つるに非ざれば、光輝あるわが刑事政策の上に一汚點を印することになるであらう。少年の悪化は纏て成年の悪化を齎らすものである。「悪靈の循環」があつてはならぬ。厚生政策と刑事政策との協力によつて速かにこの傾向を食ひとめねばならない。犯罪が明白な社會的保存性を示してゐると共に、よき刑事政策は銃後の強さを増す所以である。

私は嘗て犯罪の自由放任主義から犯罪の統制主義への轉換について卑見を述べたことがあつた。(一) 刑罰に對する單なる應報思想は犯罪への自由放任思想に基く。犯人を社會、國家、民族の眞只中に發見してそれに対する對策を講ずることが犯罪の統制思想である。この思想は少年については完全な是認を得た如くである。又成年についても行刑の實際に於ては公認記録を得た如くである。しかし事變下の犯罪状態の錯綜に狼狽してどんな思想が飛び出さぬとも限らぬ。犯罪の統制は強化されねばならぬ。犯罪の統制は犯罪認識の統制と犯罪對策の統制とに分れる。犯罪、不良行爲、反厚生的現象の速やかな統一的な認識が行はねばならぬと共に、教育制度、感化制度、矯正制度行刑制度の緊密なスクラムが組まれねばならぬ。

(一) 拙稿「刑事社會學に於ける問題」刑政第四八卷第一〇號第四六頁

即ち事變以後の急激な減少は一覽して明らかであらう。昭和十二年の事變前に比すれば、昭和十三年九月には既に一割五分を減じてなほ減少の傾向の存することが推測できる。勿論その半面には銃後の總人口の減少が考へられるのではあるが、それにしてもこの減少率は著しいものありとせなければならぬ。戦争によつて從來健康なりし部分が犯罪を犯すに至るといふやうなこともあらはれてはゐない。それはわれわれ刑務官の經驗に徴して明らかである。リープマンは「不良に陥るものの範圍がひろがるほど、教育乃至これに類する施設に於ては素質のよい從て教育的な見地から見込のある人間が増加するのであり、又犯罪數の減少する時期に於ては反對に困難な素質的に多少缺陷のある人間の割合は増加するのである」といつてゐるが、今日の刑務所に於て「素質のよい教育的な見地からは見込のある人間」が從來よりも増加してゐるといふことは決して認め得ない。

しかし少年事件については事情が異なる。「少年審判所取扱少年數」中新受人員を前圖と同じ季節變化を除くために移動平均を採れば、左圖の如し、事變を契機として増加しつゝあることは判然たるものがあらう。

かゝる少年犯罪の増加は眞に憂慮すべきことである。少年の都市集中傾向、住宅問題、軍需下請工場に於ける少年の高賃銀が現

# 司法保護事業の本質(二)

—新立法の實施を機縁として—

市川 秀 雄

- 一、はしがき
- 二、司法保護思想の歴史的展開(以上九月號)
- 三、司法保護と文化國理念(以上本號)
- 四、刑政に於ける司法保護の地位
- 五、司法保護事業の本質
- 六、むすび

### 三

扱て、司法保護思想の進化のかやうなのは、また一方、國家についての思想の變轉と關聯してゐる。抑々、近代の文明諸國家は、いはゆる法治國家の思想 (Rechtstaatidee) を止揚して、その一次程の高きに位する文化國家の思想 (Kulturstaatsidee) に發展したとせられる。(註一) 法治國家は主として十九世紀の終末期から二十世紀の頭初にかけて強調せられ、完成せられた國家思想であつて、それは中世の警察國家 (Polizeistaat) の反動として、その反指定として自然法的思想に基いて發生し、勃興した國家思想であり、さうして、それは、フランス革命以後十九世紀に於ける個人主義及び自由主義の思潮の裡に培かはれた國家思想であること、いまさら、こゝに、

説くまでもない。それ故に、法治國家の思想の基調をなすものは、必然的に個人主義的であり、自由主義的である。すなはち、それは、個人主義、自由主義の國家理論の歸結として、國家とは個人の集合概念であり、國家は、實に、個人のために存在するものであるとなした。従つて、國家の目的は著しく極限せられて、國家は個人の人格的擁護を目的とするものであり、國家はその法的強權装置によつて個人的自由を擁護することを任務とするものであるとせられた。しかも、法治國家に於ける此の個人の自由を保護するといふ國家の任務は、絶対にして且つ唯一のものであるとせられた。されば、法治國家の機能は、個人のために、個人の自由を保護するに止まらねばならないものとせられた。その餘のことは、凡べて個人の自由に委ねられねばならないとせられた。それ故に、國家がその機能を、これ以上に發揮することは、實に、却つて個人の自由を妨害し、束縛することに外ならなかつた。従つて、國家の機能は一定の嚴然たる限界性を有し、國家はその法目的、治安の目的にその活動が限定せられてゐた。それ故に、警察の觀念を定めるに當つても、それは消極的に社會の障害を除去する作用に限るものとせられてゐた。積極的に社會の福利を増進する作用をも含むものとするが如きは、到底警察の觀念として認められ得なかつたところである。(註二) されば、國家が固有の文化目的のためにその機能を發揮するといふことは、未だ許容され得るところではなかつたのである。従つて、文化行政(福利行政、保育行政)といふことが國家の行政的機能として、今日の如く重要視されなかつたのも當然なこととせられねばならない。蓋し、個人主義思想が旺盛であつて、民族主義、全體主義思想が顧みられるところとならなかつた當時にあつては、文化も亦個人個人の力によつて創造せられるところであると觀念せられ、文化創造の要素としての個人が深く社會、民族、國家と關聯して考察せられなかつたのである。その文化意識は個人人格文化であり、社會文化、民族文化の意識には到達してゐなかつた。換言すれば、個人のみが文化の創造者であり、文化の増進といふことは、實に、文化の擔ひ手である個人の力によつてのみなされるとせられてゐた。民族を以て、

國家を以て決して文化擔當者 (Kulturträger) とは夢想だもしなかつたのである。要するに、法治國家に於いては、個人の人格とその生活 (自由) の保障といふことにその重點が置かれてゐたのである。(註三) さうして、法治國家は此の個人人格及びその生活の保障といふことを、國家の唯一の機能とし、また、之を以て國家の絶対の聖なる職能としたのであつた。しかも、此の國家の機能は絶対に、また、完全に遂行されねばならなかつたとともに、此の限界を超えてその機能を發揮することは絶対に許容されなかつたのである。

個人の人格及び生活に對する保障を完うする此の如き國家の機能は、それが法治國家に於いては、絶対にして唯一の機能とせられたるが故に、それは、國王の専恣によつて國家の機能遂行が妨げられることなきを保するため、法律を以てその遂行が保障せられたのである。さうして、その法律は、實に、國王も之を侵す可らざるものとせられたのである。されば、法治國家の定義として何人も憶ひ起すであらうかのアンシュッツの有名な定義には次の如く記されてある。曰く、『法治國家とは、國家の最高な意思は國王 (Rex) ではなくして法律 (Lex) であるところの全く法を徵象して存立する國家である。それは人民相互の關係のみならず、人民と國家の關係も法律を以て規定されてゐる公共制度である。それ故に、治者も被治者も法規の下にある國家である。法秩序は國王に對しても破らざる可らざるものであるべきであり、成文法は被治者の意思を拘束すると同様に治者の意思をも拘束する』と。(註四) 法律、すなはち、成文法は、法治國家に於いては、實に最高とせられ、法律、特に、成文法は何人も破る可らざるものとして觀念せられた。有名な法諺である『惡法も亦法なり』といふ言葉は、かくの如くにして、法治國家に於いては法格言として絶対の意義を有してゐたのである。要するに、法治國家に於いては、法律は最高のもの、絶対のものとして、國家と同意義を與へられ、法律と國家とは同異語とせられたのである。否な、國家と雖法律を破ることは許されなかつた。さうして、かゝる思想の裡に、かのイエリネツクが『國家法の礎石にして隅石』 (Grund-und Eckstein

des Staatsrechts) と呼んだ法人國家の概念が完成されたのである。(註五) 國家は法律によつて人格を與へられ、權利、義務の主體となり、國家はその義務として個人の人格と自由とを保障することを要求せられ、しかも、その義務を超えて國家の機能を發揮することは、國家がその權利を行使する所以ではないとせられたのである。

かくして、法治國家に於いては、個人の人格と自由とを保障するといふことがその正義とせられ、社會乃至國家の秩序を維持することとせられた。されば、法治國家に於いては、その正義を維持するために、その秩序を維持するために、法律がそのための國家機能を遂行する強權裝置として賦與せられた。かくて、法秩序と成文法とが法治國家の生命として著しく重きをなしたのであつた。(註六) その結果は、法治國家の統治は人による統治ではなくして、法による統治であるといふことになるのである。(註七)

しかし、人の統治ではなく、法の統治であるとせられる法治國家に於いて、しかく法律 (成文法) が絶対至上のものとしてせられる所以は、實に、前叙の如く、法律——それは主として成文法——のみが個人生活の安全性と自由性を保障し得るが故にである。カール・シュミットの言葉を借りれば、それは法律、すなはち、成文法のみが「豫知」を尊び「安全」を欲求する人々の心を満足せしめ得るがためであつた。(註八) この「豫知」を尊び「安全」を欲求する人々の心が、法治國家に於いて、いはゆる「罪刑法定主義」を刑事上の原則として確立せしめたのであり、フオイエルバッツへの創出にかゝるといはれる、かの「犯罪なければ刑罰なし」 (nullum crimen sine lege) と云ふ言葉が個人——自由人——に對するマグナ・カルタとせられたのである。(註九) さうして美濃部博士によれば、「罪刑法定主義」は單に刑法上の原則のみに止まらず、それは實に、凡ての國家行政上の原則であるとせられる。(註一〇) かやうにして、法治國家に於ける法律 (成文法) は絶対至上視せられたのであつたが、それには一つの條件が附せられてゐた。すなはち、それは、前叙の如く、法律が個人の人格と自由を保障するのみに止まらねばならぬといふ消

極的的作用を営む限りに於いてのみ絶対至上とせられたのである。法律が此の作用、すなはち、その消極的作用を超えて、さらに積極的作用を営まんとするとき、それは個人の自由を束縛するものであり、それは同時に、個人の人格を尊重せざることをなるのであり、法律は最早や神聖視されないものである。畢竟するに、法治國家に於いては、法律は至上視せられたのであるけれども、個人の人格、個人の自由は、さらにそれ以上に高次のものとして絶対神聖視せられたのである。こゝに、憲法上にはゆる「自由權」の思想がその誕生をみることになつたのである。詳言すれば、法治國家に於いては、その法律の作用は個人の人格、個人の自由の保障のみに止まらねばならぬといふ消極的目的によつて規制せられるのであり、従つて、法による統治を目的とする法治國家はその機能を發揮する點に於いて、著しく消極的であり、その法律の作用も消極的に止まることになる。わたくしは、法治國家に於けるかやうな消極性を呼んで、法治國家の消極的機能性又は消極的法律主義（消極的法律性）といふ。

畢竟するに、法治國家に於ける法律は、個人のために存在するにすぎなかつたといふことになる。法治國家に於ける法律のかやうなのは、個人主義、自由主義をその基調とする資本主義の發展と發達とに役立つたこと著大なるものがあつた。否な、法治國家の理念なくしては資本主義の發達を望むことは不可能であつたのである。われわれは、此の意味に於いて法治國家の思想の文化的意義を忘却してはならない。

扱て、以上の如く、法治國家の思想は資本主義の發達とその歩調を合はせ、資本主義發達の原動力ともなつたのであるが、その資本主義の社會に於いては、前叙の如く、自由、平等といふことが標語とせられ、各個人は全く平等なる地位に於いて、さうして、全く自由なる立場に於いて競争がなされることを理想とし、之を以て正義とせられた。——されば、資本主義の旺盛な社會にあつては、刑法上に於いても、各個人は平等に自由なる意思を有するものとせられ、自由意思の主體として責任の觀念が發達したのであつたことを、こゝに考へ合はせることが出来る。——さう

して、かくの如き正義が實踐せられる社會、國家を以つて理想の社會、理想の國家となした。従つて、各個人はその自由競争をなすに際して、國家、社會の助力乃至干渉を受けることを欲せず、その助力を受けることを以て自由競争のフェア・プレイに反するもの、不正義なこと、考へた。されば、國家も各個人が平等にして自由なる立場に於いて競争をなすことを傍觀し、かくの如き状態に於いてなされる自由競争を妨害するものが發生した場合に初めて之を除く去するために法律的國家機能を發揮すれば、充分その國家としての職能を盡くし得たことになるのであつた。之に反して、國家が徒らに之に干渉することは、却つて各個人の人格、自由を尊重する所以でないとせられ、自由競争を妨害するものとして、いはゆる法治國家の消極的法律主義乃至法治國家の消極的機能性に反するものとして排斥せられたのである。かくの如く、國家が國家内の資本主義社會に於ける自由競争を消極的態度を以て傍觀してゐても、社會に於ける利害關係は自ら、「豫定調和」の説に於ける如く、かの「見えざる手」によつて調和せられると考へられてゐたのであり、之を以て地上に於ける「天の攝理」とせられてゐた。

かくて、國家は資本主義社會に於ける自由競争を傍觀し、その利害關係の調節に乗り出すといふが如き積極的機能を營む必要に迫られなかつたのみならず、寧ろ却つて、その機能を法律によつて消極的に制限せられ、抑制せられたのである。されば、國家としては自由競争の劣勢者に助力を與へ乃至劣敗者を救助するといふ積極的作用を以てする老婆心は聊かもその必要を見なかつたのである。

然るに、資本主義がその爛熟期に達するや、いはゆる天の攝理とせられた「豫定調和」といふことは地上の人間社會には、必ずしも齎らされるものでなく、一方自由競争も、また、必ずしも平等なる立場に於いてのみ行はれてゐるものでないといふことが明かにせられたのであつた。また刑法上に於いても、各人は必ずしも自由なる意思を有するもののみならずとせられた。さうして、資本主義社會に於いても種々の不調和、諸種の矛盾が露呈し來つた。かくて、

司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

いまや、國家は資本主義社會に於ける此の不調和、矛盾を從來の如く拱手して傍觀することは許されなくなつたのである。換言すれば、國家は從來の消極的態度を一擲しなければならぬことになつた。扱て、國家が從來墨守し來つたその消極的態度を一擲し、積極的機能を營むためには、國家は、いまや、法治國家の消極的機能性乃至消極的法律主義をなげうたざるを得ない。かくの如くして、法治國家の思想は、その歴史的——その文化的な使命を完了して新らしき國家思想、國家理論にその地位を譲らねばならぬことになつたのである。かくて、法治國家の思想を止揚して新たに誕生した國家理想が、すなはち、文化國家の思想であつた。

文化國家に於いては、社會事態の右の如きに鑑みて、その國家機能は積極的たらざるを得ない。そのためには、その法律は法治國家に於けるその如く、國家の行動を消極的に抑制する作用をなすものでは最早や妥當性を失つたのである。文化國家の法律は、むしろ、國家の機能を積極的に助長する作用をなすことではなければならなくなつた。すなはち、法治國家に於いては、國家は法律によつて、その機能を抑制されたのであつたが、文化國家に於いては、國家は却つてその機能を法律によつて助長されるに至つた。(註一) 法治國家に於ける法律と文化國家に於ける法律とは、おのづから、その作用に於いて差異を存することになつたのである。

十九世紀に於ける自我個人の發見は、おのづから、個人主義の勃興となり、自由主義の發達となつたのであり、それは國家思想に於いて法治國家のそれとなつて顯現したのであるが、二十世紀に於いては社會が發見されたといはれ、その社會の文化は必ずしも個人のみ創造するものではないとせられ、社會、國家がむしろ文化を維持し、促進するものとせられるに至つた。かくて、社會、國家に對する個人の文化的優位といふ思想は社會的文化の思想の前に屈服せざるを得なかつた。個人は社會、國家に對してはその文化的一單位にすぎないことになつたのである。このことは、法治國家に於いては個人の人格、個人の自由といふことが社會、國家に對抗し、之を抑壓してゐたのであつた

が、いまや、文化國家に於いては、個人の人格、個人の自由は、社會、國家によつて反對に抑制せられることを示したのである。さうして、文化國家に於いては、其の文化は法治國家に於ける如く個人的文化ではなく、社會的文化であり、國家的文化中心である。かくて、文化國家に於いては、國家は積極的に文化的能動的にその機能を發揮しなければならなくなつた。

かくて、文化國家に於いては、法治國家に於けるが如く消極的に社會の秩序維持を唯一の國家機能とするに止まるを得なくなつて、社會の秩序維持に意を用ひることもさることながら、國家はさらに國家、社會の福利増進、文化の發展に、より多くその機能を發揮せねばならなくなつた。すなはち、法治國家が社會秩序の維持のため主として權力的作用を以て國家機能の重點となしたのに對し、文化國家は社會文化増進のため非權力的作用を國家機能の重點に置くに至つた。近時保育行政或は文化行政が重要視せられ、警察作用の觀念が消極的に社會の障害を除去する作用に止まらず、(消極目的) 進んで社會の福利を増進する作用(積極目的)をも含むとせられる見解の優勢となつて來たことは此の間の消息を示唆するものであらうと考へる。かくて、文化國家が積極的にその機能を發揮することは、個人の自由に干渉し、之を束縛することになる——われわれは、こゝに最近の民法上の「契約不自由の原則」の發生を考へてよからう——。それは、やがて、文化國家主義をして國家干渉主義 (Staatsinterventionismus) の同異語たらしめたのであつた。(註二)

扱て、法治國家に於ける國家機能の消極性は、社會の秩序維持といふことを唯一の職能としてゐたことは、法治國家に於いては國家はたゞ權力的作用を以てたゞ正義に従ひ、正義の理念によつてのみ行動すれば、それによつて國家はその權力的作用の職能を充分完うすることが出來たのであつた。さうして、法治國家の法律はその消極性の故に、それは正義を擔保するものとして、法律は正義の理念に従つてその作用を營めば充分社會に妥當したのであつた。す

司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

なほち、法治國家に於いては、法律の理念は正義であるとせられたのである。一方、當時の資本主義社會に於いては、自由競争に於ける劣勢者、劣敗者に對しては、優勝者の友愛、個人の慈惠を以て、なほ社會の調和、秩序は保たれ得たのであつた。(註一三)

然るに、文化國家に於いては、國家がその秩序維持のためにする権力的作用のほかに、さらに積極的に社會文化増進のために非権力的作用を國家機能の重點とするに及んでは、國家は從來の如く、たゞ正義の理念にのみ従つて行動をすることを以ては足らなくなつた。國家は正義に加へるに社會愛、仁愛の理念に従つて行動することを要請されるに至つた。かくて、文化國家の法律はその積極的作用性の故に、正義の理念の外に仁愛の理念を必要とするに至つた。さうして、文化國家が正義とともに仁愛を以て行動せねばならなくなつたのは、一方資本主義が爛熟した法治國家の末期に於いては、その社會的不調和及び矛盾は前叙の個人的友愛、個人的慈惠を以てするのみでは最早やその不調和を調和し、その矛盾を是正するを得ざるに至つたことほど、社會は複雑化し、その不調和その矛盾は擴大され、深刻化されたのである。ここに於いて、その個人的友愛、個人的慈惠に文化國家の仁愛が代はつて、事を處理してゆかねばならなくなつて來たのである。

かやうにして、法治國家に於いては法律はたゞ正義を擔保するものとして、かゝる理念に従つて國家の法律的經營が行はれた。従つて、その刑政に於いても刑の應報性が高調せられ、未だそこには刑の應報性を止揚した司法保護の觀念が刑政の經營に於いて重要視されなかつたのであつた。詳言すれば、國家及び法律はその理念として正義の觀念を把持するだけで、さして複雑化せず、利害關係の錯雜性も現はれなかつた當時の社會秩序を維持し得た。社會の調和に矛盾が露呈せられること少なかつたが故に、かくの如くして國家としての機能を完うし得たのであつて、個人、わけても在囚者、釋放者に對する慈惠の如きは之を個人の友愛、個人の慈悲心にうち委かせておいて差支へなかつたのである。

然るに、社會が分化し、複雑化し、利害の關係が對立相錯綜し、Harmony of Interest と云ふことが資本主義社會の樂觀論にすぎないこととなり、おのづから社會に於ける不調和が顯現し、社會の矛盾對立が激化して、神の攝理とせられる「見えざる手」が否定せられるとき、國家はその自己の「指導の手」「統制の手」を働かせて社會の矛盾を調和し、秩序を維持することによつて、さらに社會の文化を促進せしめるといふ國家の機能を完うせねばならぬことになつた。國家はその間おのづから個人に代はつて文化の主體、權威の主體となつたのである。かやうにして、國家がその社會の不調和を調節し、矛盾を調整するためには、單に正義のみを以て事を完うするわけにはゆかなくなつた。社會の調和には社會を構成する各員相互に友愛、すなはち、愛の心を必要とする以上に、國家は正義とともに、愛の觀念を以て、その機能を營まねばならなくなつた。換言すれば、文化國家は正義とともに仁愛の理念を以てその法律的經營を行はねばならなくなつたのである。従つて、その刑政の運用に於いても、慈惠的機能を個人のみならず、ちまかせておくわけにゆかなくなつた。すなはち、釋放者等に達する官の保護は民間の慈善と調節して行はれるか、或は官の保護は民間の慈善に代はつて行はれなければならないといふわけあひになつた。詳言すれば、司法保護事業に對しても、國家は從來の如く民間の慈善にうちまかせておいて、自らは拱手傍觀するか、または單にその事業を助成するに止まるといふやうな消極的な態度を抛つて、民間の司法保護事業を積極的に指導して之をして官の保護を協力せしめるか、乃至、司法保護事業を國家自ら經營せねばならぬことになつたのである。かくの如きが、實に、司法保護事業に於ける法治國家理念より文化國理念への展開である。

司法保護事業に於ける以上の如き趨勢の展開は、之をわが邦に於いては今次制定された「司法保護事業法」にみる事が出来る。しかし、その趨傾のかくの如きは、之をひとりわが邦に於いてのみ見られ得る現象ではない。それは

司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

世界性的な傾向といふことが出来るのである。すなはち、われわれは、同一の趨勢を、既に、イタリアの司法保護に於いてみることを得る。

抑々、イタリアに於ける司法保護——それは主として釋放者保護 Patronato についてである——はファシスト・レジーム以前は民間の篤志家、主として宗教團體の資金によつて行はれてゐたので、政府も單に之を助成するかしない程度に止まつてゐたのであつた。さうして、それは篤志家による凡ゆる熱心な努力にも拘はらず發達は遅々として、明らかに司法保護事業は不徹底にして、失敗であつたと告白されてゐたものである。しかるに、ムツソリーニによるファシスト政權樹立後は同國の刑法及刑事訴訟法の改正が行はれると同時に行刑の改革に意が用ひられ、之に關聯して司法保護——主として釋放者保護——乃至司法保護事業が重要視され、その司法保護事業は從來の民間の慈善、博愛の手に全く委ねられて顧りみられなかつた不徹底を一擲して、頗る進歩的な、積極的な國家的司法保護事業を經營することになつたのである。もとより、それは全面的に司法保護事業を國家の手によつて經營せんとするものではない。それは、官の保護と民間の慈善とを調和せんとする半官半民の司法保護事業であるが、そこになほ著しく國家的經營の色彩が濃厚なのである。

イタリアに於いてはファシスト・レジームが確立せらるゝや、前記の如く、刑法刑事訴訟法の改正が着手せられ、兩法の改正法が一九三〇年、ファツシヨ八年に制定された。(註一四) 之と同時に「行刑並ビニ防犯施設管理規則」(Regulations governing penal and preventive institution) が規定せられた。改正法及び此の後者の規則中に司法保護に關する規定がなされたのである。それは半官半民の經營であること前叙の如くであるが、その性質は殆ど國營に近いものといひ得るのである。すなはち、イタリア改正刑法第一四九條には次の規定を設けてゐる。曰く、『各地方裁判所ニ附屬シテ保護會ヲ設ケ之ニ左ノ職務ヲ課ス 一、監獄ヨリ釋放セラレタル者ニ付必要アレバ繼續的作業ヲ容易ナラシメテ保護ヲ與フルコト 二、被拘禁者ノ家族ニ付總テノ形式ノ保護ヲ以テ且ツ例外トシテ金錢ノ補助ヲ以テ保護ヲ與フルコト 保護會ノ保護事務ニ必要ナル費用ハ凡テ之ヲ罰金金庫ヨリ支辨ス』と。

之によれば、各地方裁判所には受刑者の釋放後の保護を監督する國營に近い半官半民の釋放者保護會 (Consiglio di patronato, Council of Patronage.) が設置されることに規定された。此の保護會は前記「行刑並ヒニ防犯管理規則」により法人とせられ、保護會の構成員には裁判所の判檢事、右裁判所の管轄區内の衛生官、同刑務所長、半官半民の「國民母子保護協會」(National Mothers and Childrens Protection Society) の代表者、工、商、農業の組合地方支部の代表者、舊教會の代表者及び其の地方の名望ある市民二人(中一人は婦人とする)とから組織される。(註一五) 惟ふに、此のイタリアに於ける保護會は、一九二九年の國際刑務委員會に於いて立案作成した草案、「受刑者處遇規則」(Ensemble de Règles pour le Traitement des Prisonniers) の第五章「釋放者保護」の第五十五條に「能フ限り數個ノ刑務所ヲ含ム一地方毎ニ釋放者保護會ヲ設置スルコトニ盡力スベシ(以下略)」(但し此の一九二九年の草案は、次回の一九三三年八月のバーデンに於ける國際刑務委員會によつて修正され、「修正受刑者處遇規則」により多少改修を受けた。しかし、本條すなはち、第五十五條はさしたる修正をうけてゐない)に示唆されたところが多きものであらう。(註一六)

また、イタリア改正刑法第一四九條の規定中の「罰金金庫」の制は、その後一九三二年のフランスの刑法改正豫備草案に做はれたところであつて、その第一〇四條には「賠償金庫」(Caisse des indemnités) の制が規定されてゐる。(註一七) イタリアの「罰金金庫」は一九三二年五月九日の法令第五四七號を以てせられた「行刑改革に關する規定」Disposizioni sulla riforma penitenziaria. (Legge maggio 1932. N. 547) の第四條「罰金金庫ハ法人格ヲ有シ會計法ノ原則ニ基キ管理セラル(以下略)」によつて、また半官半民的經營とせられてゐるが、前記の保護會の司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

制とともにイタリアの行刑制度及び司法保護制度の計畫中に於いて推奨するに足る最も良き創案であるとせられ、また、イタリア當局の私に誇りとしてゐるところである。われわれは、イタリアに於ける此の制度が創設後年未だ淺き故に、その實施後の實績の良否につき正確な斷定を下すことの早計であることを、充分注意せねばならぬのであるが、これあるがために、いまや、イタリアの司法保護事業は面目を一新し、世界で多數な司法保護事業の發達してゐる國家であるといふ聲を屢々耳にするのであり、それは恐らく妥當なる評價であらうかとも考へるのである。

さうして、かくの如く、釋放者保護事業に努力を注いでゐるイタリアに於いては、さらに、司法保護事業の一方面であるいはゆる少年保護事業に全力を注ぎ、司法保護事業の分化を圖り、單一な少年裁判所法を制定して、少年保護事業を國家的性質のものに進展せしめたことを遺却してはならない。すなはち、「少年の教育は種族の維持と發展のファシスト精神に役立つ」ものであるとするイタリアには、初めて統一ある新しい單一の少年裁判所法が、一九三四年十月二十九日から實施せられたのである。その新少年裁判所法によると、之によつてイタリアに於いては、控訴裁判所或は控訴部の設けられてゐるところには必ず少年裁判所が設けられることになつたのである。さうして、控訴裁判所或は控訴部の所在地には必ず矯正院 (Reformatorio giudiziario) や少年更生施設、少年刑務所及び前記半官半民の「國民母子保護協會」の經營にかゝる少年觀察所 (Observation Centre for Minors) が設けられることになり、少年保護事業が甚だ國家的なものになつたことを注意しなければならぬ。抑々、イタリアに於いては、少年立法はその萌芽を既に一八八九年の刑法 (Codice Zanardelli) に見ることが出来ることとせられるのであるが、其の後少年に對する單一法制定の機運は、一九二二年のクアルタの草案であるとせられてゐる。それが世界大戰後に於いて單一法制定の機運が濃化され、ファシスト・レジーム成立後の一九二五年の「母子國營保護事業」はこの目的に資することとなるものありとせられ、之に一九二九年の司法大臣ロツコー (Rocco) の回章が單一法の制定に拍車をかけたといは

れてゐるのを、われわれは、回想せねばならぬ。少年保護の分野に於いても、司法保護事業はいまや、世界的に國家性化の一途を辿つてゐるといふことが出来るのである。

われわれは、さらに、フランスもイタリアの罰金金庫の制に倣ひ、之に追隨踏襲してその刑法の改正豫備草案に於て、「賠償金庫」の制を設け、司法保護事業の國家的積極性を示唆してゐることを擧示することが出来る。もとより、フランスも従來比較的司法保護事業は振はない國とせられ、それは殆ど民間の閑事業視せられてゐた國でもあるとせられてゐるのであることを考へ合せねばならない。(註一八)

なほ、このほかに、われわれは、滿洲國に於ける釋放者保護事業も積極的に國家性をもつことを示してゐる一面のであることを擧示することが出来る。それは、すなはち、「保護在留」の制度である。(註一九) しかし、わたくしはこれ以上くたくしく擧示することを止めやう。

要するに、司法保護事業が、ますます、積極性をもつに至るであらうこと及びそれが、ますます國家性化される趨勢にあることは、ひとりわが邦に於いてのみの現象でなく、世界的性質を有するものであることは、いまや、着々として實證せられつゝあるものといふことが出来る。たゞ、ひとり此の間にあつて、ナチス獨逸のみが、司法保護事業に比較的冷淡であるかの如くである。これは、かの邦に於いては、いまや、大いに刑罰の應報性が高調され、科刑の峻嚴と行刑の嚴肅性といふことが強調されてゐる特異な立場によるものであつて、そこには司法保護の代はりに保安處分が大いに活用されて居り、司法保護の合理化といふことが考へられてゐる。刑の應報性が高調せられるところに、辨證法的なりとせられる理論によつて、却つて司法保護事業の重要性が認識され、積極的に、國家性化される契機をなすことなきを保し難きことを考へておかねばならぬ。さらに、かの邦の學者達によつて司法保護事業が刑政上格別に重要視されてゐることを思はねばならない。なほ之については後述する。

さらに、近時に至り、後述の如く、司法保護が國家の刑政に於ける一職能とせられ、さうして、司法保護事業が刑

司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

政の一機能として特別に重要視せられるに至つたことは、それが法治國家の理念から文化國家の理念に國家の思想が進展したことを示唆してゐるものと、また、わたくしは考へてゐる。かゝることがまた一方、文化國家に於ける司法保護事業の進化であるともいはれ得る。

さもあらばあれ、司法保護の制度は刑政の全體系中に於いて、現在如何なる地位を占めてゐるのであらうか。わたくしは、司法保護の制度それ自體を制度論的見方に於いて、次に考察してみなければならぬ。

(註一) このことは、既に、わたくしは、拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチ、ア」の中に於いて、特にその第五節以下「少年保護」第二卷第八號)に於いて論じたところである。なほ目下、わたくしは、「刑政に於ける正義と仁愛—刑政に於ける文化國主義の理念—」刑政に於ける文化國主義の理念—なる一小論稿を執筆中であり、この中に法治國家と文化國家について稍詳細に論じやうと思つてゐる。それ故に、こゝでは極めて簡単に事を論ずるに止めた。参考文献の擧示の如きも極めて少數の必要なものゝみに止めておいた。

(註二) 従來、行刑法學上警察の觀念を定めるに當つて二様の異つた、しかも、全く對立した見解が存在したことは周知なことである。すなはち、一は警察の觀念を定立するに當つて、警察の觀念を以て消極的に社會の障害を除く作用にのみ限られるとするものであり、他は積極的に社會の福利をも増進せしめる作用をも含むものである。此の二つの見解は、いまなほ論争せられつゝあるところである。前者を主張せられるものには、わが邦に於いては織田、市村、佐々木の諸博士があり、異邦にあつては、スタイン、ブルンチエリ、ホルツェンドルフ、シュルツエ等の諸家がある。又後説を主張せられるものには、わが邦に於いては一木、美濃部等の諸博士があり、異邦にあつてはロズイン、トーマ、ゲオルグマイヤーの諸家がある。これは私見によれば、法治國家か文化國家かいづれの國家理念に立つを前提とするかによつて、學說の分立を來したものであると考へる。すなはち、前者は警察の觀念を法治國主義を前提としてその概念構成をなさんとし、後者は文化國主義を前提として概念構成をなさんとするものである。

(註三) 「法治國家」の思想も「罪刑法定主義」の思想と同様に自然法思想に基いて發生したものである。されば、それが個人の人格と個人の自由の保障といふことに重點を置いてゐるのは當然のこととせねばならぬ。

(註四) G. Anschütz, Deutsches Staatsrecht. (Enzyklopaedie von Holzendorf-Kohler, 1904. Bd. 2. S. 593.)

(註五) G. Tellneck, Gesetz und Verordnung. 1887. S. 195.

(註六) Carl Schmidt, Ueber die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens. 1935. S. 14 ff.

(註七) Carl Schmidt, Ueber die drei Arten des rechtswissenschaftlichen Denkens. 1935. S. 14 ff.

(註八) Carl Schmidt, ebenda.

(註九) 「罪刑法定主義」は西曆一七八九年のフランスに於ける「人權宣言」第八條によつて確立せられた思想である。さうして、「犯罪なければ刑罰なし」といふ標語はアンセルム・フォイエルバッハの創唱にかゝるところとせられる。罪刑法定主義の根本をなすものは自然法的思想である。すなはち、人權を主張し、個人の人格の保障を高調した點にその特色がある。リストが刑法を以て犯罪人のマグナ・カルタとなしたのは、畢竟するに罪刑法定主義の文化的意義を此の點に於いて認めたものといへよう。

(註一〇) 美濃部博士は『刑法學者は刑罰が法律に依るを要するの原則を稱して「罪刑法定主義」と謂ふを普通となすと雖も是れ現代に於ては刑罰に特有なる原則に非ずして、國家が人民の自由及權利を侵害する總ての場合に共通なる原則なり。故に或は之を公法上の權義法定主義と稱することを得』と説かれる。(同博士「行政法提要」上卷、改訂増補、第四版、第九二頁)

(註一一) この點につき、原田鋼氏著「法治國家論」第六一頁以下参照

(註一二) 「國家干渉主義」の語はミーゼス及びレプケの創始になるところである。L. Mises, Kritik der Interventionismus. 1929. W. Röpke, Staatsinterventionismus. Hwb. d. Staatswissenschaft.

(註一三) 資本主義の倫理が「友愛」にあることは、わたくしが既に論じたところである。資本主義に於いては倫理性なきものゝ如く考へるのは誤りである。マクスウェーバーは夙に資本主義の精神はプロテスタントの禁慾主義の倫理に於いて見出されることを説いてゐる。

(註一四) イタリアに於ける刑法改正に關し、一九三〇年、ファッショ八年十月十九日に司法大臣ロッコロはイタリア國王に新法典の確定條文の裁可を仰ぐため上表を書いてゐる。その上表の中に於いて『國家の刑罰權の目的が社會一般の社會現象として認める犯罪性に對して、國家自身の存立を防衛するための必要より生ずることを否認し得ないことは既に明かであるが、しかし、事實上犯罪の危険に對する國家内部の防衛はたゞ刑の方法のみに依つてでは實現しない。同様に犯罪に對する國家の闘争を

司法保護事業の本質

司法保護事業の本質

實現する所以の豫防と懲罰との手段による一般的法式を刑事法式と認めるのが適當である』として犯罪に對する豫防として保安處分の効果の大なるを認めて新法典にその規定を置いた。さうして、さらに『犯罪豫防の正規手段である保安處分を新法典に編入したことによつて犯罪豫防は強固となつたが、刑事保護に基いて犯罪性に對する國家の闘争は一層有效とならう』といつて、犯罪防止のための司法保護の必要をも強調してゐる。なほ、イタリアの司法保護に類似的の觀察制度に於いて、新刑法典は他國のブローション・システムと異色ある制度を採用した。それは「監視附自由」の制度であつて、之は非拘禁保安處分について行はれるが、また、條件附釋放者にも適用されることになつてゐる。(第三〇條第一項第二號)但し、刑の條件附猶豫者には適用されぬ。(第一六四條第三項)此の「監視附自由」の制度は保護觀察の制度に類似してゐるが、其の之と異るところは、「監視附自由」状態ニ在ル者ノ監督ハ之ヲ警察官憲ニ委任ス」(第二二八條)といふ規定があることである。それ故に、イタリアに於いては釋放者は保護會 (Consiglio di patronato) と警察との双方から保護監視を受けることになつてゐる。保護は保護會からうけ、警察は警察官吏からうけることになるわけである。これは官の保護と民間の慈善とを協力せしめ、之を調和せしめんとする試みであらうか。此の警察官吏の監視を再興した理由については、ロツコーの前記上表中に於ける説明によれば、警察官吏が之に當ることは官の經濟上の理由及び此の微妙にして且つ最も困難なる公職の施行を私人に一任し得るとは信じられない。警察官吏に於いても、他の總ての國家の官憲に於ける如く信任を有することを要する。官憲に對する昔の不信任は新イタリアの法律に隠れ家を見出すことを得ないといふにある。われわれは、そこにイタリア當局の大いなる自信と抱負とを想像することが出来る。

(註一五) なほ、その任期は三年であり、司法大臣から囑託され無報酬である。

(註一六) なほ、之に關しては木村教授「拘禁者處遇に關する國際刑務委員會の草案」(刑政第四二卷第一二號)參照。因に一九二五年草案の第五十五條は次の如くである。曰く、「能フ限り刑務所ニ保護會ヲ設立スルヤウ盡力スヘシ。右ノ保護會ハ被釋放者ノ保護ニ從事シ特ニ被釋放者ヲシテ再ヒ社會ニ復歸シ且通常人ト伍シテ地位ヲ得ルヤウ保護スルモノナリ」。之が一九三三年の「修正受刑者處遇規則」では次の如く修正されてゐる。曰く、「能フ限り數個ノ刑務所ヲ含ム一地方毎ニ保護會ヲ設置スルコトニ盡力スヘシ。右保護會ハ特ニ被釋放者ヲ訪問シ且ソノ社會ニ復歸シテ普通人ト伍シ得ルヤウ保護スヘキモノナリ。地方保護會ハ協同ノ努力ヲナスタメ定期的ニ相互ノ接觸ヲ圖ルヘシ」と。

(註一七) フランスの「賠償金庫」の制度については、詳しくは後述する。

(註一八) フランスには釋放者保護に關する國家的施設はないとのことであり、釋放者保護のために活動する私設保護團體も三を數へるに過ぎぬといふ。すなはち、その一は、一八六四年ビエール・ヴィリオン師 (Chanoine Pierre Villion) が創設されたもので現在クーズン・モン・ドール (ロヌヌ縣) (Couzon au Mont d'Or, Rhone.) 所在のサン・レオナル保護會 (Patronage Saint-Leonard) である。之は累犯以外の釋放者の道徳的向上及び社會的復歸をなさしめる事業を目的とする。その二は徒釋放者保護協會 (Société de patronage des prisonniers libérés protestants) である。此の會の會長は現在フランスに於ける有名な刑法學者として知られてゐるパリ法科大學教授のドンヌイユ・ド・ヴァブル博士 (M. Donnedieu de Vabres, Professeur à la Faculté de Droit de Paris) であられる。その三は、ド・ラマルク氏 (M. de Lamarque) の創設したるパリのリネニエールシテ通り一九四番地にある釋放者保護協會 (Société générale pour le patronage des libérés) である。現在の會長は破毀院名譽顧問ド・カザビアンカ氏 (M. de Casabianca, Conseiller honoraire à la Cour de Cassation) であられる。此の保護會は一九三七年度にはその保護人員一、七二九名の多きに及んでゐる。此の三保護團體は前記のド・カザビアンカ氏を會長とする佛國保護協會聯盟 (Union des sociétés de patronage de France) に加入してゐる。なほ、フランスに於ける少年保護事業は前記ド・カザビアンカ氏を會長とするフランス保護協會聯盟が統制して之を行つてゐる。右聯盟の統制の下に犯罪少年の保護乃至監督を行つてゐる私設事業はフランス全土に及んで存在してゐるが、一九三四年にはその數一五一に過ぎない。此の保護乃至監督の私設事業のほかに政府の經營してゐる矯正院 (Institutions publiques d'éducation corrective) がある。之は一九三四年に於いてはその數八であつた。しかし、フランスに於いては最近では犯罪少年の數は減少の一途を辿つてゐることであり、犯罪少年の中、平均二〇・八パーセントが私設保護團體に託されており、官立の矯正院に送られたものは、五・六〇パーセントに過ぎない。フランスでは私設保護事業が義侠的、慈善的に司法保護の役割をつとめて居り、官の保護はあまり行はれてゐないのである。なほ、犯罪少年保護の狀況については、Casabianca, Nouveau guide pour la protection de l'enfance traduite en justice. 1934, 參照。

(註一九) 「保護在留」の制度についてはなほ後に詳述する。

司法保護事業の本質

# 刑務作業と日本刀の鍛錬

江村 繁 太郎

## (一) 行刑の社會化

刑務作業の進展は近年著しきものがある、しかし私は歳入金額の多額のみを以て刑務作業の進展とは思はな  
い。勿論歳入の増加も重點ではあるが、生産の「價值」といふ點に意義を持たせることが肝要であると思ふ。價  
値といへば人が財貨の效用を認識し又はある目的を達す  
るに必要な認識を與ふるものでなくてはならぬ。たゞ  
歳入の増加を計るため高價な原料を買入れ、これに僅少  
なる加工を施し、元價に僅かの利潤を計算して賣却する  
が如きは此處でいふ價值とはいはれない。刑務作業は特  
に價值あることを強調したい。私は刑務作業の進展に  
付、人一倍喜んでゐるものである。總體論として従來の行  
刑觀念があまりに主觀に偏し、客觀方面を閑却した傾向

があつた。達磨さんのやうに面壁九年を強要しすぎたで  
はないか、行刑が觀念論に走りすぎたではないか、行刑  
が獨善主義理想論に陥落してゐたではないか、との疑念  
を多く持つものである。行刑はすべて人の問題である以  
上、人間生活の衣食住を離れては脱線である。行刑教化  
の眞意義は必然こゝに求めなければならぬと思ふ。殊に  
經濟機構の變つた現時に於ては、主觀獨善に偏せず收容  
者の側に在つて、衣食住の助成に重點を置く行刑作業が  
必要になつて來たと思はれる。初め總體論としておこと  
わりして置いたが結局此れが具體論でないでしやうか。  
私は従來の一方にとらわれたと思ふ行刑論を止めて、行  
刑の社會化といふことを研究してみたい。現に一部には  
其の意味が實現せられつゝあるやうに思ふ。

## (二) 日本刀鍛錬と刑務所

蘆溝橋頭砲煙起るとき、鍛錬の作業は已に始めてゐ  
た。別に先見の明があつた譯ではない。私は爾來日本刀  
に非常な興味を持つてゐたので、偶然こうした機會に出  
會したまでで此點特に申上げて置きたい。

今より七百四十二年前建久九年、後鳥羽天皇は新に西  
面の武士を院中に置き、御親しく刀劍を鍛へて武士に賜  
ひ、密に朝權の回復を計られたことは、日本刀鍛錬に關  
する著明なる史實であります。この大御心による御獎勵  
のため名刀匠各地に簇生し、刀匠は百花爛漫の全盛期を  
顯出しました。その後逐年衰へまして、殊に明治の廢刀  
時に入りましては、日本刀に對する世人の感じは全く冬  
枯れの寂漠たる廢寺の門を叩くが如き人情と變つたので  
ある。即ち武士の魂として幾千金を以て購ひたる名刀  
は、小柄は除かれてナイフの代用をつとめ、鏢や其他  
の象嵌の貴金屬は剥ぎとられて地金として賣られ、下緒  
や柄卷は女中の褌となり丸裸とせられ、夏猶寒き氷の刃  
は、束ねられて十貫幾らかの代金に代へられ、野鍛冶か  
鍛の修繕材料にあてられたものである。誠に傷ましいこ  
とである。

刑務作業と日本刀の鍛錬

斯る世に刀匠の活くべき道はない、ありとしても曉天  
の星の如しである。蘆溝橋頭の砲聲に夢初めて覺めて、  
丸裸の昔の遺骸を拾つてみたが、路頭には最早多數に姿  
は見られない、若しあつたとしても用をなさないので現  
状である。然らばこれから日本刀を鍛錬して作らねばな  
らぬ。しかも刑務所である、平素なんでもこいと思つて  
ゐた元氣に少々淀みが來る。手を拱ぬいて沈黙考して  
みた。古來刀匠は赤貧洗ふが如しとある、大廈高樓に棲  
む刀匠は曾て聞かない。一本の日本刀に對し數千金を抛  
つた時代でもさうである。況や廢刀時代日本刀の價額が  
二束三文に下つた感念は今でも世人は持つてゐる、本當  
に世人は日本刀の眞價に付理解が薄い、斯る時代に路頭  
で拾つたものはいさ知らず、新に鍛錬製作するとすれば  
勢ひ粗製濫造の弊に陥り易いことは亦止むを得ない。斯  
ふ考へて來ると初め刑務所で作るといふ淀みは、さらさ  
らと流れてよい氣持に變つて來た。一つやつてみよう。  
先づ自分が作ればよい。さうすれば日本刀鍛錬は寧ろ刑  
務作業として最も適當ではないか。自分の手足になつて  
働いて呉れる者は社會雜念と生活苦がない、超然として  
鍛錬に従事することが出来る。これ主觀第一の要件を充  
してゐる。主觀要件が具滿してゐる以上、客觀要件たる

技術は教へてやればよい。手足になつて働く人は罪人ではないかと世人は云ふにちがひない。しかし虚心坦懐鍛錬に忠實なるものと、社會の雜念に逐はれ粗製濫造を恥ぢざるものありとして之を較べたとき何れが罪人であるか。特に機會犯人の如きは止むを得ざるに出る者がある。こういつた考へから、日本刀鍛錬に刑務所は可なりと斷定した。鍛錬に従事する者は勿論、一般教化上良いことは申す迄もない。刀に生命を吹き入れる焼入作業のみは自分直接之を實行し孰れの方にも委してゐない。

(三) 八岐の大蛇と日本刀

これから本論に入る。神代素盞鳴尊は、根の國に遷され給ひ、その後、舟を造りて東に渡り、出雲の國の川上に御歸りになつた。根の國とは今の朝鮮半島をいひ、簸の川上とは出雲の國を貫流して宍道湖に入る斐伊川の上流であり、只今の仁多郡鳥上町、伯耆の國との國境線上の邊であるといはれてゐる。

こゝで素盞鳴尊は八岐の大蛇を退治せられたことは盡く人の知るところであり、有名な御話である。勇壯にわたらせらるゝ素盞鳴尊は、十握劍を抜き放ち獅子奮迅の勢を以て大蛇を寸々に斬り給ふた。ために清流滔々たる

簸の川は忽にして血の流れとなり、紅の川とかはつた。尊が寸々に斬り裂き給ふ最後に憂然として聲あり、御劍の刃こぼれれば怪みてその尾を割き給ふ、一振りの靈劍あり。天叢雲劍を得て高天原に奉られた。

刀劍製作の歴史を尋ねるには、製作に要する鐵山の歴史を尋ねることがよいと思ふ。刀劍と鐵山とは不可分のものであり、且つ鐵山は形の上に於ても顯著な存在で幾千年も後世に傳へ得るからである。尊が八岐の大蛇を退治せられ給ふた出雲國簸の川上、即ち仁多郡鳥上町は有史前より砂鐵を吹き製鐵の烟を絶たず、三千年來の製鐵部落であるといはれてゐる。しからば尊は曾て根の國即ち今の朝鮮に渡られたことのある點から推して、當時の大陸文化を内地に輸入せられ、製鐵術、刀劍鍛錬術等を同所にて創始せられ、天叢雲劍を得たといふわけではないであらうか。事神代に屬し何とも斷定的に申上ぐることは出来ないが、靜かに斯く思ふのである。のみならず古來日本刀鍛錬の神祕的特質、又は日本刀と日本精神などの傳統的な犯しがたい主觀的事情も、こゝらにあるのではないかと思ふのである。

(四) 日本刀に對する三つの要求

つたりと當てはまるやうに、即ち日本刀として新に發達し新に出來た製作方法である。その主なる特質は次の四項であります。

- (1) 原料として炭素鋼(玉鋼・卸)包丁鐵等を用ひる。
- (2) 木炭を用ひ數十回之を鍛錬する。
- (3) 含有炭素量を考慮し、一定方式に組合せ火造をする。
- (4) 配合土を塗り刃部のみ焼入をなし各種の刃文を現す。

日本刀に對し私は骨董的な價值を求めない。日本刀は日本人の魂であるから、日本魂を宿すに足る業物でなければならぬと思ふ。それには美術的にして日本人の情操を引付、神々しい實感を與へ、折れず曲らず、最も銳利であり能く堅甲を穿つものなることを要求する。換言せば(一)神祕性の美觀(二)強靱(即ち抗張力も伸張率も最大)(三)銳利の三要件を具備せねばならぬと思ふのである。私は日本刀の鍛錬にあたりまして常にこの三要件を肝に銘し、すべての工程に於て瞬時も念頭から放したことはない、經濟的に又は勘定づくの仕事は絶對禁物で、雜念が入つては全然駄目である。鑠のとき、鍛のとき、針尖の微かな瑕も伸べては五寸にも一尺にもなる。

(五) 日本刀の製作

日本刀製作の方法は種々なる態様がある、然るに之を大別して假に二となすことができると思ふ。即ち(一)古代的鍛錬に因る日本刀の製作(二)冶金學的研究に因る日本刀の製作である。

古代的鍛錬に因る日本刀の製作

神代時代より大陸から傳つたもので何千年來の歴史を有し、幾多の盛衰を経て形と強さと氣品が日本精神にび

第三、よく切れるためには炭素量の高いのが良い、しかし折れる危険があり、ここに強靱性を與へ適當に炭素含有量を考慮して(一)地肌を美しく(二)折れず曲らず(三)鋭利に材料の組合せをする。組合せといふのは從來の各刀匠の流派と意味が大體同じである。美しく折れず曲らず能く切れる目的のため、炭素量の異なる鋼と鐵を適當に組合せ刀身の火造をする。

第四、刀身に配合土(土、石粉、炭粉)を塗り焼入をなし、各種の刃文(亂刃、直刃)を現し美觀を與へる。この焼刃土を塗り焼入をなすは單に美觀を與ふる目的のみではない。刀全身を硬化しないところにも重要性がある。即ち土を塗つた箇所は焼が入らないから、熱處理に當り抗張力も伸長率も發揮することが出来る。美觀・強靱・鋭利の重點から出發したものである。

冶金學的日本刀の製作

これは近頃の研究にかゝるものでありまして、前述の方法と鍛錬に付著しく異つてゐる。

- (1) 鐵原料としては、炭素鋼及び特殊鋼を用ふる事。
- (2) 心鐵及び皮鐵を用ひず、單に玉鋼を型鍛錬法に依つて火造する事。

(六) 鐵と鋼と鑄鐵

鐵は御承知の通元素の一つでありまして原子番號は二六番である。鋼と鑄鐵とは元素でない、鐵と炭素との合金であります。即ち鐵は單體で、鋼と鑄鐵とは合金である。鐵に一・七パーセント以下の炭素が加はつた合金が鋼であり、それ以上の炭素が加つた合金は鑄鐵であります。要するに鐵に加はる炭素の分量一・七パーセントを界としまして下が鋼で、上が鑄鐵となる。日本刀に専ら使用せらるる玉鋼の炭素含有量は約一・四パーセントである。炭素以外に特殊の元素を少量加へて作つた合金は特殊鋼と呼ばれてゐる。

(七) 熱處理

鋼を七百五十度乃至八百度の高温度に熱して徐冷することを焼鈍といひます。鋼を焼鈍すと硬度は幾分減ずるが靱性を増加する。鋼を焼入すれば下表の如く著しく抗張力は増加するが伸長率は極めて減少を來す。又一旦焼入をしたものを適當な温度に焼戻すと著しく靱性を増す。(刀匠の多くは焼戻をせず)この焼鈍、焼入、焼戻の作業を熱處理又は單に熱鍊と云つてゐます。抗張力と

- (3) 特殊の焼入法に依つて刃部のみを硬化する事。
- (4) 研磨は主に研磨機を用ゐて大體研磨し、最後に從來のやうに人手に依つて美術的に仕上げる事。

第一、原料としてニッケル・クロム鋼等の特殊鋼を用ゐるので、焼入れ後大なる硬度と靱性とを併有して能く切れてしかも折れず曲らざる特長を有する刀が出来る。なほ零點以下三、四十度の寒氣に於て現はれる鋼の脆性は普通の鋼よりもずつと小さくなる。

第二、從來の方法では、心鐵と皮鐵とを合せて鍛錬するのみならず、心鐵及び皮鐵とも玉鋼と鍊鐵或は庖丁鐵とを交々に積み重ねて、數十回も鍛錬して作るのであるから、多大の手数と時間を要する。この方法では、丸鋼を用ゐて型鍛錬法によるから、容易くて且つ短時間に刀を火造することが出来る。

第三、從來の方法で焼入れすれば靱性を缺くから、特殊の方法によつて刃部のみを焼入れして硬化することを要する。

第四、研磨は重に人手に依つて居るが、研磨機を用ふれば手数と時間を著しく減少することが出来る。

この方法は研究したことがないから斯うした製作方法があること云ふことを記したまでである。

は一定太さの鋼塊を引き切るに要する力をいひ、伸長率とはその時鋼塊が伸びる割合をいふのである。抗張力の多きものは脆く伸長率は少ない。又伸長率の多きものは軟かで抗張力は少ない。日本刀は抗張力が大で加ふるに伸長率も大でなければならぬ。

種類	熱處理	抗張力 (kg/mm <sup>2</sup> )	伸長率 (%)
軟鋼 (0.14% C)	焼鈍	38	38
	焼入	62	20
半硬鋼 (0.32% C)	焼鈍	52	30
	焼入	95	16
硬鋼 (1.0% C)	焼鈍	68	28
	焼入	107	1

(八) 鋼の變態

鋼は高温度に加熱すると特異の性質を持つこととなる。即ち鋼を熱して次第にその温度を高め攝氏の七百三十度で性質が急激に變化する。この變化を鋼の變態と名づけ、又この變化を起す温度を變態點といふてゐる。然るに鋼を變態點以上に熱しますと勿論變態現象は必ず起つて參りますが、徐々に之を冷却しますと變態前の元の鋼に戻る。それと反對に之を急激に冷却すると元の鋼に戻る時間がないから變態はそのまゝとなり、變化した特殊の物質が出来る。此の物質は極めて高い硬度を持つ物でこの操作を焼入と呼んでゐる。焼入温度は變態點からあまり高すぎではならない。高過ぎると鋼に焼削を生じ廢物になる。焼入温度は鋼の有する炭素含有量、鍛錬の方法、刀身材の組合等によつて多少の相異はあるが、大體七百五十度前後が一番宜い。八百度を越すと焼割が生ずるのみならず、又文に置いた焼刃土に著しき變化を來す。

日本刀は材料(例へば軟鋼、半硬鋼、硬鋼等)の配合や鍛錬、火造等の技術も容易ではないが、これらの技術は

ない。一、三十度の相違は焼色に因て區別することは殆んど困難であります。八百度を越すと焼割を生じ廢物となる。變態點に足りないときは焼は全然入らない。

三、高温計のない時代、焼入温度は何を標準として定めたか。焼入、焼鈍とも加熱せる鋼の色を見て判定したものである。この方法は現今でも行はれてゐる極めて簡便な方法である。例へば焼入の場合、七〇〇度||暗櫻實赤色、八〇〇度||櫻實赤色、八五〇度||輝櫻實赤色。焼鈍の場合、二二〇度||淡黄色、二四〇度||暗黄色、二五五度||褐黄色の類である。焼色と温度とは確實なものであり、本當に色の認識が正確であれば間違はない。色の判定上難易の問題からいふと、斧や鎌の類は易く、日本刀の如き長き物は色の一定に大なる困難がある。

四、そこで色の認識を正確にし、二尺以上の刀を適温に斑なく一定の色に加熱することの二點につき更に考へてみる。

(一) 眼は人々時々の心理状態又は天候(刀匠は夜間焼入をする)の具合により影響がある。時に色が

焼入に較べるとさほどに困難でない。焼入の一番よい温度、七百五十度前後は勿論高温計(パイロメーター)で計つてゐる。

(九) 日本刀の焼入

日本刀の焼入は、一つの個體に息を吹き入れ、生命と魂を與へることである。斯様にいふと如何にも神祕的に聞え、神業のやうに受取られるが、神祕的の中にも科學の嚴然たる存在を忘れてはならぬと思ふ。前述いたしました鐵や鋼の問題、鋼の熱處理の問題、鋼の變態度等の智識は大略持つてゐなければ到底優良なる日本刀は出來ないと信ずるのである。この智識を全然辨へずして、優良な日本刀が出來たとすれば、それは偶然に條理に當て嵌つたに過ぎないと思ふ。焼入作業につき私の經驗を記し併せて御示教を願ひたい。

一、焼入温度は鋼の炭素含有量により多少の相違はあるが大體七百五十度乃至八百度を越えてはならぬ。昔は温度を計る高温計(パイロメーター)はなかつたのである。

二、焼入温度の範圍は最大僅に二、三十度の彈性しかない。薄く見えたり、濃く見えたりするは止むを得ざる現象であると思ふ。故に温度の適正を誤ることがある。かの正宗のやうな名刀匠でも、鍛へた刀が皆悉く自分の意に叶ふやう出来るものでなく、多數の中で僅か一、三の満足な刀が出来るに止まるとの話は、此の困難なる點に原因するのではないでしやうか。齋戒沐浴して精神統一を計るのは、誠に涙ぐましいことである。

(二) 焼入の加熱は竈で爐に風を送つて行はれてゐる。送風面及加熱面が狭少であるから、二尺以上の刀を斑なく平均して適當の温度に加熱するは、實際困難を伴ふものである。名刀匠は巧みな動作で加熱するが、時に失敗を見ることあるは此れ亦免れがたいことであると思ふ。全然失敗にならずとも、温度の過不足又は斑等のため不良なる作品となることも亦免れがたいことである。この二點は科學の進んだ今日是非改良しなくてはならぬと思ふのである。

五、前述の如く竈の爐は狭く、加熱せらるゝ刀は爐面より著しく長いのである。故に斑なく平均して加熱

刑務作業と日本刀の鍛錬

しやうとすれば、勢ひ刀身を突き引きして焼かなければならぬ。かうした操作を繰返すことによつて、自然に焼刃土が剝落して豫期した刃文が得られない。のみならず棟や地に焼が入り、修正は出来るが見苦しい作品となることは屢ある。

六、水の温度は攝氏十二度以下は危険である。昔は寒暖計はない。

七、古來刀匠の最も困難とする焼入作業に付、種々なる観点から特殊の方法を實行してゐる。即ち高温計を用ひる。しかし加熱物(刀)と高温計の加熱度は、必ず一致しない場合があるので特に注意を要する。そうした意識から加熱せる刀の色を對照する。加熱の時間も参考とする。即ち温度、色、時間の三つ調子を合せて焼入をしてゐる。

八、特殊爐で加熱する。竈の爐と實質に於て何等變つてゐない構造であり、只竈の爐よりは加熱面が著しく廣く、爐内の温度を一定に調節し得るやうな仕組みである。矢張木炭を用ひ、現代の電氣爐又は重油爐とは全く異つたものである。

九、竈爐にて加熱する場合は、竈の送風、刀身の突き

引き、炭火の整頓、焼刃土保存等の點に付多大の勞作と注意を要し、肝心の刀の焼色に注意を怠ることがないとも限らぬ。特殊爐はこうした勞作もなく、僅の操作で事足り、從て精神も統一し易く、色の轉定も比較的正確を期し得ると思つてゐる。

一〇、試みに長刀(長さ三尺餘、重量五百二十五匁)の焼入をした實驗から云ふと、左手に竈の送風操作、右手に長刀の斑なく加熱するための突き引きは力の上に於て可能なものでない。素人は最初この點に行詰りを生じたので、前記の特殊爐を作つたのである。

一一、焼入は暗室にて行ふ。  
要するに刑務作業進展に伴ひ、いろ／＼のことが出来ることを御紹介して、日本刀の鍛錬にも近代科學を應用するは決して不都合でないと思ふ。  
切に諸賢の御指教を乞ふ。

受刑者の栄養問題に就て

甲 賀 正 亥

- 一 はしがき
- 二 副食物の給與現況
- 三 副食物中の栄養量
- 四 献立と食品成分
- 五 蛋白質の缺乏
- 六 動物性食品とその代用品
- 七 刑務所食と味噌
- 八 刑務所食とビタミン
- 九 麥の加工及調理上の注意
- 一〇 むすび

一 はしがき

國防の充實、體位の向上、生産能力の擴充の聲高き現時に於ては、栄養問題が重要な一因子として社會層のあらゆる面に喰ひ込んでゐる。

即ち、我が收容者の栄養に關しても、其の研究熱及改善運動は澎湃として興りつゝあるのである。私も

受刑者の栄養問題に就て

亦、其の一人として實驗的研究を試みて來たものである。「註1」

而して孰れの研究結果も概ね「主食偏重人の矯正」が、收容者食糧改善の焦點として、クロイズ・アツプされて現れてゐるのである。

而も、現在收容者に支給せられつゝある主食物量は、法規の規定せらるゝ所である。従つて、之が改善策を陳ぶるとも、残念ながら今日直ちに實行に移せるものではない。之に反し副食物は、現在各々の刑務所に委任せられてゐるところである。(但し、菜代には指定額があるが、其の額を越えない條件の下でならば、自由である)。詰まり、現状に於ては、收容者栄養問題は此の委任範圍内に於て、考へられなければならぬことである。否、この範圍内に於て最も栄養的に攝取せしむる事が、各刑務所の責務と謂はねばならぬ。

此の意味に於て私は、現在收容者に支給せられつゝあ

受刑者の栄養問題に就て

る副食物の、栄養學的検討を加へ、且つは諸家の研究結果を根據として、栄養改善方法の二三を述べてみようと思ふ。

幸にして、記するところの愚見が行刑栄養の上に、幾許かでもの参考となり得るならば欣びに耐へぬ次第である。

註1 拙著行刑栄養學参照。

二 副食物給與の現況

受刑者副食物中の栄養價を調査せむとすれば固より少

1. 成年刑務所

刑務所	總蛋白質	動物性蛋白質	熱量
	瓦	瓦	カロリー
樺太	34.8	11.8	485
網走	42.7	12.7	813
札幌	28.9	8.2	642
釧路	37.6	17.3	497
青森	18.3	1.8	353
水戸	23.6	5.6	460
前橋	28.4	8.4	468
千葉	20.6	4.5	412
栃木	20.6	5.9	314
宇都宮	26.1	7.6	450
横濱	22.5	11.4	359
小菅	27.0	8.4	439
甲府	32.1	8.9	494
静岡	24.3	8.9	447
濱松	27.8	8.5	536
名古屋	23.7	4.2	524
岐阜	27.8	8.5	536
長野	21.6	3.6	448
本野	27.2	6.7	485
新潟	24.0	5.4	422
金澤	24.1	4.5	477
滋賀	25.6	6.6	435
三重	30.7	7.9	607
奈良	22.5	2.7	443
京都	29.2	9.0	455
大阪	38.8	10.5	487
山島	28.6	3.2	477
山口	21.0	3.0	445
廣島	25.4	2.9	461
福岡	44.3	11.2	569
長崎	20.8	6.0	410
佐賀	16.9	8.5	293
熊本	18.1	4.2	423
宮崎	27.2	5.0	500
鹿兒島	23.6	1.7	388
高知	29.3	10.9	439
徳島	23.5	6.0	430
高松	25.7	7.0	513
沖繩	26.5	1.9	500
平均	26.7	6.9	470

くも一ケ年間の献立表につき精細に調査する要がある。然れども、一ケ年間の献立につき全国刑務所の献立を集蒐する事も、調べる事も多くの時日を要する。これを以つて、昭和九年十月に於ける全国刑務所四十六ヶ所の献立表につき總蛋白質量、動物性蛋白質量、熱量を分析既知値(註1)により算出、調査する。なほ、この調査に於て蛋白質、熱量を調査して、脂肪、含水炭素を調査しなかつたのは別に根據のある事である。(註2) その調査結果を表示すれば次の如し。

2 少年刑務所

刑務所	總蛋白質	動物性蛋白質	熱量
	瓦	瓦	カロリー
盛岡	23.1	7.7	478
小田原	42.4	4.6	578
川越	24.9	1.3	324
岡崎	28.5	5.9	548
姫路	28.8	10.6	508
岩國	30.0	6.6	341
久留米	25.4	3.0	511
平均	29.0	5.7	470

右表に就き全国刑務所の副食物に對する詳細なる營養學的批判を加へることは、餘りにも専門的に互るを以てこゝには、省略する。

唯、結論のみを申せば、副食物中のカロリーは、極く少數の刑務所を除いては、大體満足せられて居る。然るに蛋白質に於いては、量の不足、質の不良なる刑務所がその大部分である。特に發育期に相當する少年受刑者の食餌に於いてこの蛋白質の不足、特に動物性蛋白質の不足の甚しきは、受刑者營養問題上寒心に堪へざるものなり。

尙個々の刑務所につきては、次の「副食物中に含まし受刑者の營養問題に就て

む可き營養量」の項に於ける標準と比較検討すれば、何が不足し、改善せらる可きやを諒解せられ得るものと信ずる。

註1. 佐伯博士著「日本食品成分總攬」ニヨル

脂肪ヤ含水炭素ガ、全ク不必要ダカラ、調査シナカツタノデハナイ。科學的純粹ノ無脂肪ノ食物デ、動物ヲ養ツテ居ルト障害ヲ起シテ來ル。其ノ障害ハ色色アルガ、其ノ中デモ、一番起リ易イ障害ハ、皮膚ガ亂レテ來ル。其ノ外發育モ悪クナルト云フ事デアアル。コノ理由ニツイテハ、色々複雑シタ學術的理由ガアル。併シコレハ、學術的ニ興味ガアルノデ、實際問題トシテハ、左程問題ニス可キデナイ。何故ナラバ、無脂肪ト云フ事ハ、我々ノ食物ニハアリ得ナイ。米ヲ食ツテ居ル收容者ニハ、米ノ中ニサヘ脂肪ガアル。「ノレイン的」デアル。ソレノミナラズ献立中ニ含水炭素ト脂肪ヲ各々獨立サセテソノ量ヲ指定サセルコトハ、献立ノ作成ヲ六ヶ數クスル上ニ料理ノ種類ヲ制限スルモノデアリ、無用ノ煩雜ヲ加フルモノデアル。故ニ病人食デナイ限り兩者ヲ合シテ「カロリー」計算ヲ爲シテ差支ヘナイト思ハレルノデアアル。

三 副食物中の營養量

副食物中に含む可き營養量は、主食の量並質の決定及適正を計りたる後に、確定せらる可きものである。併し爰では「主食は現行の儘として、如何なる營養量を副食

受刑者の栄養問題に就て

物中に含有せしむるが適正なりや」に就て、副食物標準  
栄養量を考究してみたい。

この爲には、先づ知らねばならぬ二つの事項がある。  
其の一つは「日本人保健食の標準」であり、他の一つは  
「收容者主食中に含有せる栄養量・質」がそれである。先  
づ「日本人の保健食の標準」のことであるが、此の問題  
は専門家によつて多少その説を異にするも、こゝには厚  
生省栄養研究所の發表せるものを採つて置く。

「表1」日本人栄養要求量ノ表(栄養研究所發表)

年 齡(歳)	男 子			女 子		
	成年男 子トスレ バ	總温 量 カ ロ リ	蛋 白 質 瓦	成年女 子トスレ バ	總温 量 カ ロ リ	蛋 白 質 瓦
發育期	15-20	102400	100	92160	90	
盛前期	21-50	102400	80	81920	60	
盛後期	51-60	102400	60	71680	43	
衰退期	61以上	102160	45	61440	30	

一、上表ハ種々ノ職業ニ從事セル幾多ノ日本人ヲ被験者トシテ  
研究結論デアアル。

二、栄養要求量ハ年齢別性別以外ニ體位ノ大小労働ノ程度ニヨリ大イニ差等ヲ生ズル。上表ハ日本人トシテノ中等ノ體位ヲ有シ中等程度ノ労働ヲ營ムモノヲ標準トセルモノデアアル。

とが必要なるは理の當然であらう。  
更に考ふべきことは消化吸収率であつて、收容者のそれは社會一般人の平均よりも悪いのである。「註2」斯うした特異的條件を有する收容者に、給與す可き食品は充分に考究されねばならぬ。社會一般の生理學的標準を其のまゝ用ひることは不合理であつて、私は、社會一般の標準よりも高い標準を定める必要を認め、爲に便宜的副食標準栄養量を計上した。折角御利用あらんことを希むものである。

「表3」

年 齡 別	主 食 等級	主 食		副 食		合 計	
		蛋 白 質	カ ロ リ	蛋 白 質	カ ロ リ	蛋 白 質	カ ロ リ
少年刑務所	5等食 トシテ	61.8	2448	38.0	500	100	2948
成年刑務所	50歳以下 6等食 トシテ	55.7	2206	25.0	800	80.7	2706
	50歳以上 7等食 トシテ	49.6	1963	11.0	500	60.6	2463

受刑者の栄養問題に就て

「表2」

等 級	改 正 食	一 食 量		一 日 量	
		蛋 白 質 瓦	カ ロ リ	蛋 白 質 瓦	カ ロ リ
1等食		28.4	1121	85.2	3374
2等食		26.4	1044	79.1	3131
3等食	1等食	24.5	970	73.5	2911
4等食	2等食	22.5	889	67.4	2668
5等食	3等食	20.6	816	61.8	2448
6等食	4等食	18.6	735	55.7	2206
7等食	5等食	16.5	654	49.6	1963
8等食	6等食	14.7	581	44.0	1742
9等食	7等食	12.6	500	37.9	1499
10等食		10.8	426	32.3	1279

一、上表中食等級トアルハ現行刑罰法規ニヨルモノデアアル。

一、改正食等トハ刑政「第五十卷第九號」ニ芥川博士ノ發表セラレシモノデアアル。

右の「表1」の數値より「表2」の數値を差引きたる數値が、とりも直さず副食物として攝取す可き栄養量である。但し、こゝに注意す可きは、發育中にある收容者を主體とする少年刑務所と、成年者を收容する刑務所とは、決して同一視出來ぬことである。尙又、同一成年刑務所に於てすらも、五〇歳以上と以下とを區別するこ

四 献立と食品成分

刑務所用の献立は、その本來の使命からも、或は又經濟的立場からも「栄養と經濟」の最少限度の線を歩まねばならぬものである。解り易く言ふならば、適切なる栄養を、現在社會の經濟的觀點よりして、最も安價なる食費に依つて攝取する様に、舞ひを舞はねばならぬものであると謂へよう。斯く献立を作成せんが爲には、食品の市價を知悉する一方、食品分析の活用にあらずしてはなし得られぬ事である。

扱て、現在の刑務所用献立を視るに、其の作成時に食品分析表を使用せられたとおもはるゝものは、残念ながら尠い。殆んど總べての刑務所に於て、食品分析表は、既往献立の栄養價調査のときにのみ用ひられてゐるといふも、過言ではあるまい。

五 蛋白質の缺乏

栄養素は、蛋白質、脂肪、含水炭素、無機質、ビタミン

註1 刑政第五〇卷第九號芥川信「收容者ノ食糧ニ對スル考察」。

註2 衛生學傳染病學雜誌第十七卷第六號芥川信、打田義芳「受刑者ノ營養ニ關スル研究」参照。

受刑者の栄養問題に就て

ンの五であつて、この中脂肪と含水炭素は、主としてカロリーを出し、蛋白質と無機質は、身體を構成するを主なる役目とする。ビタミンは、機械に於ける機械油に似て、各栄養素が、体内で圓滑に役立つ様に働くのである。

これら栄養素の何れもが必要であるが、特にこの蛋白質は必要なものである。この蛋白質のことをプロテインと云ふ。之は、ギリシヤ語から來た言葉で「第一」と云ふ事である。栄養上からは、吾々の食物の中で、蛋白質が先づ第一だと云ふ所からプロテインと云ふ言葉が出て來た。蛋白質と云へば、卵の白味程純粹な蛋白質は今日でも他に多くない。それで卵の白味と云ふ字に質をつけて蛋白質と名付けた。併しこれは、日本人のつけた名前ではなく、獨逸人が、獨逸語でアイ(卵)ワイス(白)と云つたのを譯したものである。本當は「第一」と云ふ意味の方が良い。今日ビタミンとかカルシウムとかが必需要だと云はれるが、なんと云つても、蛋白質が、最も大切である。これは動物試験をやるとよく解る。蛋白質を全然含んで居ない食物で動物を養ふと體重は段々に下る。この下り方が極めて著しく遂ひに死亡する。

無機質(カルシウム、磷、鐵其他)を全然含んで居

の建物が出来る。併しこの根源は煉瓦である。丁度これと同様で、蛋白質の根源はアミノ酸である。所がこのアミノ酸は、人體にとつて重要なものとそれ程重要でないものがある。この人體に缺く可からざるアミノ酸を多く持つて居る蛋白質は、そうでない蛋白質に比較すると栄養價が高いのである。人體に必要なアミノ酸を含まない蛋白質は、いくら多量にとつても人體の欲する蛋白質を作れないから、何にもならない。これにメンデル博士の有名な實驗がある。(註1)

この栄養價の高いアミノ酸は、動物性食品に多く含まれて居る。此の故に動物性蛋白質は、人體に必要なのである。

殊に發育期、壯年期の人間には、必要なのである。動物性蛋白質が缺乏するとどう云ふ結果になるかに就いては多くの内外の實驗的研究がある。(註2)

この重要な動物性蛋白質が刑務所の食物にはない。(前掲第二節副食物給與現況参照)

次に、「動物性蛋白質は全蛋白質の何%にすべきや」が問題となる。或論者は、食物の全蛋白質の半量は、動物性蛋白質でありたいと云ふ。(註3)

併しこれは、全蛋白質の半量を主食より攝る邦食とし

受刑者の栄養問題に就て

ないもの即ち脂肪、含水炭素、ビタミン、蛋白質は含んで居るが無機質は少しも含んでゐない食物を與へて、動物を養つて居ると矢張り體重は下つて死亡するが、併しそれも蛋白質の全然含まない食物を與へたものに較べると左程著しくはない。

今度はビタミンだけ含まぬもので試みると多少下るが、前二者程でない。

所がかゝる栄養上最も必要な蛋白質が、刑務所食には少ないのである。(前掲参照)

蛋白質には、非常に澤山の種類がある。卵の白味も蛋白質であれば、黄味も又蛋白質である。

我々の身體でも、髪の毛、爪、筋肉、血液、皆蛋白質である。魚も肉も豆も麸もそうである。非常に蛋白質は種類が多い。同じ豆でも、色々の蛋白質が含まれて居る。

これ等の蛋白質の單位的なものを採つて、調べて見ると何れの蛋白質も大體共通な一定成分から組立てられて居る。即ち分解して見ると最後の究極はアミノ酸に歸する。このアミノ酸が、譬へれば、煉瓦の様なもので、煉瓦を縦横無盡に色々積み重ねて建物が出来る。眞四角な建物も出来るが、圓い寺院塔の様な建物も出来る。色々

て、社會一般の衆團栄養の經營上よりは、實行し難い。況や刑務所に於いては、不可能の事である。

又他の論者は、全蛋白質の1/4を動物性からとれば、適當であると云ふ。(註4)

これも尙、刑務所では、現在の副食豫算では、出來ない。或るものは、一般社會の工場給食には、大體15%の動毒性蛋白質をとればよいと論じて居る。(註5)

これならば、刑務所では、或程度迄實行可能性があると思へるところである。

六 動物性食品の代用品

交通不便の地に於いては、前述の15%の動物性蛋白質給與と云へども、必ずしも容易ではない。故に、これに代る可き安價な良質の蛋白質源を求めねばならぬ。この目的から、大豆及大豆製品を刑務所に推奨したい。大豆蛋白質は生物學的營養價の高い事は、内外諸家の實驗證明せる所である。(註6)

故に、極く少量の動物性蛋白質と併用すると、充分動物性食品の代用たり得る。

次に大豆の用ひ方であるが、このものは元來消化吸収率が低い。故に機械的作用によりその消化吸収率を上昇

受刑者の栄養問題に就て

せしむる必要がある。即ち大豆を、きなこ、莫、納豆に  
して用ふる事である。又豆腐は、消化吸収率は九二%で  
利用率は高いから、大いに奨励したい。

- 註1 近藤耕蔵「日用化学」第十三編「栄養」又ハ佐伯矩「栄養」ノ「生物學的養價」参照。
- 註2 マツカラム、鈴木梅太郎、オスボン、メンゲル等ノ多クノ業績アリ、最近ニテハ、刑務所デノ研究トシテ行刑衛生雜誌第十三卷第九號富田信雄「多數發生セル刑務所浮腫ニ關スル報告」ガアル。
- 註3 勞働科學研究所報告第九卷第二號松島周蔵「工場給食ノ營養學的標準作成ニ關スル」考察。
- 註4 加藤元一生理學下卷「營養ト代謝」。
- 註5 勞働科學研究所報告第九卷第二號松島周蔵「工場給食ノ營養學的標準作成ニ關スル考察」。
- 註6 一、オスボン及メンデル氏ハ、幼家鼠ニ大豆蛋白質ヲ與ヘタルニ動物性乳ト同効アリテ、爾他ノ荳科蛋白質ハ否ナリトセリ。  
二、カッブハンナル氏ハ「大豆蛋白質の吸收及保留は、動物性蛋白質に劣らず」トセリ。  
三、小松原氏等ニ從ヘバ家鼠飼養上ニハ大豆ニ依リテ小麥中ニ缺如スル「アルギニン」及「リジン」(重要なアミノ酸である)ヲ補充シ得ルトセリ。  
四、レプスキー及チャミナ氏ハ採油後ニ脂肪及レチチンヲ殆ド含マザル大豆粉ニテ飼養シ尙良ク幼動物ノ成長ヲ認め得タリ。

七 刑務所食と味噌

原料の關係如何といふに保健技師有馬力氏の最近行はれし、千葉・浦和・小田原・三重・横濱の各刑務所の味噌の分析結果につきて、其の單價・蛋白質・原料を比較して見る。

右の表に依れば、原料中には大豆粕を使用したる三重味噌が、蛋白質を安價に供給してゐることが解る。此の味噌が一錢にして、三五・八瓦の蛋白質を得られるに對し、千葉の味噌に於ては、一四瓦の蛋白質しか得られてゐない。

依之觀是、大豆粕使用の味噌は蛋白質を安價に供する上に就て、優れてゐる。併し蛋白質の質的に見て大豆粕使用の味噌が劣るならば、必ずしも味噌原料として大豆粕は推奨に價しないことになるであらう。しかるに、原、高田兩氏の生物學的研究によれば、大豆粕を原料とせる味噌は、他の味噌に比し何等遜色は無い。於爰、豆粕は今後刑務所自家製造の原料として、推奨す可きものなりと信じられるものである。

しからば、味噌の營養價値と仕込期間の關係如何といふに、味噌は仕込期間が長い程風味が佳いとは、よく言はれる事である。然し、營養の點から言ふならば、仕込期間の長い程營養價の劣るものである。即ち風味と營養

受刑者の營養問題に就て

收容者食糧としての味噌は、保健上經濟上極めて重要な地位を占むるものである。故に何等かの方法により、味噌蛋白質の質を改良し、それを量的にも安價に供給する事は、收容者營養上重要な事である——味噌を安價に供給するためには、自家製造の得策なるは何人も容易に想到し得らるゝ所である。が、之が爲めには「如何なる原料を用ふるが得策なりや」「仕入期間は如何にす可きや」の問題に就て知らねばならぬ。味噌の營養價値と

區分刑務所別	100瓦中粗蛋白質	瓦單價	一錢得、ニテラ蛋白	原料
千葉	9.67	6.902	14.0	大豆、精鹽、食鹽
小菅	13.68	7.495	18.0	大豆、精鹽、食鹽
浦和	13.30	8.058	16.5	大豆、精鹽、食鹽
三重	15.37	4.294	35.8	大豆、大麥、食鹽
横濱	16.01	6.616	34.3	不詳
小田原	14.61	5.600	26.1	不詳

價値といふものが、味噌に於ては一致してゐないのである。

元來、味噌の主原料は大豆である。此の大豆を煮豆とすれば、六三パーセントの吸收率であり、又大豆を納豆とするならば、蛋白質は分析されてアミノ酸に近づく爲に、消化吸収率が煮豆以上に良くなるのである。併して大豆を味噌にするならばアミノ酸以上に分解して了ふのであつて、既に人體に對しては營養的價値を減殺されてゐるのであるから、味噌の仕込期間は短い方がよい。

此の營養的觀點より刑務所に於ける味噌の仕込期間は、可及的短い事を推奨し度い。無論一般家庭に於ても然りではあるが……。

なほ、味噌蛋白質の營養價値は、原料たる大豆に及ばない。それは、大豆が味噌になるため醱酵する際に、大豆中にある優良なアミノ酸が分解して仕舞ふので、其の失はれたアミノ酸を他の何かの食品によつて補はねばならない。而も、必ず斯くすることを必要とするのである！ それには、煮干を併用することを以て最適と考へられるのである。

私の調査した結果によると、全國二八刑務所中、煮干を味噌汁に用ひたるものは、十二ヶ所に過ぎなかつた。

受刑者の栄養問題に就て

今後改善していただき度いと思ふ。(更に申し添へ度いのは、煮干は粉末として用ひると、味覺的にも亦營養的にも有利である。)

九 麥の加工及調理上の注意

營養國策の立場から、白米食の廢止論は近頃特に盛んである。之は要するに「ビタミンBを含んだ主食」を攝らせる事が主目的である。一方、白米支持論者は「白米を攝取してゐても、副食物からビタミンBを攝ればよい」と言ふのでもあるが、それは出来ない相談である。何故ならば、人體のビタミンBの要求量は、相當の量であるからである。——七分搗米三合三勺(大人一日攝取量)中に含まれるビタミンの量を、副食品から攝らね

比較表

含有量	比較
463瓦	(3合3勺)
728	(194勺)
331	(19勺)
199	(53勺)
199	(53勺)
2318	(1升1勺)
3312	(586勺)
2206	(586勺)
2590	(757勺)
2480	(660勺)
1490	(396勺)
1215	(13勺)
99	(50勺)
199	(58勺)
199	(1合4勺)
199	(2合2勺)
331	(2合2勺)
331	(2合2勺)
1988	(6合6勺)
1324	(6合6勺)
1324	(352勺)
662	(198勺)

ビタミンB含有量比較表

米粉 728 (194勺)

黄粉 331 (19勺)

麥粉 199 (53勺)

諸乳 199 (53勺)

薯草 2318 (1升1勺)

菁葱 3312 (586勺)

ト 2206 (586勺)

苜蓿 2590 (757勺)

豆粉 2480 (660勺)

豆腐 1490 (396勺)

乳肉 1215 (13勺)

魚肉 99 (50勺)

七メ卵 199 (58勺)

人甘 199 (1合4勺)

牛馬 199 (2合2勺)

ホキ 331 (2合2勺)

燕玉 1988 (6合6勺)

ト海 1324 (6合6勺)

ソ小 1324 (352勺)

刀碗 662 (198勺)

大豆 662 (198勺)

豆牛 662 (198勺)

魚 662 (198勺)

る。すべて營養素は、水に溶ける程度になつて初めて、吸収され、利用され得るものであつて、この意味から水溶性成分の損失は、より大きいものである。(註3)

加工上の注意としては、「無砂搗」及「八分搗」にすることが肝要で、麥の搗精付混用の搗粉の害は、米以上に甚しい。(註4)

麥の搗精度を判別するには、左の如き二瓶眞一氏の法が簡單でよい。此の方法は先づ少量の精麥を皿又は試験管に採つてよく水洗し、沃度、沃度加里液(沃度一瓦、沃度加里一瓦水二〇〇—三〇〇立方糶)の少量を加へて振盪し再び水洗する。かくするときは、外皮の剝離されて澱粉層の露出せる部分は藍黑色に染まる。故にこの染色程度の多少によつて搗精程度を決定するのであることを附記して置く。

註(1) 榮養研究所報第二卷第二號 藤卷良知 「米の貯藏中に於ける抗脚氣性ビタミン含有量の變化に就いて」参照。

註(2) 樋口太郎法ニヨル「カタラーゼによるビタミンB検査」定法ニテ用ヒ米ノビタミンBヲ調査ス。

註(3) 榮養研究所報告第二卷第一號 近藤光之「米の淘洗による損失に就いて」参照。

註(4) 一、榮養研究所報告第四卷第二號 佐伯矩「米麥精白用搗粉の實作用に關する實驗的研究」参照。

受刑者の營養問題に就て

ばならぬとすれば、上表の如き結果を見ねばならない。右の如き多量の食品を攝る事は、經濟上よりしても、恐らく行ひ難い。どうしても、主食から求めねばならない。然らば、現在收容者に支給せられつゝある主食物にビタミンBありや?—であるのである。麥の加工と調理に注意を拂つてゐるところでは、あるのである。受刑者主食の米は、農林省拂下古米である。米は、一年間貯藏せられるとそのビタミンB量は半減すると云ふ(註1)刑務所にて用ふる古米は、收穫後二、三年を経過したものであるから、そのビタミンBの少ない事は、想像に難くない。私の行つた實驗の結果に於ても、ビタミンBは殆んどなかつた。(註2)故に收容者のビタミンBは、どうしても麥に仰がねばならないのである。而して假令、五割程度の麥を入れても、其の麥が過精白され、その炊飯に當り、必要以上に水洗されたならば、ビタミンBの不足は免れない。

かくて、調理上、加工上の注意を怠れば、たとへ脚氣患者はないにしても、ビタミンBの給與は十分ではないと謂へるのである。猶又水洗の損失は單にビタミンBのみの流失にとゞまらず、水溶性蛋白質、無機質、脂肪、含水炭素等の幾多の貴重成分を逸失してしまふのである

一、二瓶眞一「穀物加工の實際」中ノ「第四章無砂精麥の必要とその可能性」参照。

八 刑務所食とビタミン

ビタミン中現在確定的なものは、ビタミンA・B・C・D・Eの五種と見る可きである。この中ビタミンEは、妊娠、乳の分泌に關係するものであるから、先づ刑務所とビタミン問題を論ずる場合には、除外してもよいと思ふ。

次にビタミンDを経口的に攝る事は、紫外線に身體を照射されるのと全く同効果で、日光浴に、戸外のラヂオ體操にと、日光に親しむる事に、意を用ひられて居る今日の受刑者として、ビタミンDの不足は、先づ考へなくてよいであらう。

次にビタミンCである。これが甚だしく不足すると壞血病に罹る。日露戦争に於て、長い間旅順に籠城せるロシア兵に、多くの壞血病を出した事は餘りに有名な話である。永い間新鮮な野菜の輸送が絶たれたからである。

私の知つて居る範圍では、本邦刑務所での壞血病の事例では、朝鮮の大邱刑務所と新潟刑務所とがある。新潟刑務所の場合、大雪のため、交通杜絶して新鮮な野菜の供給がなくなつたためであると傳へ聞いて居る。

受刑者の栄養問題に就て

この様な特殊の事例を除けば、ハッキリしたビタミンC 缺乏病の發生した事例は、本邦刑務所ではない様である。況や大根卸し汁の中にビタミンC の豊富な事が常識的になつた今日では壞血病の憂ひはないと見てよい。(尤も、この常識的な事すら知らずして、今尙生野菜を一向與へて居ない刑務所がある。これは特に注意して頂きたいものである)。

次に、新潟の例の如く、雪國地方で、新鮮な野菜の供給困難になつた場合には、大豆からもやしを作る事によりこのビタミンC 不足を豫防して頂きたい。大體大豆一斗のもやしは二〇〇〇人の壞血病を豫防すると云ふから、量は澤山には要しないのである。

次にビタミンB の問題である。ビタミンB には、B<sub>1</sub> と B<sub>2</sub> の二つがあるが、便宜上こゝには、一括して置く。B の不足が、脚氣發生に關係ある主要因子なる事も半ば常識的な事である。本邦刑務所では、一八八一年以前には相當脚氣があつた。(註1)

一八八一年以後現行の白米麥七分三分の混炊が實施されてからは、脚氣患者が減少した。最近では、脚氣患者發生例は、全く寡少の様である。現在の主食では、ビタミンB の不足は考へられない。若しありとせば麥の精白程度の高過ぎる事と過度の水洗により失はれたものと思ふ。

つて、福音とも云ふ可き事は、大根葉の如き従前廢物視された食品中にも多含されて居ると云ふ事である。この外ホーレン草、黄甘藷、トマト等の色濃き野菜中に多いのである。特に、刑務所にて用ふる安價な肝油は不味でもある。出來得可くれば、味覺上からも、ビタミンA を食品に求める事の望ましい事は何人も反對されまい。肝油中のビタミンA 量を食品より求むる事は、決して難事ではないのである。

今試みに、一瓦の肝油中のビタミンA 量を食品中よりとるとすれば、ホーレン草なら僅かに一〇瓦、キャベツ(綠色のもの)なら五〇瓦、豌豆なら一三瓦、鶏の肝臓なら五瓦、卵黄なら一〇瓦である。

故にビタミンA の豊富な野菜の潤澤なる時期には、何を苦んで、肝油使用の必要があらうか。然し、何等の栄養上の知識なくして徒らに肝油の使用を中止する事は、嚴に戒めねばならぬ事でもある。と同時にビタミンを思ふて、肝油に心酔する事も不可な事である。

肝油萬能論人士への警鐘として肝油の濫用も亦害ある事と一言附記しておきたいのである。(註4)

註1 島蘭順次郎著「脚氣」参照。

註2 有馬力氏ハ最近受刑者主食ノ米、麥ノマ、動物ニ給與セル所、何等ビタミンB ノ不足ヲ見ナカツタト語ラレタ。

受刑者の栄養問題に就て

即ち加工上、調理上の不注意によるとしか断定出來ない。この事は、全く根據のある事である。何故ならば、精麥程度七〇%の押麥と農林省拂下古米とより成る某刑務所の主食を生のみ、鼠に與へたが、ビタミンB の不足を起さなかつた實驗例があるからである。(註2)

兎に角麥の加工、調理上の注意を拂へば、ビタミンB の問題も、さして問題ではないであらう。

最後にビタミンA についてであるが、このビタミンはビタミン中刑務所を始めその他經濟的に制限を受けた食物をとる可く餘儀なくされた所に於いては、最も缺乏し勝ちなビタミンである。刑務所に於いて、肝油を使はなかつた昔時には鳥眼即ち角膜乾燥症が多かつた。(註3) このビタミンA の作用は、色々あるけれども鳥眼豫防も亦その一つである。このビタミンA を多含せる肝油を味噌汁の中に入れて使用しつゝあると云ふ事は、ビタミンA 供給上まことに簡便にして、効果的な方法であつた。併し今日の如く、栄養學の發達した時代に於ては、これは最上の方法ではなくなつた。

肝油の味噌汁混用は、栄養學の發達しない時代のやり方であり、栄養知識のないものゝやる極めて幼稚なビタミンA 給與方法である。

大體ビタミンA は、バター、卵黄等の食品中にも多含されて居る事が闡明されて來た。殊に刑務所收容者にと

註3 芥川信著「行刑衛生」参照。

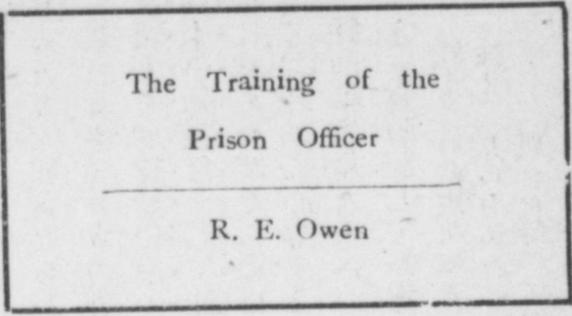
註4 肝油ノ害ニツキテノ業績ハ甚ダ多シ。アグツユール氏、ホプキンス氏、オイラー及ウイデル氏等々ノ發表其他枚舉ニ違アラザルナリ。

10 むすび

以上累々副食物改善に關する二、三の改善試案を申述べたが、結局は、季節別、地方別、受刑者の年齢別、性別等を斟酌したる副食物献立を作成、實施せられねばならぬ。これがためには、この營養方面の學術的知識と實際的知識とを兼ね有する營養専門家(外國では、Nutritionist と稱し、我國にては、營養士と稱す)をして、各刑務所を巡回指導せしむると共に、この營養専門家の指導を活用せしむるため各刑務所に食物の調理に經驗ある「料理人」又は調理士(現今各府縣にて、短期講習にて養成せられつゝあり、外國にては Dietitian と稱す)を採用する事である。アメリカ合衆國の刑務所にては、この Dietitian を雇傭せられつゝある(刑政第五十二卷第十四號アメリカ合衆國行刑管理(二) 参照)。

今や一般社會に於いては、營養問題は、單なる研究時代ではなく、實行の時代となり、着々その實効を擧げつゝある。この點に、思ひを致され受刑者營養問題を今一層重視されん事を切に希望する次第である。

英國の刑務官練習所



# 英國の刑務官練習所 (一)

アール・イー・オーエン

オーエン氏の何人なるかは詳にせられてゐないが、いかにも自信に満ちた書き振りから察して、或はプリズン・コムミツシヨナースの一人ではないかと思はれる

過ぎし三十年間に英國の行刑處遇の領域に起つた變革は、同時にまた當然の結果としてプリズン並びにボースタル(施設)の職員を撰擇任命する方法の改正を必要ならしめたのである。今茲に述べんとする所は、下級職員の撰擇並びに訓練に關するものである。さてこゝで先づ言ひたいのは嘗つてワード(看守)は單にターンキー(鍵を廻す人)だと曰はれてゐたが、恐らく決してそんなことはなかつた筈である。なぜといつて、キーは只だ徒らに廻されるのではなく、人間を出し入れするため廻はされたのであつて、しかも、人間といふものは、どんなひどい境遇や環境の中に在つても、集まれば必ず何かし

ら或るソサイエテイ(社會)を作り出す抑ゆることのできない一種天賦の才能を有つてゐるのであるから——受刑者の作つたそのソサイエテイに在つても、ワードは或る役割を有つてゐたにちがいないのである。しかし、よしたとへ過去に於てどうであつたにせよ、受刑者の處遇に於て一步は一步更らに一層理解に富める方法の採用せらるゝに至つて、「オフヒサー」(職員)——昔時のワードは今ばかり呼ばれてゐる——は受刑者をロック(錠を下して拘禁)したり、アンロック(錠をはづして開房)したりするためのオートマトン(自動人形)ではなく、ピーナル・リホーム(行刑改良)に於ける重大な役割を有

つてゐる一個のファクター(要因)である——またさうあらねばならぬといふことが益々明かになつたのである。

拘禁といふことが剝奪さるゝ所のある人間の生存の一形式以上の何かしらの或るものであるべきだとするならば、また明かにこの剝奪といふことは全く除かれることはあるまいが、然らば何か積極的な建設的な或物がセンテンス(刑)に加へられなければならない。何となれば、法律は單にこれ／＼の期間これだけのものが、一人の人間から剝奪されるのだと命令してゐるだけであるからだ。しかし、我々の時代になつて過去三十年の間にこの或物が加へられたのであつた。それは剝奪の期間は同時にまた建設的な訓練の期間であらねばならないといふアイデア(考へ)である。たゞこれがためには各受刑者のケースとしての解剖研究、道徳上の再教育、作業訓練、拘禁中に於ける共同的精神の養成、アフター・ケア(釋放後の保護)等の如き多くの改良事業か伴はなければならないのである。此等の事柄についてはこの文章の目的ではないから暫く置いて論じない。しかし、たゞ、かゝる理想を實現するがためには、行刑事務を統轄するホーム・オフィス(内務省)が先づ賢明な理解のある政策方針を樹立することが急務であるが、そのポリシーも已に久しく世人の眼に分明であつたのである。既に政策が樹立せられた以上、この政策を實際に効果的に運用する能力あり熱意あるブリズン・ガヴァーナー(刑務所長)が必要になつてくるのであ

つて、而して、この任務を擔當する資格ある人物を任命すべくあらゆる努力が爲されたのである。更らにまた、この事業を促進するには、ガヴァーナーを扶くるに革新の意氣に燃ゆる教養ある多くの人材が必要なのであつて、而して已に先づ最初にボースタルに、次いで、今日では幾多のプリズンにもまたハウスマスター (House-master —— 舎長) (昭和十三年七月號「刑政」所掲「英國のボースタル・システム」参照) を任命してこの需要を充たしつゝあるのである。しかしながら、なんといつても結局一番肝要なのは下級職員たる「オフヒサー」にライト・タイプ(適材)を得ることなのである。實際に處遇のシステムを運用するのはオフヒサーであるからである。日となく夜となく斷えず受刑者と接觸してゐるものは彼等である。受刑者を理解し、制御し、訓練するものは彼等である。若しオフヒサーたるものにライト・タイプを得れば、教化的な刑罰執行のシステムをして成功せしむることができるのであるが、若し誤つてロング・タイプ(不適材)をして其職に當たらしめたならば、始めからこのシステムをして其効果を失はしむることになるのである。で、普通一般のオフヒサー(看守)が問題の中心となつてくるのである。

已に夙く一八九六年に於てプリズン・コムミツション(行刑局)が當時のワード(看守)のためにトレーニング・クラス(練習科)を創設したのは、實にこの事實を考慮してゐるので

英國の刑務官練習所

英國の刑務官練習所

ある。しかし當時は其組織は極めて簡單なもので、トレーニング（練習生）が臨時雇員として六ヶ月間チエルムスホード又はハル・プリズンで仲間のワーカーから職務を見習つたといふだけのこと過ぎなかつたのである。分隊教練、武器の操縦、諸規則の暗記等がトレーニング（練習）の基礎となつてゐたのである。然るに、世界大戦後更らに一層進歩した練習の組織の必要が感ぜらるゝに至り、二三實驗する所ありたる後、一九二五年に至り、ウェイクフヒールド・プリズンが試験施設として再び開所せられたる直後、このプリズンに刑務職員練習所（Officers Training School）が常設の施設としてその本據を定めたのである。爾來今日に至るまで茲處に教課が開かれて、第五十回のオフィサー・トレーニング・クラスが終了したのは去年七月であつた。此等の五十回のクラスからオフィサー（看守）の職に就いたものは已に一千三百人に及んでゐるのである。

このクラス（教課）は回を重ねるに従つて、開設當初に於ては間に合つてゐた設備も規模が不充分になつたので、別に新たに練習所のために一個のビルディングが建築せられることになつて、一九三七年五月三十一日當時のホーム・セクレタリー（内務長官）たりしサー・デオン・シモンがこの新しいビルディングの礎（Foundation）を据えたのである。このビルディングは「帝國刑務官練習所」(The Imperial Training School for Prison Officers) と呼ばれることになつてゐる（註——この練習

所に「イムベリアル」(帝國)の稱呼を冠したのは、自分の見る所では、印度は勿論各ドミニオン(自治領)の政府に代つて茲處で刑務官を養成してやる企圖があるためではなからうか)。このビルディングは一九三九年から開所される筈である。特に意義のあるのは、建物全體が、煉瓦積、コンクリ、木工から、タイル張り、プラムビング(瓦斯、水道管の取り付け)、プラスターリング(漆喰工事)、電氣装置、ペインティング(塗裝)等をひつくるめて屋上から基礎工事まですべて受刑者の工役によることである——熟練してゐるものは極めて少數で、大部分は現在の職員によつて訓練されたのである。かくしてこのイムベリアル・トレーニング・スクウルは後代のプリズン・オフィサーのために充てらるゝ積りで出来たのであるが、この建物其自身現代のオフィサーの努力の結晶の動きなき證據物と見ることができよう。

今茲にオフィサーの選擇並びに訓練の方法の概略を述べんとするに當り、此等のクラスの目的は單に選擇された志望者を訓練するといふばかりでなく、同時に豫備の選擇の誤らざること又は反對に、誤れることを追證するに在るといふことを斷つておきたいのである。已に前にも言つた通り、處遇方法の改良は大部分普通の看守の素質如何に歸すべきものであるから、プリズン・ワークの健全なる發達を望まんに、適材を獲て且つ正しくこれを訓練しなければならぬといふことが最も重要喫

緊の事に屬するのである。是に於て學科の課程は彼等を訓練すると共に彼等を試験するに足るだけの十分な機會を供するよう仕組まれてゐるのである。

然らば、「適材」(right type of man)とは一體どんなものであるか。この問に答へるのけなかく、難しいが、しかし、色々なタイプのものが役に立ちうるのであるし、また實際役に立つてゐるのではあるけれども、すべてのオフィサーを通じて刑務官としては非有つてゐなければならぬ特殊の素質が三つある、と曰つても間違ひのないこと、自分は思ふのである。三つの素質とは、

(一) 確乎たる性格

彼は良い健全な性格を有つてゐなければならぬ。たゞ彼に對して何等惡評のないといふ消極的な意味ではなく、生活から得た經驗で試験済みとなつたし、つかりした信念を持してゐて、幾度か人生の悲惨なる醜陋なる事實にぶつかつてゐながらしかもこの信念を曇らしたり失つたりすることのないだけの力を十分腹底に蓄へてゐるといふ積極的な意味での立派に出來上つたキャラクター(性格)を云ふのである。

(二) 人間に對する興味

彼は同類である人間に興味を有たなければならぬ。實際、物よりも個々のパーソン(人)に興味の有てる氣持でなければ我々の生活は堪えがたいものになるだらう。で、よし、オフィ

サーが熟練した工匠であつて、刑務所で其職技に従事してゐるとしてさへも、彼は職工たると共に人を教しへ導く教師でなければならぬのである。さう有りふれた組合せではないが。オフィサーたるものは其職に在る間受刑者處遇のプロセスに於て斷えず人間といふものを取扱つていくのである。で、若し彼が日々遭遇する複雑にして變化極まりなき行動と動機とを了解するようにならうと思へば、ヒューマン・ネーチュア(人之性)を鑑別する眼識を具へてゐなければならぬのである。

(三) リーダーシップ(人を率ひるの器量)

彼は人に統領たる天賦の才能を有つてゐなければならぬ。人をコントロール(統御)する適性を云ふのである。どの社會にも規律はなくてはならないものである。その社會が人工的に成立つてゐればあるほど、それに比例して愈々益々規律は必要欠くべからざるものとなるのである。プリズンといふ一つの社會の共同生活に於ける受刑者の公民資格は自ら好んで進んで獲得したものでなく、しかも、彼等が遵法の精神に富んだ人達でないのが普通なのであるといふ事實からして、プリズンの内に規律を維持していくのは決して容易ではない。さうかといつて強力で維持していくのは比較的容易ではあるが、さて維持されて見た曉には全く價値のないものである。ガヴァーン(支配)さるゝものゝ同意を得てガヴァーンするといふことは政治の秘訣で、いかなる政府についても眞理なのであるが、プリズ

英國の刑務官練習所

英國の刑務官練習所

ンについてもまた、同じく明らかに是れがアドミニストレーション(管理)の標的であらねばならないのである。この事は單にそれが長い間には利益だといふためばかりではなく、規律を受けるもの、方から進んで承認した規律のみが始めて生活の訓練として纔かに價値を有つてゐるからである。今まで嘗つてその利益を経験したことのない受刑者に秩序ある社會の利益について實物教訓を與へるといふことは——たしかに爲す有るに足る價値のあるものである。しかしながら、かゝる經驗を供給してやるためにはプリズンの管理當局の各職員の判斷力、理解力並びに忍耐力に重い要求がふり懸つてくるのである。只だ他を驅使することを知つてリード(教へ導く)することのできない嚴刻な教練者は固より問題にはならないのである。リーダーが必要なのである。即ち偏狹でない寛汎な心で他を理解し而かも確乎たる決意で他をリードすることのできる人である。

以上三つの素質を自分はプリズン・オフィサーの美質長所として提唱したのではあるが、志望者がこれ等三つの素質を完全に證示すること能はざりし場合、直ちに排斥せらるゝものと思はれてはならないのである。O. T. C. (Officers Training Class——練習所)は各志望者に存する此等の素質の萌芽を捜し求める擴大鏡として役立つべく考案せられてゐるのである。自分がこの三つを特に掲げて注意を惹いたのは、「適材」といふことが單に空漠な語句でないこと、しかし、眞實能力あり且つ一點

の瑕なき性格の持主である人にして尙且極めて特殊の必要條件を具ふる刑務官といふ職務には明かに不適當な人材であり得ることを摘示するの有用なることを思つたからである。

Howard Journal, Spring, 1939

(35)

南アフリカ聯邦の行刑管理

國際委員 M・レオナート・ベイヤース報告

(本文は前號所載「國際刑法及び刑務會議蒐錄一九三八・九・特別號」よりの譯出である。)

一 中央行刑管理

(1) 組織

國家に依つて管理され、國家に所屬する監獄は司法大臣の指揮下にあり、その管理長官は行刑局長 (Le Directeur des prisons) である。局長は總督 (Le Gouverneur General) の任命に係る。監獄檢閲官 (des inspecteurs) が各行刑施設及び行刑局 (Le Département des Prisons) の指揮下にある他の諸施設を視察し、その報告を作成するために任命される。

訪問者評議會 (un conseil de visiteurs 《Board of Visitors》) が中間機關として任命され、それは毎年司法大臣に報告をなし、或は必要に際しては、懲役刑 (réclusionnaires) 及び拘禁刑を満了して二ヶ年を経た受刑者に關して意見を陳べる。該

南アフリカ聯邦の行刑管理

評議會は『保護觀察釋放』に關し、或は他の條件の下に釋放された受刑者に關する意見を提出する。

現に、三個の訪問者評議會がある。各々一人の議長(通例それは退職官吏、退職刑務所長、或は辯護士)と三人の民間人と一人の精神病醫から成る。

評議會は次の如く分れてゐる。即ち、a トラングヴァール、b 東部グリケールランド (Griqualand occidental)、オレンジ及びナタール自由國、c カップ州 (Province du Cap)

該評議會は二ヶ年或はそれ以下の拘禁刑を満了した受刑者の取扱をなす。

不定期刑の宣告を受けた全受刑者(白人及び土人)はトラングヴァール州に收容され、該州訪問評議會の指揮下に置かれる。

南アフリカ聯邦の行刑管理

(2) 組織の精神

行刑制度の主要目的は犯罪者を矯正し、彼を復讐させることにある。監獄及び拘留所 (Les maisons d'arret) は此の目的が達成されるやうな方法で管理されてゐる。

二 施設

(1) 分類、收容能力、位地

南アフリカ聯邦の最も重要な行刑施設は次の如し。

- a プレトリア中央監獄 (Prison centrale de Pretoria)。該監獄は白人 (男子) にして六ヶ月若くはそれ以上の拘禁刑に處せられた累犯者、及び同前の女子白人受刑者の全部を收容する。死刑該當者は全部此の監獄に集められてゐる。その全收容能力は九百七十人である。
- b ヨハネスブルグ監獄。a 項に述べられた者を除いて全犯罪者を收容する。その收容能力は千二百九十八人である。
- c バーバートン監獄 (Prison de Barberton)。不定期刑に處せられた土人の常習的犯罪者を收容する。收容能力二百九十三人。
- a ボクスバーグのシンデレラ監獄 (Prison de Cinderella, Bokshurg)。此の施設は不定期刑に處せられた非白人の犯罪人及び六ヶ月以上の拘禁刑に處せられた非白人犯罪者の収用に充てられてゐる。その收容能力は千四百四十

一人である。

- e プレトリア監獄。二ヶ年迄の拘禁刑に處せられた白人にして男子初犯者及びあらゆる他の種類の男女受刑者を收容する。收容能力六百五人。
- f ケープタウン監獄。非白人の成年累犯者、二年を超過する拘禁を宣告された非白人の初犯者並びに上段に既述の者を除き、あらゆる種類の犯罪者が收容されてゐる。收容能力八百七十四人。
- g イースト・ロンドン。
  - 一 ケープタウン監獄と同一目的を持つもの。收容能力二百六十人。
  - 二 未成年犯罪者用監獄。二十一歳以下の未成年累犯者及び分離した地方 (des quartiers separees) の初犯者を收容する。收容能力二百六十三人。
  - 三 フォート・グレイモルガン監獄 (Fort Glamorgan Convict Prison)。二年以上の刑に處せられた非白人男子成年累犯者及び初犯者を收容する。收容能力六百七十四人。
- h ベルヴィル監獄 (キャップ近傍在) (Bellville Convict Prison [pres du Cap]) フォート・グレイモルガン監獄と同一種類の犯罪者を收容する。收容能力六百七十二人。

i ポート・エリザベス監獄。あらゆる種類の犯罪者を收容する。收容能力二百四人。

- j チェルシー監獄 (ポート・エリザベス近傍在) (Chelsea Convict Prison)。六ヶ月以上の刑に處せられた非白人男子成年犯罪者を收容する。收容能力四百二十人。
- k ブレームフォントーン監獄 (Prison de Bloemfontein)。女子を除いてあらゆる種類の犯罪者を收容する。收容能力六百一人。

- l ダーバン監獄 (Prison de Durban)。あらゆる種類の犯罪者を收容する。收容能力八百四十一人。
- m ダーバンのポイント監獄 (Point Convict Prison, Durban)。六ヶ月以上の刑に處せられた非白人男子成年犯罪者を收容する。收容能力五百七十三人。
- n ピーターマリッツバーグ監獄 (Prison de Pietermaritzburg)。あらゆる種類の犯罪者を收容する。收容能力五百九十三人。

o ベービアンズポルト流刑農場及びプレトリア地方の酒癖『矯正所』 (Ferm-colonie de Bavianspoort et reformatory pour ivrognes du district de Pretoria)。白人男子酩酊者及び裁判所が刑を宣告した浮浪者を收容する。人々はそこに自由に出入することは出来ない。收容

容能力百九十五人。

- p リューロップ流刑農場 (ヨハネスブルグ地方在) (Ferm-colonie Leewkop, district de Johannesburg)。千九百二十三年の『土着人法』 (Natives (Urban Areas) Act) 第二十一條規定に基いて、裁判が刑を宣告した男子土人を收容する。收容能力六百五十二人。
- その他、南アフリカ聯邦は或る数の地方監獄を有する。該監獄はあらゆる種類の受刑者を收容する。受刑者は——宣告や分類上必要の際には、本省 (le Departement) の監督する制度と協調の上、こゝから他の特別施設に移送される。最後に、『道路作業監獄』 (roads-camps)、『外役作業監獄』 (outstations)、『移動監獄』 (prisons-camps)、監獄農場が擧げられる。それ等は、非白人男子受刑者のみを就役せしめる道路の建設、他の土地労働を目的とするものである。
- 南アフリカ聯邦には、女子犯罪者のための特別施設はない。

(2) 指揮

受刑者收容の各施設 (chaque maison de reclusion) は一人の所長或は『シュエブリンテンドント』の指揮を受ける。小さな施設は、一人の看守長或は看守 (un Gardien-chef ou geolier) に補佐される。一判事 (magistrat) に依つて指揮され

南アフリカ聯邦の行刑管理

南アフリカ聯邦の行刑管理

る。

三 職員

(1) 職員の組織

長期刑を宣告された白人を收容するプレトリア中央監獄の職員は所長、副所長、醫師、牧師、看守長、(Gardienscheffs) (秩序の維持、作業教育、管理事務を掌る)、看守部長 (Gardiens principaux) (秩序の維持、體育、管理事務、作業、衛生事務を掌る)、看守 (秩序の維持、管理事務、作業、衛生事務を掌る) から成つてゐる。女區に一人の女區長 (une matrone) と女看守が就業してゐる。

他のいくらか重要な施設の職員は、一人の所長、一人の醫師、一人の通勤牧師、看守長 (秩序及び管理事務をとる)、看守 (秩序、體育、管理、衛生、通譯の事務をとる) から成つてゐる。尙、或る主要施設には一定数の作業教手 (contre-maitres) がゐる。各施設に附屬する女區の職員の組織は上記のプレトリアの施設と同一である。ヨハネスブルグでは一女監取締が任官してゐる。非白人用の施設には、土着人、印度人及びその他の有色人種の看守が雇傭されてゐる。

(2) 募集及び昇進の方法

所長並びに副所長の地位は下級の地位から昇進することが出来る。選任は経験を積み、特別な資格を持つ下級職員間に

於て行はれるのである。昇進は聯邦會議長官 (le Gouverneur General en Conseil) の承認を得なければならぬ。法律試験は推薦に代位することが出来る。

所長の階級に四つある。即ち、副所長、第二級所長、第一級所長、特級所長これである。

下級職員は監獄の所長に依つて任命されるのである。一般的の教養が必要とされてゐる。候補者は或る程度の教養を持ち、少くも身長は五呎七吋、獨身で、年齢二十一歳から三十五歳迄であることを要する。實際上、それ等の職員は最も多く『特別勤務歩兵部隊』 (Special Service Battalion) 、『國防省』 (Department of Defence) の指揮下にある——から募集される。

(3) 職業教育

上級の地位に上るには職員は試験を通らねばならない。職員にして例外的に仕事に堪能であり、或は特別な知識を有するならば、此の試験は必ずしも必要としない。

置の試験を受けねばならない。三ヶ月間の講習が終るや、彼等は試験を受ける。その結果が不満足なものであつたならば訓練の期間は延長されるのである。練習所卒業後少くも十二ヶ月間は、より重要でない施設に赴任する迄、プレトリア、ヨハネスブルグ、シンデレラの監獄に勤務しなければならぬ。

昇進試験は定期的に行はれる。

(4) 俸給

職員の俸給は次の如く異なる。

副 所 長	年俸五百——六百磅
第二級所長	同 六百——七百磅
第一級所長	同 七百——九百磅
特級所長	同 九百五十磅
醫 師	同 八百——九百磅
下級職員の俸給次の如し。	
特級看守長 (Gardien-chef de la classe speciale)	年俸四百——四百二十磅
第一級同	同 三百八十——四百磅
第二級同	同 三百四十——三百八十磅
第三級同	同 三百——三百五十磅
看守部長	同 二百六十——三百五十磅

南アフリカ聯邦の行刑管理

看 守	同 百五十——二百八十二磅
土人『インヅナス』(Indunas) indigene	同 九十五——百五十磅
土人看守	同 四十八——六十六磅
印度人通譯	同 百——百三十磅
印度人看守	同 六十四——九十四磅
女所長第一級	同 二百六十——二百四十磅
同 第二級	同 二百十——三百四十磅
女看守	同 百二十一——百七十磅

(5) 職員數と收容者數の比率

職員數の總計は二千三百六十六人である。千九百三十四年の收容者の一日平均現員は二萬二十二人である。故に、職員數と收容者現員との比率は一對八である。

(6) 官舎その他の住居等

可能なる限り、上級及び下級 (既婚未婚共に) に對して官舎が與へられてゐる。

四 自由刑の執行

(1) 獨居及び雜居拘禁、累進處遇法

自由刑の執行は、一般に雜居拘禁制度に依つてゐる。監獄の所長は、分類制度の組織、或は監獄内に於ける受刑者の處

南アフリカ聯邦の行刑管理

遇上、作業中又は慰安時間中收容者を分離する権限を持つてゐる。受刑者は、文書に依つて自ら要請しない限り、三ヶ年以上此の手段を適用されることはない。尚この他に、大監獄及び拘留所全部には所謂『分房』と呼ばれる若干数の獨房があり、必要の際にはそこに收容者を獨居拘禁する。

(2) 分類

收容者は次の如く分類される。

- a 被告
- b 民法上の債務者 (Les detenus civils)  
受刑者は全部先づ以て性別、次いで人種別に分けられる。更に受刑者はその罪質、累進處遇法に依つて次の如く分類される。
- a 懲罰階級 (La classe pénale)、これは總べての累犯者に對して採られる分離階級である。
- b 考査階級(觀察階級) (La classe de preuve (probation))  
これは全初犯者に對して採られる分離階級である。
- c 優良階級 (La classe de bonne conduite)、この階級は考査階級の中有望なる者及び『星章階級』(star class) から退級した者を含む。
- d 『星章階級』、この階級は操行優良なる者(即ち優良階級中の有望なる者)を含む。此の階級への進級は、六ヶ

月間引續き満點を得た者に與へられる。

點數制度は六ヶ月以上の刑に處せられた兩性及びあらゆる人種の收容者に適用される。日常の善行に依つて得られた點數の總計は通常、作業勤勉、學校教育上の進歩、改悛の情願著なることに依つて一日三點、月九十點——各月は三十日を含むものと見做される——となる。受刑者は特に顯著な或は非常に輝かしい勤め振りに依つて五百點までの追加點を獲得することが出来る。此の點數の授與は所長の認可を得なければならぬ。

行刑施設内に於ける分類は點數制度に依つてゐる。點數は毎日各自の登録簿に記帳される。『監獄局』(Prison Boards) は二ヶ年を経過せる拘禁刑受刑者の中、誰が減刑の恩典に浴するかを選ぶときには、巨細にこの點數登録簿を調査する。施設全部に於て點數制度を統一せんと努力が試みられてゐる。

d 項に擧げられた收容者は、(所長が特別の場合別の決定をしない限り、) 少くも刑期の六分の一宛を自己の置かれた各級で送らねばならぬ。  
年長犯罪者が、拘禁刑に處せられた青年犯罪者から常に分離されてゐる様に配慮されてゐる。

(3) 作業

傳道師が各監獄を訪問し、希望の際には受刑者に勤行を勧めやることが許されてゐる。

體育は、定期的に特別教師の指導下に實施されてゐる。白人の監獄收容者は週末に (Pendant le week-end) 監獄の圍壁内で蹴球をなす權利を持つてゐる。

5 懲罰

監獄内の反則は所長或は副所長の裁定を受ける。千九百十一年の法律第三十五號第十三項に依つて、次の罰則の中一或はその多數が課される。即ち、譴責、點數の全部或はその一部、優遇、賞與金 (Gratifications) の一定期間——一ヶ月を超えざる——沒收、級の降下、一日の中一食或は數食の停止、一日三時間、三日を超えざる期間の追加作業、(六十歳以下の男性受刑者に對して——最大限六回に及ぶ肉體毆打、最大限六日間の減食或は普通食の獨居屏禁、十五日を超えざる期間輕度労働を伴ふ或はそれなしの獨居屏禁——その中六日間は無日。時宜に適した場合には、『訪問判事』(Visiting Magistrates) に依つて判決が宣告され、懲罰の裁量を受ける。

判事は三ヶ月を超えざる期間、強制労働を伴ふ或はそれなしの拘禁刑を課することが出来る。その際、この期間は受刑者が現に執行を受けつゝある刑期に加算入される。犯罪者が

白人受刑者を個人企業家に雇傭させることはないが、土人受刑者は人夫 (manevres) として外部の企業に應ずる。此の作業に對して毎日受刑者の工賃は支拂はれる。  
白人男子受刑者及び全部の女子受刑者は、各自の監獄の圍壁の中で就業し、公衆の視線に曝されることはない。  
このやうな男子白人受刑者は、石工職、大工職、靴職、籠、筵、ブラシ製造に従事する。  
女子受刑者は監獄内の裁縫、洗濯、家内労働に従事する。  
非白人收容者は屢々外部の作業、例へば道路建設、石工、鑛山の採掘に従事する。  
非白人女子收容者は洗濯や、その他の家内労働に従事する。

(4) 教育、宗教、慰安

無學の受刑者に對しては、初等教育が規定されてゐて、此のために教師が任命されてゐる。受刑者が使用する目的を以て、圖書館が設立された。

例外の場合には、或る種の受刑者若くは或る級に對して特別部門の教育が實施される。重要施設に於ては各種の仕事が教育される。  
宗教行事は、各宗の牧師に依つて定期的に營まれる。尚、

南アフリカ聯邦の行刑管理

南アフリカ聯邦の行刑管理

六十歳に満たない場合、肉體毆打は最大限十二回に及び、輕度の勞働を伴ふ或はそれなしの獨居屏禁は四十二日を超過しないが、その中二十八日は肉無し日を適用されることもある。

所長、副所長、『訪問判事』、或は他の總べての判事の宣告が、肉體毆打、或は二十一日を超えざる期間の拘禁を命令する場合、その宣告は三日の間に地方判事取扱事件再審最高裁判所の區裁判所 (La section de la Cour supreme chargée de la revision des cas traités par le magistrat du district) の書記に傳達される。書記は該宣告を判事に提出し、判事は裁判の結果それを裁可し、破毀し、修正する權限を持つてゐる。體罰以外は、如何なる宣告もその執行を延期されない。收容者は上告の權利を持つてゐない。

受刑者は所長、『シュエープリンテンデント』、『訪問判事』、『訪問部員』 (Boards of Visitors) に情願する權利を持つてゐる。

『名譽階級』 (Honour Parities) の制度は南アフリカ聯邦では認められてゐない。收容者に與へられる褒賞は補給食——例へば珈琲等——である。或る場合、收容者は減刑の恩典に預る。

初犯者 (男女、白人、非白人共) 刑期の四分の一の減刑の恩

告人、證人として拘禁されてゐる者、精神病の故に收容されてゐる者等の如き或る種類の收容者は、外部から差人物を受け、適當な時間に自辨の食物、寢具、衣服、その他の品物を受領する權利がある。それは所長の認可を受け、法規に規定された制限に照して嚴密な検査を受けるのである。

五 或るグループの特別處遇

(1) 青年犯罪者

青年犯罪者に對する各種の仕事及び農業勞働の教育が規定されてゐる。教育講座 (des cours d'instruction et d'education) が組織され、各種の仕事に對するのほどきが行はれる。さりながら既述の、未成年『矯正所』及び公認矯正寄宿舎 (Homes approuvés (certified hostels)) は聯邦文部省の管轄下にあつて、行刑局の管理を受けない。

(2) 病者、結核患者等

監獄醫は毎日定時に病氣を訴へる受刑者を診察する。尙、急病の際にはその求めに應ずる。大施設には病院があり、小監獄には病者のための特別監房がある。傳染病の場合には分離手段が採られるのである。

結核病の受刑者の收容及びその手當のために適當な氣候の地方に慢性病患者區が設立された。

(3) 精神異常者 (4) 精神病者

南アフリカ聯邦の行刑管理

典に浴することが出来る。十二犯の累犯者は、彼等の行爲が不斷に善良であるといふ條件でやはり減刑される。

保證 (caution)、譴責、(reprimande) 以外の刑に當る犯罪は、減刑上十四日間の損失を來し、一點の沒收は減刑上一日を失ふことになつてゐる。

(6) 場所及び受刑者の衛生

空氣、光線、便所の設備等に關する近代的要求を満足させるために、あらゆる努力が拂はれてゐる。

一般に、監房の廣さは、該施設の必要、建物の設計に従つて大いに異つてゐる。普通監房は受刑者一人に付五呎から六呎の表面積の割合であり、病監は七呎から八呎の割合となつてゐる。監房の高さは普通十二呎で、それは普通監房に於ては受刑者各人三百三十六立方、病監に於ては六百七十二立方の空間を持つといふ理論に基づいてゐるのである。分房及び獨房 (Les cellules d'isolement et les cellules individuelles) は一般にもつと廣面積を占めてゐる。

入獄時、受刑者は醫師の診察を受け入浴する。彼等の衣服は全部消毒され、洗濯される。

食糧は人種 (白人、亞細亞人、土着人) と刑期の長短に依つて異なる。

民法上の受刑者 (Les prisonniers civils)、債務受刑者、被

周知の如く、精神異常者は監獄當局の特別の注意を受け、精神狀態の調査及び患者を精神病院に移送するために諸種の手段が採られる。

精神異常或は精神病の疑ある者は醫師の診察を受け、收容者が精神病者と判定される時は、千九百十六年の法律第三十八號『精神異常者法』 (Mental Disorders Act) の規定に依つて手當を受ける。

(5) 他のグループ

a 酒癖者收容の『矯正所』が千九百十一年の法律第十三號第八十三條に依つて、南アフリカ聯邦に設立された。此の施設には常習亂酒癖のある者が收容される。

尙他に、兩性の酒癖者特別收容所が二つある。該施設は政府の補助金を受けてゐる。

b 債務者收容は分類せられ、特別規定に依つて處遇されてゐる。

c 累犯者は初犯者から分離されてゐる。それは兩者の交際を防ぐ意味で行はれてゐる。

尙、被告人は、能ふ限り受刑者から分離され特別規定の處遇を受けてゐる。

### 南アフリカ聯邦の行刑管理

## C 豫防

### 一 釋放者の保護

釋放者の保護は、政府の補助金を受ける私設團體である。『南アフリカ社會事業協會』(Social Services Association of South Africa)に依つて行はれしむる。

今日までこれ等の保護事業は—經濟的その他の—は『南アフリカ受刑者保護協會』(South African Aid Association)の手で行はれてゐたが、實際上此の仕事は『社會事業協會』それは目下『南アフリカ社會事業團』(Socials Services of South Africa)と呼ばれてゐる—の連合體が擔任して居る。その團體の活動は從來受刑者及び釋放者の保護を一括して來た。

この協會の主要地區はブレトリア地方にある。その委員會は南アフリカ聯邦の大都會全部に置かれてゐて、田舎の保護事業をも營むのである。

### 二 執行猶豫者及條件附釋放者

刑の宣告が延期されてゐる犯罪者は、一番裁判所の決定、或は總督の決定に基き、司法大臣の命令で假釋放に附される。假釋放の條件が充足されない時は、その刑の執行を受けるため監獄に押送される。

尙、總督の決定に依り、刑の執行評議會(The Council Exe-cutive)の命令で『保護觀察釋放』に付された收容者は、刑の執行を解除されて出獄する。

斯くて『保護觀察』釋放の場合に課される條件の一つは、その受刑者が『保護司』—大中心地にだけ任命されてゐる—或は『保護司』のゐない處では『要保護觀察者』當人の住する最寄の警察に報告を提出するといふことである。若し『保護觀察』釋放の條件が充足されない場合は、假釋放者は殘刑を勤めるために監獄に再入される。假釋放者が常習犯の場合、『保護觀察』釋放の條件は取消されて、彼は新に不定期の宣告を受ける。

### 三 保護職員の募集方法

周知の如く、此の仕事は『社會事業協會』に託されてゐる。

## D 少年

青少年犯罪人に適用される制度は、こゝ數年間國際刑務委員會の調査の對象となつて來た。その結果は報告書として公刊された。(註一)

(註一) 『國際刑務委員會報告書』(新叢書第三號百三十五頁以下、千九百二十七年版)中に挿入された少年審判所

## E 統計

に關する報告参照。—尙、國民協會少年保護委員會と國際刑事及び刑務委員會の共著『少年審判所の組織及びその今日迄の業績』(Geneve 1935, p. 145 ss.) 参照

南アフリカ聯邦の人口は、千九百三十六年五月五日の國勢調査に基づけば、九百五十八萬八千六百六十五人である。

同年に於ける行刑施設の各種の收容者數は男十六萬六千五百三十人、女二萬四千五百五十一人であつた。

千九百三十六年各種收容者の一日平均數二萬三百三十二人であつた。

同年十二月三十一日、全行刑施設には、一萬九千七十七人(男女、既決、未決)が收容されてゐた。

## F 一般問題

### 一 結論 二 將來の改革

南アフリカ聯邦の行刑制度は、大英帝國のそれに則つて居り、満足すべき成績で機能してゐる。

併し改革が既に立案されてゐる。即ち、  
a 分類の徹底—初犯者を累犯者から、未成年を成年か

南アフリカ聯邦の行刑管理

ら分離することを目的とする。

b 『矯正所』及び『公認矯正寄宿舎』(Certified hostels)の文部省への引渡しが計畫されてゐる。他の如何なる改革も今日目論まれてゐない。

### 免囚て勞働力補充

## 滿洲國産業開發新案

兎角不足視される滿洲國內勞働力の補給に懸案の免囚を以て充てんとする計畫が、滿洲國政府民政部の手でいよいよ明年度から實現されることになり、産業開發に曙光を投げかけてゐる。即ち多年の服役を終へて全國各地必要な指導を受け、その斡旋によつて各地作業場に送る段取であるが、將來は主要都市に職業輔導訓練所を設置しやうといふ計畫もあるが、差し當つて民政部では、明年度の豫算にはこれら免囚の食費委託費のみを計上することになつてゐる。

海外時報

英國の行刑制度に於ける最近の發達 三)

Recent Developments in English Penal System

ベルリン大學教授  
ドクトル・ヴェルネル・ゲンツ

(五) 受刑者の處遇

一九三四年のリポート(行刑局年報)は、過去二十五間に於ける受刑者の處遇方法の改革について詳しい年月日を與へてゐるが、特に啓示する所の多いもので、英國の立法者並びに行刑局が傳統的の峻嚴苛烈な刑罰執行のシステムから遠ざかつて、而して、感化的精神の満ちたアトモスフィア(氛圍氣)を執行組織の中に滲透せしめんとする意圖の明白なる徴證といふべきものである。

「ハード・レーバー(前號參照)の件」禁錮刑者は刑期の最初の四週間、懲役刑者は最初の三ヶ月、累犯ある懲役刑者は最初の九ヶ月、嚴重な獨居拘禁に服せしむる舊來の法律の強制規程のことになつたのである。更らに其後これがために特別の刑務所の新聞が發行せらるゝに至り、メードストーン刑務所で一萬から一萬一千部が印刷せられ、週刊で各行刑施設へ配付せられ無償で各受刑者に分與せらるゝことになつたのである。一九一九年以來受刑者は自分の日記をつける權利を與へられて居り、喫煙の禁止も解かれたのである。

一九二三年以來すべての行刑施設に於て夜間學課の授業が開始せらるゝことになつたのである。教授は殆んどすべて篤志のワーカー(worker)によつて行はれ、大部分は施設の附近の學校から來る男女の教師である。教授の際は教育のある受刑者が助手となるのである。一九三六年のリポートによれば、この年度に於て三百六十七人の教授職員(助手たる受刑者は算入せず)が四十ヶ處の行刑施設で働いてゐたのである。

(ロ) 看讀書籍

行刑施設に於ける看讀書籍(Prison Library)は一九二四年より一九二八年までの間にアメリカのカネギー財團の寄附によりて頗る近代化さるゝに至つたのである。猶ほ幾ヶ處かの行刑施設では附近の公立圖書館と協定を結んで、施設の看讀書籍の中に全く採擇せられてゐないか又は採擇を誤つてゐた學科に關する書籍にして在庫せるものを特別の興味を有つてゐる受刑者に閲讀せしむるの便宜を與へてもらふことにしたのである。この協定は特に専門科學及び技術に關する圖書に適用せらるゝ

定は正式に廢止せられたのであるが、實際には已にその以前から漸次適用せらるゝことのなくなつてゐたものである。

一九一〇年にはパークハースト・プリズンに不具者及び老衰者のための特別監區が設けられたのである。

イ) 講演と學課

一九一〇年以來、一年數回講演又はコンサート(音樂演奏)が懲役監(convict prison)(ローカル・プリズンでない大刑務所)で催さるゝことゝなつたのであるが、今日では平均毎月一回この種の催しが英國の各處のコンビクト・プリズン(懲役監)で取り行はるゝのである。(一)

(一) 茲處で斷つてをきたいのは、英國で懲役刑(Penal servitude)といふのは禁錮刑に比してより以上不名譽な刑罰を意味するものではなく、只だ刑期が禁錮刑より長いだけである。茲處に云ふ講演やコンサートは受刑者の娛樂として考へられてゐるのではなく、長い間の外界との隔離から當然生ずる結果としての將來の更生々活に特に有害なる精神の硬直に對應する一種の精神療法たらしめんとするものである。

これはコンビクト・プリズン以外の多くのプリズンにも行はるゝのである。一九一四年には日曜日に行けるサービス(勤行)に續いて前週の重要なニュースが受刑者に讀み聞かされるのである。看讀書籍に關して他の點で特記すべきは、各行刑施設に藏せらるゝ専門的技術に關する内容を有つた書籍をでき得る限り廣く利用せしむるの目的を以てウエイクフィールド・プリズンに英國の行刑施設に藏せらるゝ専門技術に關する著書に關する中央書名目錄を備付けたのである。この目錄は、施設相互間の交換貸借で専門的な興味を有つてゐる受刑者に特殊の圖書を供給してやることのできるよう、すべての行刑施設へ配付せらるゝのである。この中央の總目錄に收録せられてゐる専門技術の著書は四千乃至五千冊で、其内斷えず貸出されてゐるものは二五パーセントである。最近に至りてこのウエイクフィールドの目錄と同じ雛形で外國語に關する圖書の總目錄を作つて利用せしむることになつた。

その事の主旨からして遂行せらるべき方策の目的が受刑者の利益に存し、受刑者自らの努力を實際に活動せしめんとする刑務所に於けるすべての設備に於けるが如く、書籍目錄の編纂なるこの好計畫に於てもまた、折角立派に出來上つたキャタログを出來上つたまま、でそれだけで満足してゐるか、はたまた、このキャタログを實際の役に立たせるか、といふことが重大な問題なのである。英國に於てもまた此點に於ては全く満足な結果を獲られなかつたのは明白で、そのためであらうが、一九三四年以來行刑局では各行刑施設に特別に一人の圖書係を置くだけに止まらず、進んで此等の職員を附近の公立圖書館に派遣

して特に事務の訓練を受けしむることとしたのである。

一九三六年以來看讀書籍の採擇に特殊の擴張が試みられることになつたのである。即ち、書籍以外に繪畫をも收擇することになつたのである。受刑者は書籍と同じように繪畫の貸出を受けて、それで自分の居居の壁を飾ることができるのである。この新しい試みの中には、孤獨な拘禁生活に於ける意欲の閉塞のために不健全な妄念に惱まされ容易に病的な自慰の手段に驅られがちな受刑者の感情と思想とを良い繪畫の鑑賞から受ける情操上の體驗によつて健全に維持してやらうとの教化的な意圖が含まれてゐるのである。

二三の刑務所では上級の受刑者のために共同の讀書兼休憩室が作業のない時間中の使用に任かせられてゐるが、圖書室と接續してゐて、茲處で備付書籍と同様繪畫を鑑賞し得るようになつてゐる。

(ハ) フィルムとラヂオ

ポースタル施設、スター・クラス刑務所及び少年刑務所には活動寫眞映寫機が備付けられてゐて、適當な教授用フィルム及び娛樂フィルムが英國の映畫會社から貸貸せらるゝのである。同じくまたラヂオも漸次すべての刑務所に備付けらるゝことになつてゐる。已に幾度か力説されてゐるように、フィルムにしるラヂオにしる、この二つはいづれもそれ自身を目的として退屈消遣のために行れるのではなくして、拘禁生活から來る精神

はあるが、監督を受けて見習をするのである。任期は十二ヶ月と定めてある。

ヴァイジター(訪問員)を採用するについては、所長又は副所長(Deputy Governor)、教誨師及びその地方のプリズン・ソサイエティ(Prisoners' Aid Society—受刑者援助協會)の理事とより成れる受刑者の接收委員(Reception Board)がどういふ受刑者にヴァイジターとの交際が必要であり又は望ましく見えるかといふことを決定するのである。訪問員は施設への出入は自由で、受刑者の居居の鍵を渡されてゐる。訪問は一週一回の定めである。

訪問員は二つの組合に結成されてゐて、一つは女子刑務所に屬し、他は男子の刑務所に屬してゐる。英國に於ける四十ヶ處の行刑施設に配屬せられてゐる訪問員の總人員は一九三六年に於て六百八十二人の多きに達してゐる(一九三六年度行刑局年報)。

訪問員並びに受刑者の感化教育の手助けとしての篤志教師を刑罰執行中の一組織として活動せしむるシステムは、同じ國民として生まれた援助の必要な人々に對する義務の觀念と、並びに、行刑當局とその機關とが訪問員と曰ひ教師と曰ひ職員ならざる外部の篤志家のワーク(勞作)を心から迎ふる雅量と坦懐とに、物に拘泥しない極めて常識的な變通の才が窺はれるのであつて、實にアングロサクソン(英國のこと)一流のタイプ

の沈滞癡癡を防ぎ、由て以て刑罰執行の教化的効果をして一層深からしむるの手段としてやるのである。

(ニ) 篤志訪問員

受刑者の篤志訪問員(Voluntary visitors)の制度は大規模に實施されてゐるのである。ヴァイジター(訪問員)の任務は受刑者と外界との聯絡を持続せしむるを目的としてゐるのである。彼等は行刑施設の職員ではないので、特に受刑者の信頼を受けないのである。受刑者は親しく訪問員と「外で」起つた事柄について語り合ふことができる。訪問員は家や家族についての受刑者の心痛を共々に分かつのである。彼はまた釋放後に於ける受刑者の計畫並びに生計についての見込について本人と談合するのである。すべて此等のことは、受刑者が徒らに將來を思ひ煩らつたり、無益の不平煩悶で日を消してゐる愚劣さを救ふ手段となるばかりでなく、本人の考へ方を條理の立つた筋道へ導いてやり、本人に希望を失はせないよう生活に對する興味を喚起し、決して受刑者といふものは棄て顧みないでをかれてゐるのではなく、受刑者一身上の事につき心を勞して彼と談し合ふほどこに、外部の人は彼を價值のあるものと思つてゐるのだ、といふ感じを受刑者に懐かせるために役立つのである。

訪問員は名譽職として内務省の行刑局から特に任命を受けてゐるのである。訪問員となるには豫めその施設の長官(所長)並びに教誨師(Chaplain)によつて試験せられ、且つ短期で

カルな處遇方法といふべきものである。

(ホ) 名譽感情の尊重

受刑者の名譽感情を傷つけるような處遇規程は廢止されたのである。悪評のある鐵形の縞の獄衣は一九二一年以來、受刑者の頭髮の坊主刈りは一九二二年以來、いづれも廢止せられたのである。今日では全部ではないが多くの受刑者は自分のラザ(剃刀)で顔を剃ることができるのである。

以前は接見室には針金を張つた硝子板が立て、あつて、恰も網を隔て、看るように訪問者は受刑者と相見えたのであるが、この硝子板も取り除かれたのである。作業中の交談は以前は禁ぜられてゐたのだが、この禁止も一九二二年以來除かれたのである。やはり同年以來スター・クラスの信頼されてゐる受刑者は共同に食事に就き、食事中自由に交談し得ることになつたのである。

(ヘ) 宗教

宗教上のサービス(勤行)への参加は強制でなく自由になつたのである。

(ト) 運動體操

一九二七年以來毎日の鷲歩行進の「散歩」中又は之に代へて徒手體操が許さるゝことになつた。今日では、經驗の結果の良好であつたために、器械體操と徒手體操とはすべての施設に於て當り前の事になつたのである。以前から仕來りになつてゐた

圓周上の單獨の徒歩運動は全然廢止せられた由をリュウズ・ブリズンは報告してゐる（一九三六年行刑局年報）。ウエークフィールド・ブリズンでも、一週四回夜間器械體操が行はれ、受刑者の九〇パーセントは喜んで之に参加する由を報告してゐる（一九三六年行刑局年報）。

六 作業—賃金制度

作業に關しては、イングランドに於ては今猶ほ缺陷の填補すべきものが多いのである。（但しウエークフィールド及びポスター施設は例外である）。行刑局のリポートも、この領域に於ては多くの爲すべきもの、猶ほ存してゐることを認めてゐるのである。

しかし、漸次すべての施設に機械作業が施行せられるに至つたのである。就業しないである受刑者の數も特に高いとはいへないのである。

	1936	1937
1年ノ平均收容數...	10496人	10,698人
就業セザルモノ...	967=9,31%	1,018=9,52%
(刑事被告人作業不適當者・入所者及ビ出所者病囚懲罰囚)	1868=17,80%	1870=17,47%
營繕作業	1357=12,93%	1416=13,24%

行刑施設に於ける作業を改良し且つこれを統一ある管理の下に置くためは、一九三四年に内務省に中央刑務作業局（Central Bureau of Prison Industries）が設けられ、特別官吏としての長官（Director of Prison Industries）の管理に委ねられたのである。官の委託作業の價格は、

1934 — 35.....145283磅  
1937 — 38.....254671磅

で、約七五パーセントの増加である。加之、同じ期間にこの種の委託作業に従事する受刑者の數は約一四パーセント減少してゐるのである。行刑局年報はこの業績の増進を二つの主要原因に歸してゐるのである。即ち、一つは作業管理のセントラリゼーション（統制）と他の一つは作業賃金の制定である。例へばワムウッド・スクラップス・ブリズンは英國陸軍の全部のマトレットス（薬ぶとん）の供給施設となり、ウエークフィールド・ブリズンは同じく陸軍の被服の供給を引受けるセンターで、パークハーストは軍靴を引受けてゐる如きである。しかし、かゝるシステムの短所はまた批判的に駈らされてゐる眼には逃がることができないのである。

作業に對する賃銀制度の採用は英國行刑施設に於てすばらしい効果を擧げ得たのである。賃金の支給は、作業の性質上實行できれば、謂ふ所のピース・ワーク・システム（Piece Work System）で、即ち、仕上高に從つて工賃が支拂はれるのが本則となつてゐるのであつて、ピース・ワーク・システムの可能でない場合にのみ、日拂ひ賃金が支給されるのである。この二つの中間に位する一種特別の賃金制がある。これは工場拂ひと稱すべ

農業作業	420 = 4.1%	469 = 4.38%
農ケルモノ	5884 = 56.06%	5925 = 55.39%
其他手工作業		
農ケルモノ		

遞信省の委託による郵便行囊の製造並びに修繕が主要なる作業の一部を成すもので、この作業だけに

1936 2154 = 20,52%  
1937 2163 = 20,32%

の受刑者が使役されてゐるのである。

ドイツと比較して目立つて高いのは營繕作業に従事する受刑者のパーセンテージで、目立つて少いのは外役のパーセンテージである。特に目立つのは、刑務所に附屬する耕作地の少ないことで、一九三六年に於て英國の全行刑施設に屬する耕地並びに園圃を合せて猶ほ僅かに六三六エーカー（二五七ヘクター）にエーカーは我邦の四反二十五歩、一ヘクターは一町二十五歩）に過ぎないのである。（一九三六年行刑局年報）。

（一）これに就ては、その刑務所の所轄區域を合せるとイングランド及びウエールズと殆んど同じ人口を有つてゐるプロイセン（プルシャ）のすべての行刑施設は已に一九二五年に於て約五〇〇〇モルゲン（一二五〇ヘクター）の土地を、一部は所有し一部は賃借して、自ら耕作經營してゐる事實を序でに注意してをきたい。しかし、一九三七年には英國の行刑局は一三〇〇エーカー（五二六ヘクター）の耕地を一ポスター施設建設のために買入れたのである。

きもので、一定の作業場、例へば洗濯場一と工場の成績に對して果たさるべき仕事の總量に從つて割り出された賃金がひとまとめにして渡たされるのである。其上で、この總額の賃金が作業場で働いてゐる受刑者に頭割りで分配されるのである。で、受刑者の一人一人が勤勉出精であればあるほど、その工場の仕事の總仕上げ高を分擔する人間が少くなればなるほど、「シェアアラール」（Share—配當を受ける人）一人當りの取り前は益々多くなるわけである。

すべての英國の行刑施設を通じて平均受刑者の作業による一人當りの収入は、賃金制の採用以來増加する一方で、一九三六年の一年一五二二磅より一九三七年に於ては一六・六七磅に増加したのである。

しかし、更らに一層重要な意義を有つてゐるのは新たに採用せられた賃金制度の結果として受刑者の作業に對する熱意を高めたこと、種々の有害な附隨現象を伴ふ拘禁生活の單調を救つたこと、進んでは、拘禁生活の第一日から自己の勞働によつて、よし微々たるものにもせよ、少くもその施設の生活組織の一分子としての自己の地位を充たすことができるといふ自覺を受刑者に與へたことに存するのである。賃金制度の採用は、經濟的に看ても社會政策的に看ても極めて健全な主義といふべきで、區に十年來ドイツの刑罰執行に於ても認められてゐるものである。（マヘ）

Monatschrift für Kriminalbiologie  
und Strafrechtsreform, Juni 1939

作業統制協議會概況

作業統制協議會概況

- 一、會 場 刑務協會於第一集會室
  - 二、會 期 昭和十四年九月六日
  - 三、出席者 本省 秋山行刑局長、安達第一課長、河邊第二課長、日沖第三課長、芥川第四課長、吉田事務官
  - 統制刑務所 椎名府中、岡部大阪、江藤廣島、牛島長崎、小橋川宮城、關川札幌、柳原名古屋各所長
  - 參列者 吉田豐多摩、谷内東京拘置、伊江小菅、東横濱各所長、井川作業囑託、前田作業技師、三角、島村司法屬
- 一、協議事項
- 1、構外作業施行に關する件
  - 2、物動計劃に伴ふ就業費豫算減額の件
  - 3、重工業轉換作業に關する件

秋山行刑局長指示要綱

作業統制協議會開催に付きまして極めて簡単に趣旨を申述べます。

一 本日の協議事項は御手元に配布致して置きました通りの三件の外に、一、二の點に就てであります。現下全国的に行はるゝ軍需構外作業施行が、受刑者の全国的動員或は戒護者

(ロ) 又刑務作業の内容より見るとき、機械工、莫大小工、編物工、紡績工、紙細工、提灯工等の如き作業殊に賃金の低廉なる民需作業に就業せしむることは、現在の非常時局に當り國家財政上考へねばならぬこととあります。

以上の理由に基きまして司法省として遂に全面的に軍部の懇請を引受くることとなつたのであります。

三 そこで現在軍需構外作業の概略を述べますと

現に實施中のもの 貳十四箇所

受刑者 三、二四五人 職員 三三〇人

計画中のもの

受刑者 四、九六〇人 職員 四八五人

と云ふ未曾有の動員となつたのであります。

四 本件に關する豫備金支出に就て一言述べます。軍需構外作業の擴大強化に伴ひ現在の職員では到底配置が困難であります關係上、臨時に豫備金支出方を大藏當局に要求致しました所一部を認めらるゝことになりました。

五 職員と受刑者の動員が行刑に及ぼす影響と之れが對策に就ても相當考慮を拂はねばなりません。

職員を動員するが爲一部又は大部分の工場を閉鎖し、戒護者の檢出を計らねばならぬ。之れは各所とも非常なる影響であります。乍併前に申しました様に本作業引受の理由に鑑み各員に於かれては、幾多の犠牲を忍ばれて御協力を願ひ度き

作業統制協議會概況

の大動員となり、其の結果行刑の内外に未曾有の大影響を及ぼして居ります現狀に鑑みますとき、全國刑務所長各位が此の非常時行刑に對し協力一致目的貫徹に邁進するの覺悟と、事務執行上萬遺憾なきを期せられ度きが爲めに特に本日の會議を例年より少し早目に開催したのであります。

二 次に軍需構外作業を引受くるに至りました事情を申し述べて見ますと、

(イ) 緊迫せる諸般の國際事情からして軍部に於ては緊急に國防上の工作を必要とするに至つたのであります。乍併國內人的資源の不足、勞働賃金の上昇等の爲め民間に任せて置いたのでは到底整地工事が速進しない所から軍は行刑に協力を求むるに至つたのであります。又行刑方面より考ふるとき、東亞新秩序の維持建設の爲收容者をして、國民の一員として銃後の護りに參加せしむることにより、盡忠報國の精神を涵養せしむることは、時局に鑑み行刑上眞に緊要にして且つ適切なる方策と考へ、亦一面に於ては時局の進展に伴ひ物資動員計劃の擴大強化其の他轉失業對策に伴ふ刑務作業に及ぼす將來の影響を考ふるとき、軍部との聯絡協調は缺くべからざる事項なのであります。

次第であります。受刑者の動員は目下八千數百名に上り、主として民需業に就業する者の中より選擇せしものであります。が、年齢、刑期、健康、行狀等を選択の標準とするとき之れに該當するものは可なり困難と思ひます。併し逃走の虞なく健康體であつて能率を上げ得るものなれば、必ずしも嚴格なる條件に該當せざるとも、出業せしめて支障なしと考へますから此の點は善處せられ度いと存じます。

構外作業は夫れ自體が教化に役立つものとは考へて居りますが、然し場合に依りては教化に相當影響を及ぼすと云ふことも考へねばならぬのでありますから、教誨師の派遣を頻繁にし時々教誨を加へ受刑者の相談に應ずる事も肝要であります。醫療に付ても同様徹底を缺く恨がありますから、充分注意し殊に衣類の損耗補充に關しても格段の注意が肝要であります。

戒護に就ては兎角所謂妥協行刑に陥り易い傾向があるのであります。此の點に就ては最大の注意を拂はれ、殊に逃走に就ては附近住民に大なる衝動を與ふる次第でありますから充分の御注意を願ひ度い。特に東京附近に於ては格段の注意を願ひ度いのであります。

六 附帯經費の支出に就ては軍部の負擔の輕減を計るに注意し、泊込所の建築費を始め職員の入費等は可成合理的に已むを得ざる程度に止められ、尙保護會に利益を與へらるゝが如

作業統制協議會概況

きことは断じてなき様致されたい。支出經費に付ては時々會計検査を勵行せられ、非難なき様出納を明確にし且つ豫備金支出並一般豫算に計上されたるものと二重に支拂なき様留意され度いのであります。

以上大體構外作業に就て申述べたのであります。物動計劃に伴ふ就業費豫算減額の件並重工業轉換に關する件は第二課長其他に付ては各課長、事務官より夫れぞれ御話して貰ふことに致します。

芥川第四課長

構外作業が全面的に實施せらるゝことになり、醫療並に被服の問題に付て一言申述べること致します。

醫療に就ては兎角閑却せらるゝ傾向がありますから特に御留意を願ひたい次第であります。構外出役人員の數により全部保健技師或は技手を派遣して醫療の任に充らしむることは困難の事情があります。派遣困難の箇所には、各週毎に技師、技手を出張の方法を講じて醫療に當らしめ度いと存じて居りますが、急速を要する場合を豫想して其の地の醫師を囑託し置き應急の處置を講ずる様致したいのであります。

次に被服の問題であります。構外作業者の被服は其損耗の度著しく且つ綿糸は統制の結果配給出來ず「スフ混用綿」を使用するの外なく、其損耗量は特に甚敷、斯様の關係から陸海軍當局に對し構外業者に對する被服の損耗綿糸の配給

構外作業出役者に對しては從來兎角教化方面が閑却の傾向にあるので、此の際一層強化に努め其實績の向上に資したいものであります。從て出役人員の數により教誨師を派遣するか、或は囑託の方法を講ずるとか致し、教化の實質的活動を計りたい考へであります。

河邊第二課長

本日の午前中を今回の統制會議の最も緊要とする軍需構外作業の施行に關して之を費してしまひました。午後には於きましては私から協議事項の第二問及第三問に就き説明を致すこととします。昭和十四年度の物動計劃に伴ふ豫算の減額に關しまして、大藏省より重要物資の節約に伴ひ、可なり多額の豫算の節減を要求して來ました。そこで數回折衝を累ねた結果、七〇六、五一〇圓の節約と言ふことに決定せられたのであります。

此の節減額を各統制管區及各所の就業費豫算内示額より減額するとせば節減率は約七歩に當り、各所の割當額は御手元に配布して置きました表の示す通りとなるのであります。けれども斯くては軍需作業を初め一般作業の經營に影響する所あるを慮かり、今回は統制管區の内示額より合計二十萬圓、本省の留置額より五十萬六千五百拾圓を減額することにして、各所の豫算内示額には觸れざる處置を講じた次第であります。各所に於かれましては右の事情を克く御了解下されま

作業統制協議會概況

方を申込、之れが對策を講じつゝありますも本年度は困難かとも存じます。

或は純綿の蒲團地を「スフ混用綿」と取替使用することも得策ではないかと考へて居ります。孰れにしても構外作業出役人員が八千人以上の數と假定すると損耗量は百人に付綿糸三柵の割合を要するとなれば、相當の金額を要する是等の被服損耗費は附帶經費に見積り支出することを考へて頂きたいと存じます。

安達第一課長

八月三十日付で通牒致しました構外作業派遣職員の赴任手當は支度料の意味であります。其支給に付ては遡及を認めない。但し場所に依りては他所との振合上支給を必要とする向は、本年四月以降のものに實施して差支ないと思料して居ります。尙待遇職員にも當然適用致します。

構外作業に従事する看守諸君の作業服は色々各所より希望要求がありますが、只今の所研究中でありますから附帶經費中で適當のものを選び置く様致したい。皮革が統制せられて看守諸君の靴の購入に困つて居る爲め、商工省に交渉して漸く豚皮を七、六〇〇人足分、長靴用を其半數分配給方の承認を得て置きましたから、後日適當の方法で善處する考へであります。

日沖第三課長

して豫算運用に善處せられたいのであります。次は第三問重工業轉換作業に關する件であります。刑務作業が今日の如く手工業を主とする様なことでは、到底受刑者の職業訓練の目的を完全に達成することが出來ないばかりでなく、現在に於ける重工業方面に於ける人的資源の不足を幾分なりとも補ふと言ふことは全く困難であるのであります。又一面に於ては、現在の軍需作業の施行方法を重工業方面に轉換せしめ度いと云ふ軍部の要求も可なり徹底的に考ふることが出來るのでありますから、本年度に於ける各所の要求豫算中作業器具機械費一、〇三三、五一八圓を別表の通り割り當て、置きましたから、各所に於かれましては主として此の方面に力を注ぎ、右豫算の運用に善處せられ度いのであります。

吉田事務官

十四年度の物資統制に關する件に付き説明あり、重要物資に就ては將來その資材のみならず製品をも統制せらるゝ氣運に進みつゝあり、又輸入品に就ても統制の範圍擴大せらるゝものと信ぜらるゝが故に、刑務作業は益々經營困難となる者と思惟するの外なく、依て物資に付ては代用品の研究、輸入品の使用抑制、軍需作業の擴張等物資統制の國策に添ひ、刑務作業の圓滑を計りたいものと存じます。

以上各課長の説明を終り、左の諸問題に關し意見の交換があ

作業統制協議會概況

- つた。
- 1、構外作業出役者にして工事期間中釋放し之れが補充を要する場合は府中、大阪兩刑務所に選定移送の承諾を求め置きたり、依て補充を要する場合は移送方を本省に上申すること
  - 2、構外作業實施地に在りては其地の警察或は憲兵隊と連絡を計り萬一の準備を講じ置くこと
  - 3、構外作業出役者に對しては可及的蓄音機等を使用し教化の補助となすこと
  - 4、構外作業出役者の假釋放選定に關しては完全なる引繼を爲し原刑務所の意見を尊重し適正を期すべきこと
  - 5、少年受刑者を構外作業に出役せしめ訓練の適正を期し勤勞作業に對する實質教育を施すは寧ろ適當なりとの意見あり
  - 6、構外作業中東北地方に在りては積雪の(十二、一、二、三月)時期は作業困難に付其の間他に適當なる構外作業に従事せしむる新計劃を樹立せられては如何との意見あり
- 以上の如き諸問題に就き各刑務所長より忌憚なき意見の交換あり、最も時局に適した協議會が行はれ、寛ぎたる中にも眞面目にして熱誠且つ意義深きものであつた。愈々刑務一體の精神と構外作業の強化に萬全を期し、午後五時緊張裡に無事終了の幕を閉づ。
- (文責記者にあり)

伊藤忠次郎氏退職

本會主事伊藤忠次郎氏は、在職八年有餘を以て、去る八月下旬一身上の都合に依り退職された。

氏は刑務界に奉職されること三十年、本會主事として八年、終始その眞摯なる御性格もて本邦行刑界のために精進された。今その御温容と惜別するに當り、感慨眞に深きものがある。冀くは此の士とも御元氣にて何かと我等のために御指導を賜はらん事を祈る。

氏は今湘南逗子海濱に悠々自適の生活を送らる。我等は煩はしき都塵の生活の中にあつて、氏半生の御努力、御繁多の生活を偲びつゝ遙かに暖き挨拶を送る。

因みに伊藤氏の退職に依る空席は大原主事の昇格に依り、大原氏の空席は元豊多摩の典獄補齋藤文藏氏に依つて満たされた。



刑務所便り

興亞奉公日

府中刑務所

興亞奉公日制定せらるるによつて學國愈協力一致國策に順應せんとする氣澎湃たる秋、府中刑務所に於ても職員收容者共にその意義徹底に努めやがては行刑の目的達成に貢献あらんことを念じ、所長指示の許に緊張當日を迎へたのである。

府中町大國魂神社職員曉天參拜は既に毎月一日實行し來つたもので皇運の無窮と出征將士殉國の英靈の上に赤誠を運ぶ

刑務所便り

些の行事であつて全職員公務其他の支障なき限り早朝五時半集合約二十町の道程を強行軍にも等しき元氣さを以て社前に至り恭しく額づき又玉串を捧奠し曉天の靈氣を滿喫して歸路につくのであるが此の日は特に半時間早めて五時集合、平生に増したる敬虔さは誰の面の上にも溢れて居た。中に禁煙の苦しさを嘆つヒソヒソ話しも聞えぬではなかつたがそれが愚痴に流れぬところに自覺せられたる國民意識があるものと尊く感せしめられる。

收容者に對しては毎朝ラヂオニュースを聴聞せしめ時局認識を深からしめて居るのであるが此日は更に六時三十分放送の國民朝禮の時間を聴聞せしめ當日の意義を深く認識せしめたる後次で收容者自らの朝禮によつて彼等自からも亦興亞の大業を翼賛する一員なることを自覺せしめんことを期し、やがて各管區順に従つて管區長統率教誨師參加愛國行進曲も力強

く遙拜所に向つて行進、清楚森嚴なる廣場に整列恭しく皇居を遙拜し更に謹んで殉國の英靈並に出征將兵に對して一分間の默禱を捧げた時には實に日本の尊さと力強さを感じしめられる。

而して今回の記念すべき日に際し收容者自からの誓詞を天地神明に捧ぐることに更に一層感銘深きを思ひ之を制定し唱和せしむることゝなり先きに一級者中より代表を出して協議作製せしめたものによつて高らかに唱和せられたるその聲には大和民族たる誇りと彼等本然の善良さを遺憾なく發揮せしむるものがあり感激の聲涙にむせぶ者すら見受けられた程であつた。

人本より惡しき者なしとの聖徳太子の遺訓を思ひ合せて感を新にしたのである。因みに誓詞は次の如きものである。

誓詞

聖戰第三年ヲ迎へテ國運愈揚リ皇威八

刑務所便り

紘ニ治ク秋、時局一段ノ困難ヲ加ヘント  
ス、吾等ハ過去ノ迷夢ヨリ醒メ協力一致  
愛國ノ精神ヲ涵養シ滅私奉公以テ興亞ノ  
大業ヲ翼賛センコトヲ期ス

以上管區代表者朗讀

- 一、吾等ハ鴻大ナル 君恩ニ感激シ堅ク盡忠報國ヲ誓フ
- 一、吾等ハ常ニ規律ニ服シ遵法ノ精神ヲ昂揚セン
- 一、吾等ハ作業ニ勉勵シ勤勞報國ノ誠ヲ效サン
- 一、吾等ハ殉國ノ英靈ト戰線ノ將士ニ對シ深ク感謝ヲ捧グ
- 一、吾等ハ興亞ノ國策ニ順ヒ忍苦鍛鍊必ズ良民ニ復歸セン

以上代表者調聲全收容者唱和

夏に鍛ふ勤勞奉仕

新潟刑務所

現下の時局に對し新東亞建設の任に

毎朝六時、職員と合體して全員ラヂオ體操を行ひ、工場出業者を三班に分ち毎日一班づつ交互に構内の清掃勤勞奉仕を行つた。即ち清掃に該當する班に屬する受刑者は當日午前午後の休憩時間を廢して、午前九時より三十分間、構内土堤の草刈及清掃の奉仕を爲し、戒護課長が指揮者、各看守部長班長となり、一級受刑者或は賞表者を組長として、ぢり／＼焼つく炎天下に我を競ふて奉仕をなし、次に片付いて行く見違へるばかりの清潔清掃に大勢が力を合はすれば偉大な仕事が出来たものだといふ體驗を如實に味はしめたことであつた。

一、出征軍人遺家族慰安會

京都刑務所

八月二十六日(土曜日)皇軍武運長久

刑務所便り

耐ふべき旺盛なる精神力と剛健なる身心とを鍛鍊し以て銃後國民の責務を全ふするといふ趣旨の下に去る八月一日より同月二十日に至る間を國民身心鍛鍊運動の實施期間と定められ、各地に於て數々の猛鍛鍊が行はれた。

此の運動は一部分のものに非ずして全國的全國民的のもので之に参加すること、は銃後國民の責務であると共に、時局の認識を深むる上にも効果的なるが故に新潟刑務所に於ても「夏に鍛へよ」と職員收容者、擧げて之が運動に馳せ参じたのであつた。

職員の一部では、

毎朝六時、ラヂオ體操を行ひ、先づ一日の清朗の健康を呼び、引續き午前七時まで俱樂部及構外周圍の勤勞清掃奉仕を行つた。其の方法は所長を總指揮官として戒護係職員を除く全員(給仕小使をも含む)を三班に分ち、毎日一班づつ交互

に奉仕すること、し幹部職員が班長となつて各班其の實績を競ひつゝ早朝の新鮮なる外氣を擅に取入れて嬉々々々々の裡に然かも眞剣に、朝露に濡れながら草刈除草の奉仕作業が進められた。

所長は毎朝缺かさず出勤して自ら陣頭に立ち、班員を督勵指揮したが、馴れぬ作業だけに元氣な職員達も手に豆が出来た者もあつたが同僚達が第一線で活躍して居られる勞苦を偲べば「これ位の豆が何んだ、勤務外作業が何んだ」と淨い汗を流しつゝ雑草が見る／＼きれいに片付いて行く様を眺めては、小さい乍らも勤勞奉仕といふ快い感觸が、ひし／＼と身近かに感ぜられるのであつた。

戒護職員は勤務時間の關係上、勤勞奉仕には参加不能のため、期間中毎夕五時三十分より七時迄約一時間半、演武場に於て武道の猛練習を續行した。

收容者の部では、

二、心身鍛鍊相撲大會

國民心身鍛鍊運動實施期間中構外空地に於て體位向上に資する爲連夜職員並其子弟の相撲を催したるが其納會行事として本月十九日(土曜日)午後六時三十分より相撲大會を催したり。小川滋賀刑務所長には選手を引率態々來會せらるゝ外警察署、青年團、會社、工場等多數團體より猛者連續々々參會。先づ少年試合、當所職員個人試合同五人抜終りて團體對抗試合あり。何れも溢るゝばかりの元氣にて體力と技を競ふ様思はず手に汗を覺ゆるものありて場の周圍に十重二十重集へる觀衆の拍手喝采に終始し頗る盛會裡に終了。

海外異聞録



海外異聞録

伊太利政府 探偵小説に禁止令

伊太利政府は今回世界の著名な作家の作品中、現在のフアシスト教育に有害なるものを一切禁止した。禁止令に指示されたのは非常に多数に上つてゐるが先づユダヤ人文藝家のものが相當多數あり、カサノヴァ、ボツカチオ等のエロチックなもの、E.A.ポオ、アガタ、クリスティー等の探偵物は全部禁止、その他一と昔も二た昔も前に日本にも輸入されたニツク、カアターもの及び之に類する探偵冒險物は一切輸入發賣禁止となつた。政府の見解によれば血腥い殺人事件も織り込み、殘虐な人生の暗黒面をそれからそれへと綴り

合はせた探偵物の多くは、實行の不可能な空想を以てその筋を運ぶのを常とし、殊に近代科學を採り入れた米國物の害毒は一層甚だしいといふのである。又、別の方面から見れば探偵物は一、青少年の空想を挑發して放浪性を植ゑつける  
二、特殊のものを除く外は全體主義的純正思想を喪失せしめ、國際的な不健全思想を培ひ、ヴァガボンドを養成する  
といふ點も指摘され、青少年の健全な情操を養ふためには、もつと明朗でもつと楽しい書籍の糧を與へることが必要だといふのである。

アメリカ自殺奇談

年甲斐もなく勇ましい消防手の出勤振りが見たくて、街頭の火警報器をいぢくり廻した揚句、市の消防當局を「名状すべからざる混亂状態」に陥れたといふ罪により、警察署に擧げられた當年取つて五十一歳の中年男、係官から散々油をしぼられた揚句、兎に角放免されることゝはなつてみたもの、今度は急に世の中が淋しく味氣なく思はれて悲觀憤懣の後、定石通りピスト

ルを擔ぎ出して、おのが心臓を目懸けて打ちも打つたり二十五發といふ多數、彈丸の大安賣りをやつてみたが一向に目的が達せられず、相變らずピンしてゐる。この男の名前は本人の名譽のため警察當局で特に發表を見合せてゐるが、係官がよくく死神から見離された男の自殺失敗に就いて慎重取調べの結果によると、これら二十五發の彈丸はいづれもボケット用櫛、時計、シャープ鉛筆、ボタン、その他男が着用してゐた肺炎豫防用ジャケットと厚い下着で受け止められたものと判明、係官もその運の強いのに驚いてゐるといふ。尙この男再度自殺を企てる懼があるので、當局でも警戒はしてゐるが、何しろこれ程まで死神に見限られた男も一寸類がないので、此の次には果してどんな結果になるだらうかといふ興味もあつて人氣的になつてゐるとのことである。

遺言奇聞

ペンシルヴァニア州の遺言公證人は毎年會合するのを例としてゐるが、最近その第十二回年次大會をアトランティック・シテイに開催し、約六十名の

公證人が參集、各自所管事務について報告を行ひ意見の交換を行ひ、意見の交換を行つたが、冥土への旅行者を扱つてゐる人々だけに珍話奇聞が續出した。彼等の結論するところに依れば、遺言を行はないうで死ぬ人は皮肉なことに裁判官、辯護士中に最も多いこととであるが、今數多い話題の中から奇話一、二を拾つてみよう。  
一、或男はその死に當つて妻に一本の綱を遺産の一つとして與へ、遺言に曰く「この綱を以て自殺し余の後を追へ、遺産管財人は妻の自殺に當り右の綱が切れたる場合遺産中より五弗を彼女に與へ毒藥を購入せしむべし」  
一、一人の醫者は死に臨み遺言書に署名するを拒み指印を以てした。蓋し署名は偽筆せらる懼れがあるが、指紋は偽り得ずとの理由に依る。

猛毒でも平氣な印度仙人

印度といふ國には近代科學の力ではどうしても解くことの出來ぬ様々の妖術を心得た人間があるのだが、此處にも一人その宗教的精神力に依つて如何なる毒物を嚙下しても絶対に死なぬといふ途法もない男が現れた。この男は名をケイ・クルシユラヴ・バルジヨル

ジ・ヴァキルといひ、ゾロアスター教徒であるが、その徹底した信仰力によつて、自分の生命は外力に對しては絶對的抵抗力を有するとの固い信念を有し、例へば鉛を身體に注がれやうとも或は又山盛りの毒藥を飲まされやうとも斷じて死なぬと平生から公言してゐたが、最近數百人の觀衆の前で白人學者立會の下に、猛毒砒素四オンスを飲み下し居並ぶ人々をアツと云はせた。四オンスの砒素といへば優に一千人の生命を奪ふに足る分量であるが、ヴァキル先生其後も至極健在で、相變らず神懸つたことを公言し續けてゐるといふ。この驚くべき實驗に立會つた白人學者はアイメダバットのグヤラットカレッツ化学教授S.シャイ博士であるが、同博士が分析試験の結果、ヴァキル君の飲んだ砒素の純分量は九九・七四九パーセントであつたといふ。

ナチスの母親は子供

四人以上を持つべし

ナチス・ドイツでは人的資源の獲得に留意し出産奨励に大童であるが、政府機關紙上でドイツ人家族は最小限四人の子供を持つことが黨の格言であると述べ、ナチス母性の國策に對する協力を要望してゐる。躍進途上にある新

興ドイツが現在の人口水準を今後維持するためには毎年百二十七萬八千五百八十三人の出生が是非とも必要であるので、政府及び黨が産を限りかゝる「産めよ殖せよ」の半強制的獎勵をしてゐるが、昨年の出生数はこの豫定數に満たず四萬二千六十五人の不足を示してゐる。

ところで、ルール地方のワツテンシヤイト市では今回この國策線に沿つて子供三人以上を持つ健康な母親に對し來年一月一日以降において第四人目の子供を生んだ場合は賞金として小住宅を買入れるだけの資金を給與するといふ母性保護法を制定した。新法によれば右の外「本年四月一日以降において第四子または第五子を出産したる母に對しては一〇〇マルクを給與す」との規定もあり、ドイツにおいて最も出生率の低い同市の人口政策も加はつてこの新法制定となつたものである。なほ新法は「子供の出生に當つては市は最大の喜びを以てこれが名付親たるの委嘱に應じ、かつ出産祝の寸志として二百五十マルク記入の預金通帳を贈呈すべし」と行届いた親切振りを示してゐる。

海外異聞録

書道講座



高橋の鳥

書道の變遷 (二十二)

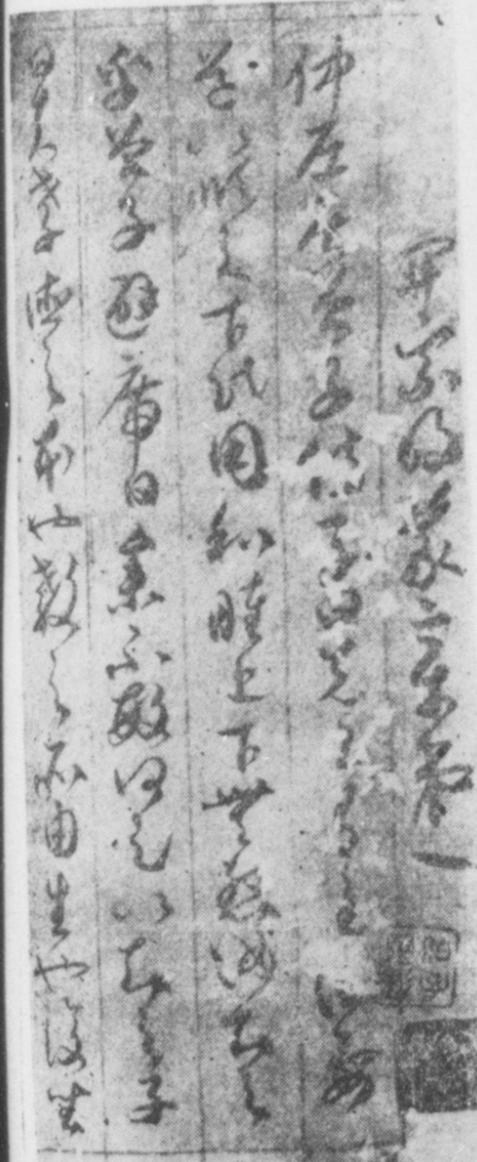
賀知章

賀知章字は季眞、越州水興の人である。性和平曠大人と善く談説す。進士に擢んでらる。(唐時代には詩賦で出身したる者を進士といつた。又開元中集賢院學士となり、後秘書監に遷る。後に至つて官を棄てて徒歩郷里に歸る。賀知章の晩年は尤も誕放遠嬉、巷里自ら四明狂客秘書外監と號す。大酒を好み醉ふ毎に輒ち辭を屬し筆を書く停めることを知らず。しかるに成な觀る可きものあり。殊に草隸を善くす。好事者筆硯を具へてこれに従ふも意慙ふ所あれば復拒まず。然れども何れも一紙纔かに十數字、世人これを傳へて以つて寶となす。

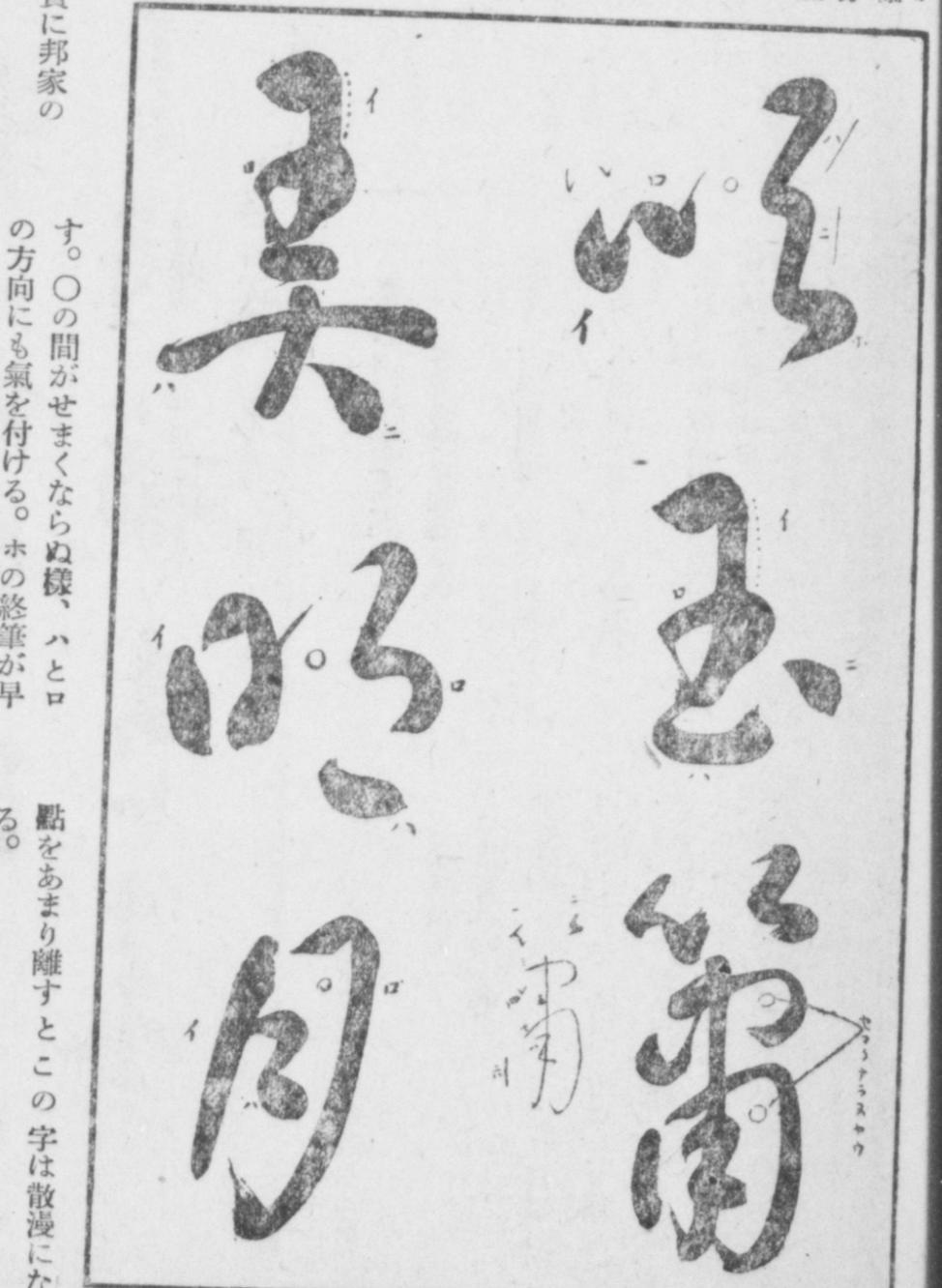
天寶の初め請ふて道士となる(當時黃帝、老子、莊子、等の教を祖述して一種

の教説を唱へるものを道教といつた。その道教を奉じて長生不老の術を研究する者を道士といつた)其の後肅宗の時に禮部尙書を贈る。

く、二十紙、三十紙、紙盡くれば語亦盡く、その好處造化と相争ふ人工の到る所に非ざるなり。賀知章嘗て張旭と遊び、凡そ人家、廳館の好牆及屏幃を見れば忽ち機を忘れ興發し、落筆、數行、虫篆鳥飛の如く、古の張索といへども如かざるなり。とは述書賦注に曰ふところである。世人評して曰くに知章が草書の詩、筆力遒健、風尙高遠なりと。



衛家より獻上した事は明らかである。豫樂院公の題厘も添へてゐるから近衛家には随分古から寶藏されたらしい。然るにその後明治十七年に至つてこの卷は模刻せられ墨帖となつて再び人間に出た譯であるこの帖は凡そ千八百四十七字、鴻飛瀾翻、肥瘦疾徐、變化無窮と評されてゐる。



課題

吹、イと口の點の打ち方の方向に注意

書道講座

す。○の間がせまくならぬ様、ハとロの方向にも氣を付ける。ホの終筆が早くならぬやう。

玉、イの點線の間はかなり長めに、ロは大きくからむ、ハは下らぬやう、ニの

點をあまり離すとこの字は散漫になる。

蕭、この字の筆順は左に示す骨線の如くに、又○の箇所何れもせまくならぬやう。

亂鴻背美斜陽去寒  
 鴈帶將權久來

美、イの點線の所長く、口を大きくからむ、ハは充分左下からそして右に長く引く。ニの終筆をどつしりと打つことに依つてこの字は坐る。

明、イの日扁はあまり小さくなく、○の間を離す、口の筆は右下の方に下げ乍らしかもあまり早くなくハの筆に移る。ハを充分にこの字を締る。ハの筆は離れていかず、さりとて口の筆にくつ付けてもいけない。要領によく注意する。

月、イは少し斜に、○の間せまくならないやう、口は幾分か彎曲に、しかもハの筆を輕卒に抜かはぬこと。

第七回競書募集

- 一、課題、本號掲載の課題揮毫のこと一人一枚
- 二、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れにても可一人一枚
- 一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚
- 一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三
- 一、高橋白鷗宛送付のこと。
- 一、締切、十一月五日
- 一、發表、十二月號本欄
- 一、注意級位あるものは級位、所屬氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること。

と。新に應募するものは級位は新と記すること。

孝經釋文

開宗明義章第一

仲尼居曾子侍。子曰、先王有至德要道、以順<sup>テ</sup>天下、民用和睦、上下無怨。汝知<sup>レ</sup>之乎。曾子避席曰、參不敏、何足以知<sup>レ</sup>之。子曰、夫孝、德之本也。教之所由生<sup>ニ</sup>也。復<sup>カ</sup>坐。

條幅

亂鴻背著<sup>ニ</sup>斜陽<sup>ヲ</sup>去<sup>ク</sup>。寒鴈帶<sup>ニ</sup>將<sup>ニ</sup>秋色<sup>ヲ</sup>來<sup>ス</sup>。

選歌しつ、(二十五)

大翼

萬葉集の訓み方を研究して一つの解釋を定めることを「點する」といふのである。この點に、古點、次點、新點の三種がある。古點は村上天皇の天曆年間に、源順、大中臣能宣、清原元輔、坂上望城、紀時文の五人に勅を下し、宮中なる梨壺(昭陽舍)に於いて萬葉集に訓點を加へしめたまうたものである。後世これを梨壺の五人と呼んで居り、五人の中では源順が古來重視されて居るのである。次點といふのは、大江佐國、藤原孝言、大江匡房、源國信、藤原基俊等によつて施された訓點をいふのである。併し、古點と次點とだけでは、萬葉集の訓點はまだ完成されな

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠  
 締切 毎月五日限  
 用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一 快く腹がすきゆく此の頃のこの有難さ何にたぐへむ  
 岐阜 梶田草民  
 微熱とて氣はゆるすなと子ろがこと妻に云ひつつ吾は靴はく  
 札幌 片岡好月  
 二 草むらを掻き分けゆけば香の高き蓬の草に花の咲く見ゆ  
 小菅 兼平義郎  
 三 御羽車老も若きも額づきてをろがみまつる九段の闇に  
 佳作  
 浦上 三浦子路  
 たまゆらを日光うすれてまた照りぬものしづかなる晝下りかな  
 大阪 足立碩花  
 夕立に埃あらひし桐の葉の光り涼しき宵月夜かな  
 長野 丸山國子  
 〇 ポプラの梢に渡る朝の風葉裏かへして白くひかりぬ  
 鹿兒島 通安生  
 〇 陽のさせば木々の綠葉光動き心すがしき梅雨晴れの朝

歌 壇

かつた。これを完成して萬葉集をして容易に何人の手にも觸れ得るやうにしたのは仙覺權律師の力である。仙覺は古點次點の足らぬところを補ひ、疑はしきところを更に研究して、その全部に互つて新たな訓點を加へ、後瑳瑤天皇の寛元四年萬葉集註釋二十卷、世に謂ふ仙覺抄といふものを出したのである。僧侶ではその後も相州藤澤遊行寺の僧由阿が、詞林采葉抄十巻を書いて二條關白に献じたが、仙覺抄以後萬葉集の研究はいよいよ廣く行はれるやうになり、これに關する浩瀚な著書や、著名な學者も多く出で來り、所謂萬葉學の系統を形成したほどであつて、その研究も今日では複雑に分化して居り、單に註釋書のみを以てするも夥しい數に上るのであるが、就中以下に述べる四書の如きは斯學を學ぶ者のかたから一讀すべきものであらう。

住み飽きし秋山裾も夕ざればかなしき蟲の歌滿ちにけり  
○ 小田原 白河 英龍  
○ 名古屋 加田 繁正  
○ 函館 松田 思秋  
○ 百億へまだかと貯金のぞく子の心尊くいやまひにけり  
○ チ、ハル 志田 稠黄  
○ 雨上りの野道を行けば蛙の子數多跳ね交ひ足踏みがたし  
○ 京都 勢井 實  
○ 軍馬にと青草かり來庭に乾す妻の手首は赤くはれをり  
○ 小菅 兼平 義郎  
○ しらじらと夜は黎けゆけり最終の監視を了へて心ゆるびぬ  
○ 横濱 庄司 白嶺  
○ 濛濛と砂塵を上げて走り來る乗合バスを道邊に避けぬ  
○ 宮城 志賀 宮童  
○ 炎天の照りかがやける都路を撒水自動車水まき走る  
○ 東 拘 峰 青果  
○ 贖罪の心に去にし一日を靜かに憶ふ獨居の窓  
○ 神戸 淺野 福夫  
○ 神棚に灯つけし老の父征ける我が子の武勳をいのる  
○ 京都 平井 鶴宗  
○ 麥の穂の赤くなりにしあぜ道に子等はつどひて早苗虫とれり  
○ 山形 銀嶺 山人  
○ 援蔭のために心の氣狂へるとつくに人のあはれなるかも

十句評釋

花 蓑

早田の望をすて草を取る 梅香  
それ以來早つゞきで田圃には龜裂が見えて漸く一二尺伸びたばかりの稻は枯死せんとしてゐる、それでも尙一縷の望をすてず田の草を取つてゐるといふのであつて今日降るか明日降るかと思ひの雨を心から祈り乍ら諦め切れない痛切な心持がそこに見られます。

原句には「草を刈る」とあり、作意はまだ植付も出來ないである田圃が旱の爲に乾いて草の生ふるがまゝになつてゐる、その草を刈るといふのであるかも知れませんがそれにしても「草を刈る」は大袈裟になりません、「草を取る」とすればおのづから前解の如き解釋が生れて來ます。

書割の雲龍を背に水藝師 紅春  
水藝といふものを私も見たことがあるやうな氣もするしないやうな氣もする、舞臺のまん中に箱が据えてあつてその箱から一筋の水を吹き上げ水藝師はその水を巧みに操つていろ／＼の藝をして見せる、その藝がどういふものであつたか思ひ出せない

夕顔や空の深みに星一つ  
よみさしの書のあれこれと蛾の幾夜  
旅靴干せば糸瓜の花おちぬ  
合歡の花湖は茜の雲うつす  
燈臺は秋草なびく丘にあり  
向日葵はあせて休暇もなく過ぎし  
立秋や湖水に映る雲白く  
磯涼み對岸の灯は長命寺  
月見船堅田御堂の灯は遙か  
桑畑に一むれ下りし稻すゞめ  
燕の翔ける青田や走り雨  
巖鼻に釣る人のあり夏座敷  
乳色の靄より立ちぬ青田鳥  
歸省子に夏爐うれしき吾家かな

毎月 募集

**刑 政 俳 壇**

題當季隨意  
用紙官私製葉書  
五月五日限

いふとま 選

夕顔や空の深みに星一つ 名古屋 壽美子  
よみさしの書のあれこれと蛾の幾夜 同 同  
旅靴干せば糸瓜の花おちぬ 同 同  
合歡の花湖は茜の雲うつす 同 いばら  
燈臺は秋草なびく丘にあり 同 同  
向日葵はあせて休暇もなく過ぎし 同 同  
立秋や湖水に映る雲白く 滋賀 西村 幸吉  
磯涼み對岸の灯は長命寺 同 同  
月見船堅田御堂の灯は遙か 同 同  
桑畑に一むれ下りし稻すゞめ 函館 船山 船風  
燕の翔ける青田や走り雨 函館 同  
巖鼻に釣る人のあり夏座敷 同 同  
乳色の靄より立ちぬ青田鳥 同 同  
歸省子に夏爐うれしき吾家かな 豊多摩 同 樹

俳壇

ころを見ると矢張り見たことではないのかも  
しれぬ、けれどもこの句を讀むと實際嘗て  
見たことのあるやうな錯覺を起させるのも  
作品の力でせう、この句はその水藝師が書  
割一杯に描いてある雲龍を背景にして水藝  
を演じてゐるところです、墨痕淋漓たる雲  
龍の背景が水藝の涼味を添ふるに十分役立  
つてゐます。

砲煙のうすらぎゆきて雲の峯 正之  
戰場俳句の一つです、今は戦ひもやんで  
天地を包んでゐた砲煙が次第にうすらいで  
ゆくとその砲煙の中から雲の峯が現はれた  
といふのであつて激戦の末に敵を沈黙させ  
て漸く昂奮の醒めたあとの爽かな情景が感  
じられます。

夜濯の月の手許となりけり 月人  
夜濯ぎをしてゐる間に月が上つて段々高  
くなり纏て月が手許を照らし手許の水に月  
が映るやうになつて來たのです、それを  
一月の手許となりけりと言つたので  
す、こゝらに俳句特有の表現の單純化があ  
ります。

みやげ買ふ袖の下より鹿の顔 春泉女  
奈良の町で土産物を買つてゐると袖の下  
から鹿が顔を出しておねだりをするので  
す、これも旅情を慰むるもの、一つでせ  
う。

そり橋にのぼりて日傘開きけり 清月  
純な動作の上にも女性美の一端が見出され  
ます、これを見逃がさなかつたところに作  
者の爛眼が伺はれます。

新涼や日々のびゆく物の影 賀名生  
木の影、草の影、凡ての物の影が目に見え  
て日に／＼伸びてゆく、長い夏も去つてこ  
の頃は新涼の生氣が犇々と感じられます。

提灯を吊して涼む二階かな 京堂  
階上階下の灯を消して眞つ暗がりの中に  
只二階の軒に提灯を吊して涼んでゐるので  
す、星の空からしのびやかに涼しい風が吹  
き渡つて來ることせう、これもなかく  
洒落れた銷夏の趣向です。

子澤山冷茶毎日かゝさずに 魁川  
多勢の子供の爲に毎日冷茶が用意してあ  
る、油斷をすれば水を飲み過ぎて疫癘を起  
すやうなことがないとも頼らぬ、一かゝさ  
ずに一と言つたところに子供を思ふ親心の  
注意深い思ひ遣りが察しられます。

みつ豆を運べる娘等の靴が鳴る 梨代子  
こゝの喫茶ガールは十二三の小娘ばかり  
で一樣に揃ひのワンピースを着て靴を穿い  
てゐます、みつ豆を運んで來るそれ等の娘  
達の靴がキュツ／＼と鳴るので、みつ豆  
もうまいがそれを運んで來る娘達も可憐で  
す。

俳壇

歸省子に大きな月の上りけり  
物買うてをれば後に鹿の佇つ  
鯛に一日の赤目惜み發つ  
浮島の塔を遙かや囀守る  
初雁や火星も見えて夕月夜  
早稲の香や今日解散の奉仕隊  
西瓜番畫は子供と代りけり  
稻妻や入道雲の裏くどり  
朝顔の窓の明るき書齋かな  
竹林に古き門あり花木種  
夏燕贅崎の濱人居らず  
置きかへし風の蚊遣の煙かな  
彩雲に光りて芭蕉ひるがへる  
部屋に來る戯れ蜻蛉ありにけり  
枝川に盆の休みの溜り舟  
朝顔の垣をつらねて社宅かな  
朝顔の窓見えてある木の間に蝶  
曠原をふかるゝまゝに秋の蝶  
霧流れ朝顔の花見えかくれ  
朝顔のいとほらかに開きけり  
新涼や甚だ長き種胡瓜  
いち／＼の廣葉がくれに熟れそむる  
滴りの音かそかなり岩魚釣  
夕立の晴れたる空の満月や  
花南瓜なえし夕の星赤し

大阪 今川 湖舟  
同 同  
京都 白柏 大虛  
鹿兒島 同 六男 坊  
小菅 池原 九郎  
名古屋 同 高島 政夫  
同 加田あやこ  
小田原 草花  
同 白河 英龍  
同 橋口 白汀  
同 鹿兒島 竹風  
小菅 兔洲  
同 陽村  
同 月菟  
同 甘菟  
同 北菟  
同 同 高島 子  
宮城 横山 白楊  
鹿兒島 飯塚 梵葉  
名古屋 長崎 蓑子

石に落つ庭木の雫 秋の雨  
夕焼に外燈の灯の皆青し  
免業日舎房の事務の日の長き  
薬干の干からぶるまゝ風のま  
朝顔の徑に這ひ咲く嵐あ  
遠き嶺霧流れつゝ馬のゆく  
爽かに白雲高き櫻島  
日焼の子盲の父の手を引いて  
木犀の香の流れ來て塀高し  
絲瓜水採りて行水名残かな  
烈日に浦島草の緋のもゆる  
日向葵の實となり晩夏の軒低く  
秋の野の放牧見ゆる汽車の窓  
朝顔の咲きそめし朝吾子逝きぬ  
花の荷の中よりのぞく栗の枝  
花を賣る夜店の主女なり  
湧き立てる雲を背にして夏野ゆく  
めざむれば月の明りや虫の聲  
断雲の流れ夕立いまだ來ず  
垣外に人の居るらし虫の闇  
夕立の雲湧き出で、藪さわぐ  
目ざむれば旅の枕や雁渡る  
舊道の並木の松に蔦紅葉  
避暑客の日に減りて波淋し  
嫁ぐ娘に里の名残や盆踊

福岡 松延 碧水  
滋賀 深田 五角  
岐阜 高木 孤月  
山形 村山 翠水  
小菅 菱花  
帯廣 白扇  
鹿兒島 和志 武柳村  
神奈川 村上 五朗  
名古屋 設楽 銀月  
奈良 秋田 みのる  
千葉 菅谷 沙汀  
同 桑原 杜宇  
同 寺澤 好秋  
承德 副島 雅石  
鹿兒島 高田 一水  
同 高田 如舟  
小田原 上居 撫村  
水戸 根本 義雄  
埼玉 齋藤 義雄  
岡崎 三浦 繁樹  
福岡 宗 震舟  
松江 川津 霞舟  
函館 松田 思秋  
小田原 湖田 南  
木更津 小松 蓮村  
大曲 老松 蓮村

叙任辭令

叙任辭令

正八	六月一日	看守長 大森佐登美 (宇都宮)	免本職大分支	支所長 柏茂俊 (大島支)
正七	六月十五日	同 高崎又市 (熊本)	大島支所長	看守長 林仁次郎 (北區支)
從七	七月一日	作業技師 牛尾壽男 (名古屋)	北區支	同 家石熊太郎 (岡山)
同	八月二日	看守長 藤下伊一郎 (大曲支)	免本職岡山	延岡支所長 山本八百藏 (延岡)
勳六	八月十一日	典獄補 益山喜三郎 (和歌山)	延岡支所長 兼宮崎	看守長 上島善助 (宮崎)
同	八月十八日	看守長 渡邊治三郎 (横濱)	宮崎	同 植田鹿治 (德島)
同	八月十八日	同 蝦名末太郎 (青森)	德島	同 米村直次郎 (大分支)
同	八月十八日	典獄補 榎本高義 (浦和支)	任司法屬(行刑局)六三	同 小穴鐘藏 (東拘)
願免五級	八月十九日	教誨師 栗真峻 (三重)	願免	同 伊東正一 (豊多摩)
任教誨師(三重)一〇級		教誨師 近藤寛	願免	同 野田弘之 (水戸)
			願免	同 倉淵安一 (廣島)
			死亡六級	同 黒川武 (福井支)
			願免七級	同 大橋大秀
			同 六級	
			任教誨師(小菅)八級	

訓令通牒

(刑政第五二卷 第十號)

職員ノ配置竝ニ看守補充ニ關スル件

(司法省 行刑局 昭和十四年八月十五日)

構外作業ノ増加ニ伴フ職員ノ増員等之カ所要豫算大藏省へ要求中ノ處構外作業ノ實情等幸ヒ大藏當局ノ認ムルトコロナリ豫算ノ増額ヲ得看守其ノ他増員ノ運ビト相成リタルハ誠ニ御同慶ノ至リニ存シ候へ共之カ實行ニ關シテハ現在各所ニ於テ實施中ノモノ竝ニ計畫中ノモノニ對スル所要人員ノ眞ニ其ノ一部ヲ充足スルニ過キサルモノニシテ各刑務所ノ御期待ニ副ヒ得ル程ノモノニ無之候條其ノ邊ノ事情篤ト御諒承ノ上職員ノ配置竝ニ之カ計畫ニ付テハ一層ノ御配意相煩度次ニ休職看守ニ付テハ屢々通牒ノ次第モ有之萬遺憾ナク御處理相成居候コトト思料候へ共復員ノ際ニ於ケル定員トノ調和竝ニ賞與資源ノ確保等ヲ常ニ充分考慮セラレ置キ召集ヲ解除セラレタル休職看守ヲ復職セシムル

訓令通牒

就業人員調ニ關スル件

(司法省 行刑局 昭和十四年八月二十八日)

實際直ニ定員ヲ超過シ又ハ之カ爲犠牲者ヲ出スカ如キコト無之様格段ノ御留意相成度候

作業動員計畫上改正ノ必要ヲ相生シ候ニ付標記調書左記ニヨリ作成ノ上提出相成度候

- 一、本調書ハ之ヲ二通作成シ一通ハ行刑局長一通ハ自所所屬ノ管區代表刑務所ニ提出スルコト
- 二、本調書ハ別紙様式ニヨリ毎月一日・十五日(免業日ニ相當スルトキハ其ノ翌日)現在ニ依リ作成シ必ス三日以内ニ發送スルコト
- 三、支所分ハ本所ニ於テ取纏メ發送スルコト
- 四、用紙ノ大サハ日本規格B列四號若クハB列五號トス

記



訓令通牒

- 三、一人ニシテ數業種ニ互リ就業シタル者アルトキハ主タル業種ニ就業シタル事トシテ記載スルコト
- 四、「他業種ニ就業スル技能者」欄ニハ一人ニシテ二種以上ノ技能ヲ有スルモノアルトキハ現ニ就業セル業種欄ニ朱書再掲シ備考欄ニ朱書ハ他ノ何業種ニ技能ヲ有スルヤ明瞭ニスルコト
- 五、備考欄ニハ不就業人員ヲ記載スルコト

◇學校卒業者使用制限ニ關スル件

(司法省 行甲第七三八號)  
(行刑局 昭和十四年九月二日)

標記ノ件ニ關シ内閣書記官長ヨリ別紙寫ノ通牒有之候ニ付作業經營上學校卒業者ニシテ採用ヲ必要トスル場合ト雖モ本通牒ノ趣旨ニ則リ採用豫約等無之様自制相成度候

内閣第一七九八號 寫

昭和十四年八月十八日

内閣書記官長 太田耕造

司法次官 岩村通世殿

學校卒業者使用制限ニ關スル件

學校卒業者使用制限令第一條ノ學校學科ヲ卒業スヘキ者ヲ使用認可前ニ於テ採用豫約ヲ爲スハ徒ニ就職上混亂ヲ惹起スルノミナラス本制度ノ運用上尠カラサル支障有之曩ニ厚生省ヨリ地方長官ヲシテ事業主ニ對シ之カ採用ノ豫約ヲ爲ササル様措置セシメ候趣ニ付各官廳ニ於テモ右趣旨ニ依リ民間ニ準シ自制セラル様致度此段及迎牒候

追而各關係學校長ニ對シテハ使用認可前ノ採用豫約ニ應ゼシメサル様文部省ニ於テ措置濟ニ有之申添候

幼少年教化研究部篇

少年不良化の原因と其對策Ⅱ

菊判 一二〇頁  
定價 一・〇〇圓

- 内容目次
- 序 文
  - 一、序 論
  - 二、犯罪少年の精神醫學的鑑別
  - 三、犯罪少年の身體狀態
  - 四、犯罪少年の累犯豫後
  - 五、結 語

以上各項の内容に副ひ、細目を設け實例を擧げて詳論し斯學研究上好個の參考書と認む。一四、七、一五發行

正義

故堀江專一郎博士肖像、東北辯護士會聯合會第二回總會寫眞

追 想

- 堀江博士の逝去を惜む……………原 嘉道
- 堀江博士を追憶す……………鹽谷恒太郎
- 堀江博士の追憶……………岩田 宙造
- 堀江專一郎博士を憶ふ……………鷗澤 總明
- 堀江博士を惜む……………平松 市藏
- 堀江君を悼む……………有馬忠三郎
- 堀江專一郎君を偲ぶ……………名川 侃市

東京市麹町區霞ヶ關一ノ一

帝國辯護士會發行

電話銀座 四三八〇・二二五五番  
振替口座東京 七二三九〇番

- 懷故堀江博士……………伊藤和三郎
- 趣味の人としての堀江博士……………豐原 清作
- 人間堀江博士を語る……………秋山 常吉
- 故堀江專一郎先生を語る……………島田 武夫
- 堀江先生を憶ふ……………大塚喜一郎

決議及報告

權察官の強制權擴大強化反對聲明

講演

支那民族性の機微……………後藤朝太郎

時評、資料、文苑、雜報

# 法學新報

第四十九卷 第九號  
昭和十四年九月  
定價五十錢(送料二錢)

中央大學法學部門機關

教唆未遂に關する學說と立法例…………… 講師 牧野 英一  
 法律に代る勅令に關する諸問題を再検討す…………… 教授 天野 德也  
 過失論…………… 教授 岩田 新  
 日本人の滿洲國土地權利取得法律關係…………… 增淵 俊一  
 社會構成の基礎としての親子關係…………… 講師 青山 道夫  
 刑事判例研究  
 重油運送船長の横領罪と竊盜罪(草野約一郎)——未決勾留日數  
 の法定通算(吉田常次郎)

民事判例研究  
 否認權行使に依る給付の一部返還に對する債權額の復活範圍(前野順一)——控訴審に於ける請求拋棄の效力(高橋靜一)——假處分の續行と執行開始期間の制限(黒川眞前)——賃借人の賃料不拂と保證契約(岩田新)  
 批評と紹介  
 小町谷博士の海商法要義(松波仁一郎)  
 新法令  
 近着外國雜誌法律論題要目

# 法曹會雜誌

第十七卷 第九號  
昭和十四年九月一日發行  
定價 金 五拾錢

司法省構内  
法曹會  
振替口座 東京一五六七〇

○請求原因、法律…………… 浦和地方法裁判所 岡村 顯二  
 ○要件及主張責任…………… 前大審院部長 前田直之助  
 ○白紙委任狀附記名株券の本質…………… 大阪地方法裁判所 石井 良三  
 ○一個の行爲と一罪(二完)…………… 判

○ナチス立法と獨逸經濟…………… 獨逸ミューンヘン大學教授 オット・ケ  
 ○司法大臣「肇國の精神と法律」(等三席入賞(三))…………… 李 恆寧  
 ○懸賞論文「肇國の精神と法律」(等三席入賞(三))…………… 李 恆寧  
 ○法曹會決議…………… 司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨  
 ○登記事務協同會決議…………… 新法令 ○雜報

## 編輯後記

○世界一周飛行機に幾つもの試みがあるが、その中でも、北極を飛んで、北極圏を通過し、北極に到達したことは、人類の偉業である。……

九月七日  
Y K 生

定規文注	料告廣	表價定
●御注文は郵便金のこと ●御送金は郵便金のこと ●御注文は郵便金のこと ●御送金は郵便金のこと	普二一 通等等 一頁頁頁 金金金 三四五 十十十 圓圓圓	一冊(稅共) 金三十錢 二冊(稅共) 金一圓八十錢 三冊(稅共) 金一圓六十錢

昭和十四年九月一日發行  
 編輯部 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地  
 印刷部 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地  
 發行部 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地  
 電話 振替口座 東京一五六七〇

